

官報

号外 昭和二十三年七月一日

○第二回衆議院會議錄第七十四号

昭和二十三年六月三十日(水曜日)

午後五時開議

議事日程 第七十号

昭和二十三年六月三十日(水曜日)

午後一時開議

第一 政治資金規正法案(本院提出、参議院回付)

第二 民事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

第三 保険募集の取締に関する法律案(内閣提出、参議院回付)

第四 選挙運動等の臨時特例に関する法律案(政党法及び選挙法に関する特別委員長提出)

第五 衆議院議員選挙法の一部を改正する法律案(政党法及び選挙法に関する特別委員長提出)

第六 議院事務局法の一部を改正する法律案(議院運営委員長提出)

第七 議院法制局法案(議院運営委員長提出)

第八 教科書の発行に関する臨時措置法案(内閣提出)

第九 船員職業安定法案(内閣提出)

第十 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、海運局の増設に關し承認を求めの件

第十一 行政管理廳設置法案(内閣提出)

第十二 軍事公債の利子支拂の特例に關する法律案(内閣提出)

第十三 公認會計士法案(内閣提出)

請願

第一乃至第二八四 木俣川砂防工事施行の請願(第六号)外二百八十三請願

第二八五乃至第四二六 郡山郵便局舎用地及び建物買収の請願(第八二号)外四百四十一請願

○議長(松岡駒吉君) これより會議を開きます。

會期延長の件

○議長(松岡駒吉君) この際會期延長の件についてお諮りいたします。今回の會期は本日をもつて終了することになつておりますが、各常任委員長の意見を聴き、議院運営委員会にも諮つた上、参議院議長と協議の結果、明七月一日より七月五日まで、五日間會期を延長したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて會期は七月一日より七月五日まで五日間延長することに決しました。

第十一 行政管理廳設置法案(内閣提出)

○篠口晃君 議事日程順序変更の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際日程第十一を繰上げ上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 篠口君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程の順序は変更せられました。

日程第十一、行政管理廳設置法案を議題といたします。委員長長の報告を求めます。決算委員長松原一彦君。

行政管理廳設置法案

(設置)

第一條 この法律により、總理廳の外局として、行政管理廳を設置する。

(所掌事務及び権限)

第二條 行政管理廳の所掌事務の範圍は、左の通りとし、その權限の行使は、その範圍内で法律(法律に基く命令を含む。)に従つてなされなければならない。

一 行政制度一般に關する基本的事項を企画すること。

二 行政機關の機構、定員及び運営の総合調整を行うこと。

三 行政機關の機構、定員及び運営に關する調査、企画、立案及び勧告を行うこと。

四 各行政機關の機構の新設、改正及び廢止並びに定員の設置、増減及び廢止に關する審査を行うこと。

五 各行政機關の行政運営に關する監督を行うこと。

六 所掌事項に關する統計及び資料の收集、整理及び編集を行うこと。

七 前項の所掌事務は、人事委員會に對する關係においては、これを適用しないものとし、且つ、他の法令により人事委員會、法務廳及び會計検査院の所掌に属せしめられた事務を含まないものとする。

(内部部局)

第三條 行政管理廳に長官官房及び左の二部を置く。

管理部

監察部

昭和二十三年三月三十一日
第三回衆議院會議錄第七十四号

- 2 長官官房においては、人事、會計及び庶務に關する事務を掌る。但し、人事に關しては、國家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)に従つて処理しなければならない。
- 3 管理部においては、第二條第一項第一号から第四号まで及び第六号に規定する事務を掌る。
- 4 監察部においては、第二條第一項第五号に規定する事務を掌る。
- 5 前四項に定めるものの外、行政管理廳の組織の細目について必要な事項は、長官がこれを定める。(職員)
- 第四條 行政管理廳の長は、行政管理廳長官とし、國務大臣をもつて、これに充てらる。
- 長官は、所掌事務に關し、各行政機關の長に對し必要な資料の提出及び説明を求めることができる。
- 3 長官は、所掌事務に關し、隨時内閣總理大臣に對し意見を上申することができる。
- 第五條 この法律に定めるものの外、行政管理廳に置かれる職員について、必要な事項は、政令でこれを定める。
- 附則
- 1 この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。

2 行政調査部臨時設置制（昭和二十一年勅令第四百九十号）及び行政監察委員会令（昭和二十二年政令第四百八十四号）は、これを廃止する。

3 第二條第二項中「人事委員会」とあるのは、國家公務員法附則第一條第二項の規定に基き人事委員会が設置されるまでは、「臨時人事委員会」と読み替えるものとす。

行政管理廳設置法案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔松原一彦君登壇〕

○松原一彦君 ただいま議題となりました行政管理廳設置法案に関し、決算委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

行政管理廳は、行政機關の組織及び権限を整理し、もつて國家行政部門を能率的ならしめる目的をもつて設置されるものでありまして、現在の行政調査部の機能を充実に、これに行政監察委員会及び同事務局を合一して構成される新しい機關であります。行政調査部及び行政監察委員会は、いずれも臨時の機關として設けられたものであります。その後の状況に鑑み、かような機關の恒久的存在の必要が痛感せられ、ここに今回國家行政組織法の制定に伴い、新たに行政管理廳を設置せん

とするものであります。

行政管理廳の所掌事務は、第一に、行政機關の組織及び運営その他行政制度一般に関する基本的事項を処理し、また各行政機關の機構、定員、運営の問題について調査、企画、立案及び勧告を行うこととあります。第二は、各行政機關の機構の改正、定員の増減に関する案件に対し審査を行い、これについて必要な調節を行うこととあります。第三は、各行政機關の行政運営状況の監察を行うこととあります。行政管理廳は總理府の外局として設置され、その長官は國務大臣をもつてこれに充てることになつており、長官は、所掌事務に関し、各行政機關の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求め、ことができるとともに、随時内閣總理大臣に対し意見を申すことができることにいたしましたのであります。

本法案は、六月二十三日、本委員会に付託されましたが、以上の諸点につきまして政府当局の説明を聴取の上、二、三簡單なる質疑應答を重ねました後、本二十九日、討論を省略して採決に入り、多数をもつて原案通り可決いたしましたのであります。

右、御報告いたします。（拍手）

○議長（松岡駒吉君） 採決いたしました。本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松岡駒吉君） 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

学生ストに関する緊急質問（長野長廣君提出）

○笠口異君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、長野長廣君提出、学生ストに関する緊急質問、佐竹新市君提出、かんばつ危機突破に関する緊急質問を逐次許可せられんことを望みます。

○議長（松岡駒吉君） 笠口君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（松岡駒吉君） 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

学生ストに関する緊急質問を許可いたします。長野長廣君。

〔長野長廣君登壇〕

○長野長廣君 私は、今日の学生ストの重大性に鑑みまして、總理大臣、文部大臣、大藏大臣、安本長官等に緊急質問をいたしたいと考えます。

その要綱は、一、学生のストライキに対する文部大臣の責任いかん。二、学生ストに対する政府の根本方針いかん。三、学園内に共産黨團體の結社公認の事実の有無及びこれが処置方策いかん。四、学生ストの政治活動の自由性に対する見解いかん。すなわち、教育基本法第八條の解釈と学生スト活動

をどう見ているかという点。五、教育再建方策の一環としての育英制度の拡充方策いかん。六、私学復興の方策いかん。以上の問題につきまして、國民の納得のいくような御答弁をいただきたいと思ひます。

スト参加学校数は百十三を加え、なお増加の傾向にあることは、未曾有の不祥事といわなければなりません。その原因は授業料三倍値上げ反対にあるが、今や教育復興の名のもとに、文教改革、六・三制完全実施、地方教育法絶対反対等二十数項目をあげ、全國学生ストに訴え、今日明らかに政治運動を展開しているのではありません。これを未然に防ぎ得なかつたのは文部大臣の責任でなければならぬと思ひますが、文部大臣は学校に対していかなる指導を與へしめたか、またいかなる対策を考えているか、この点につきまして文部大臣の御答弁を伺いたい。

眞理と論理とが支配すべき修学の殿堂において、実力主義のストが行われたことは、いわゆる不穩なる思想運動、政治運動に通ずるものであつて、その非合法性は弁護の余地がないのであります。また、新聞紙に報ぜられるところによりますれば、東京大学において、一部分の学生の出席のもとに学生大会が開かれ、学生の総意の名のもとにストを決議したことは、はたして民主的行動と申されましようか。しかも、この非合法性、非民主性が、將來の日

本を背負うべき最高学府の学生によつて、しかも修学の殿堂において展開されたことに、今次スト事件の特異性と重大性があると思ひます。校長、教授陣並びにストに参加せざる健全なる大多数の学生をして、学校本然の姿に還るの努力をなさしめ、他方スト学生に反省を求め、正しい道を踏んで、最も民主的な手段によつて社会の共鳴に訴え、國會の活動を喚起するがごとき、純眞な学生らしい行動に出でしめねばならないと思ひますが、文相の所見いかがでありますか。

さらに、今次の運動の経過を見ますると、授業料不拂同盟より發展して、産別、総同盟、日教組、某政黨、民主科學者協會等が中心となり、中央教育復興會議と變り、この名のもとに学生自治連盟の教育復興闘争が現出をいたしましたのであります。教育復興運動大會の名によつて掲げたスローガンは、まさに大なる政治運動であるのであります。單なるストによつて目的を達し得るものではありません。新聞の傳るところによりますと、今次の運動のあげには某政黨の支援があるといふこととあります。はたしてその事実ありや否や、明らかにせられたいのであります。（発言する者あり）もし、ありとするならば、今後いかなる処置に出でられるか。政黨と連絡のもとにやる学生政治運動を嚴禁する意思があるかないか、これを伺ひたいし

たいのであります。東京大学において共産党の団体を公認したということであり、またして事実であるか、全国学校におけるこの種の事実があるか、この点につきまして文部大臣はどうか見ておられますか、その真相及びこれに対する処置方針を承りたい。

教育基本法第八條の二項には「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」とあります。従つて、学園内で政治活動はできないものと思ひますが、聞くところによりますと、文部大臣は、学生の学内における政治的活動は原則として自由であると仰せられ、さらに学生の本分にもとつてはいけな、ここに一線を画すべきであると言われております。しかし、学生の政治的活動、殊にある種の政党の支部にもひとしき政治活動ということに相なりますと、各政党の団体がここに生れてくる。この神聖なる学園の中に各種の政党の団体ができるときに、たちまちこの学園は、いわゆる政争の場所に変つてしまふのでございます。ここにいわゆる一線とは、文部大臣としていかなるお考えをもたれておるのであるか、具体的に明示される必要があると思ひてあります。文相の御答弁を伺いたい。

新しい教育制度は改革の緒につき、今や産みの苦しみをなめつつあること

は、諸君御承知の通りであります。しかしながら、新しい教育制度は、制度自体の改革をもつて終るものではない。破壊された戦後の教育環境は、教育の再建を妨げているが、この悪条件のもとに、大多数の学生が、働かずつ学ばざるを得ない光景ほど、われわれを悲しませるものはない。ともに、学生諸君に対し、万腔の同情を表せざるを得ないのであります。ここにおいて私は、教育再建の一環としての育英制度の画期的拡充を主張したいのであります。育英制度の拡充は、わが民主党の多年提唱するところであり、これをわずかに四億五千万円の予算をもつて充当するがごときは、現実を無視したものであるといわなければなりません。最近の機会において、少くとも数倍に増額せねばならぬと信ずるものであります。大蔵大臣、文部大臣の責任ある所信を伺いたいのであります。

私立学校は、それ／＼他の追随を許さざる特色と功績とを有して、その功績の顯著なるものも少くないのであります。しかるに私立学校は、戦時より戦後にかけて甚大なる損害と経済的難関にあへいで、教育制度の改革は難費を伴うこと多大であります。よつて政府は、速やかに私学援護の対策を立てねばならないと思ひてあります。それ私学たるや、その規模官学に伯仲しておるのであります。ゆえに、その経

費たとい一千億を要するとも、國家は一定の計画を策立し、一日も速やかにこれが復興を遂げしめ、私学本来の大使命を達成せしめることが肝要であると思ひてあります。(拍手)これに、設備の復興、経費の問題等につきまして、学校として重大難関に達着をいたしておるのであります。ここに安本長官、大蔵大臣の大決断を要求する切なるものがあるのであります。大蔵大臣、安本長官の所信を伺うのでございます。

これを要するに、今次の学生ストに對して政府は重大視し、適切な方策を樹立し、もつて全國民の支持を得て、學生に快く反省を促し、その本分に立ち還らしめ、きわめて円満に解決をはかるにあらずんば、学生ストはいよいよ悪化の一途をたどり、燎原の火のごとく拡大し、手の下しようなない状態にまで進展悪化するおそれなきにしもあらずであります。学生ストを通して、眼光骨髄に徹するとき、眞に教育第一の國政を樹立し、もつて以上の政策を速やかに断行しなければならぬと確信いたします。民主党は、さきに教育第一主義を天下に声明しました。芦田内閣は速やかに学生ストを解決するとともに、さらにこれを通して、教育問題の骨髄に徹したる対策の断行によつて、もつて如実に教育の再建復興を実現すべきであると思ひますが、芦田総理大臣の御抱負を承りたいのであ

ります。(拍手)

(國務大臣森戸辰男君登壇)

○國務大臣(森戸辰男君) 長野君の學生と教育についての関心をたたれた御質問につきまして、心からの敬意を表するものであります。

第一点は、このたびの學生ストに對する文相の責任を問われておるのであります。學生ストはまことに遺憾なこととてございしますが、この蔓延の状態が、燎原の火のごとく延びていくというお話でございましたが、必ずしもそうではございません。新聞に報道されております百二校に問い合わせましたところ、今日まで八十二校返事が参つておりますが、そのうち六十二校のみが参加しております。二十校は参加いたしておりません。参加いたしておることも、漸次不参加に傾いておるのであります。かような状態であるから、事態の客観的な認識を必要としたのであります。このストの発生につきましては、御指摘のように授業料三倍値上げに関連したてでございます。この問題につきましては、実は學生も私どものところに参り、私どももよく大学、高専の特恵的な地位、今日の政府の財政状況等を懇懇説明いたしまして、最善の努力をいたし、三倍値上げ必ずしも不当ではないことを説明いたしましたけれども、學生は遂に了承せず、いわゆる不拂同盟の態勢をとつたのであります。私

どもは、きわめて遺憾に存しておつたのであります。ところが、社会の情勢がこれらに對して批判的でありましたことから、一轉いたしまして教育復興を掲げる闘争となつたのは、御承知の通りであります。六・三制完遂その他二十幾項目を掲げまして、これらの項目につきましては、たれ人も反対をし得ないところのものをもつておるのであります。學生あるいは教育関係者が、これに對して強い熱意をもつていくことは、私どもはまことによいことと思ひてあります。

ただし、ストの方法によつて目標を貫徹するということになりますれば、かようなことは目的達成の手段ではなく、また妥當な手段でもないと考えておるのであります。さらに、これらの運動につきましては、他の政治的な勢力もこれに働いておるので、かような点につきましても、私どもは厳正なる客観的な事情を考えながら対策をとりたいと存じておるのであります。かような事態がともかくも學生の間に起りましたことは、文部大臣といひましては、まことに遺憾なことに存じておるのであります。

第二の点は、それではこれに對して政府はいかなる態度をとつておるかというところでございますが、これに對しましては、ストをする学校におきましても、せざる学校におきましても、十分授業は続けていくように、現に續け

ていつておられます。ストをしてる学生はつきましては、懇切に事情を説明いたしまして、この誤れる行動を思い止まるように、しかも、これらに対する処置につきましては、学校は裁判所でもなく、警察署でもないものであります。教育の機関でありますから、あくまで教育機関としての適当な処置をとらるべく学校に要請をいたしておるのであります。

なお、政府は一体かような運動に対してどういうふうに思うか、いかなる対策をもつておるかということですが、その第一点におきましては、この運動は非合法であり、非民主的で、学生らしい純真な運動でないのではないかと御質問があつたのであります。この点につきましては、私も、私どももさうな考え方に傾いておるのであります。学生がこのような政治的な要求を掲げて団体運動をいたし、しかも労働組合と同じような方法によつて同団体校に訴え、しかして、これによつて教育の目的を達しようとする考え方は、間違つておるのではないかと。しかも、これらのやり方がきわめて非民主的でありまして、学校に集まつた生徒の二割、多くても半分くらいは学生の賛成が得られたものでありまして、学生の全体の意思は表明されておられません。全体の意思が表明されたところでは、たとえ一高のごとくに、ストに参加はいたしておらぬのであります。学

生は、ほかの者に先だつて民主主義を学ばなければならず、その実践におきましても、民主主義の先頭に立たなければならぬ学生におきまして、このことを見ることは、私はきわめて遺憾であると存じておるのであります。(拍手)

なお第三点は、東京大学に共産党の団体が公認されておる事実はないかどうかというお話であります。東京大学におきましては、いかなる団体でありましても、届出をすればこれを認めるといふことになつておるのであります。その中に共産党の細胞も含まれておるのであります。それでは、なぜ東大がこのような態度をとつたかと申しますと、一方におきましては、憲法において國民は結社、思想、言論の自由をもつておるのであります。学内においては、もちろんこの自由はいろいろな制約をこうむりますけれども、かような自由が存在しておることは否定できないと思つております。また他面、かような団体について禁止をいたすということが、はたしてその目的とする効果を達することができようか。学生の間に反感を招くこともあり、あるいは禁止されても、いわゆる地下的な、フラクション的な運動が行われるということは御承知の通りでございます。そういう点からわれわれは、東大ではむしろこれを公然と認め、しかも氏名等を一切報告させ

て、適当な形において、学生の分にはさわしい運動として、これを見守つていくという態度をとつておると聞いておるのであります。なおこのほかに、いわゆる青年共産同盟というものも東大に存在しておるのであります。これは実は政治団体としてではなく、文化的あるいは研究的な団体として存在いたしておるのであります。もちろん、これらも届出をしておるのであります。なお、かような事実がほかの学校にないかということのお話もございまして、全部についての調査は完了いたしております。三十余校ほど調べてみました。共産党の細胞あるいは支部をもつたものは、ほとんどないのではありませんけれども、いわゆる青年共産同盟というものについては、約三分の一程度あるように私どもは報告を受けておるのであります。

さらに、学生の政治活動の自由性、教育基本法第八條についての解釈について御質問になつたのでありますが、一般に憲法上政治活動の自由は許されておるのであります。これは一般國民にあるとともに、学生においても許されておるのであります。しかしながら、学校の教育活動において、また学生が学内において、また一般に学生が政治活動をする場合にも、学校という特殊な場所、学生という特殊な身分で制約を受けることは当然であります。文部省といたしましては、第八條におい

て、学校が特殊の政勢を支持し、またこれに反対する政治教育または政治活動をなしてはならないということ、実は学校がしてはならぬのであります。この中におきます学生が、かような行動をしてはならぬと禁止しておるのではないのであります。しかしながら同時に、学校におきます学生は絶対的自由をもつてはおらぬのであります。学外におきましても、学校の教員も学生も、教員たり学生たるの身分において、あるいは法律上、あるいは行政上、あるいは殊に道義上、多くの制約をこうむつておるのであります。殊にそれが学内でありますならば、学内は政治闘争の場面ではないのであります。研究の場所でありまして、この制約によつて大きな限定が受けられなければならぬのであります。いかなる団体、いかなる集團といえども、学内の秩序を乱り、学内の正しき研究の方向を攪乱する者があらましたならば、学校の当局は、これに対して一定の処置をとらなければならぬと、私は存じておるのであります。(拍手)それでありまして、私どもは、基本法第八條で、すべての政治的な方向をもつた団体を学校で禁止するといふ解釈はとつておりません。しかしながら、かような団体と、かような運動とは、学校と学生という大きな制約のもとに、

で、学校が特殊の政勢を支持し、またこれに反対する政治教育または政治活動をなしてはならないということ、実は学校がしてはならぬのであります。この中におきます学生が、かような行動をしてはならぬと禁止しておるのではないのであります。しかしながら同時に、学校におきます学生は絶対的自由をもつてはおらぬのであります。学外におきましても、学校の教員も学生も、教員たり学生たるの身分において、あるいは法律上、あるいは行政上、あるいは殊に道義上、多くの制約をこうむつておるのであります。殊にそれが学内でありますならば、学内は政治闘争の場面ではないのであります。研究の場所でありまして、この制約によつて大きな限定が受けられなければならぬのであります。いかなる団体、いかなる集團といえども、学内の秩序を乱り、学内の正しき研究の方向を攪乱する者があらましたならば、学校の当局は、これに対して一定の処置をとらなければならぬと、私は存じておるのであります。(拍手)それでありまして、私どもは、基本法第八條で、すべての政治的な方向をもつた団体を学校で禁止するといふ解釈はとつておりません。しかしながら、かような団体と、かような運動とは、学校と学生という大きな制約のもとに、

で、学校が特殊の政勢を支持し、またこれに反対する政治教育または政治活動をなしてはならないということ、実は学校がしてはならぬのであります。この中におきます学生が、かような行動をしてはならぬと禁止しておるのではないのであります。しかしながら同時に、学校におきます学生は絶対的自由をもつてはおらぬのであります。学外におきましても、学校の教員も学生も、教員たり学生たるの身分において、あるいは法律上、あるいは行政上、あるいは殊に道義上、多くの制約をこうむつておるのであります。殊にそれが学内でありますならば、学内は政治闘争の場面ではないのであります。研究の場所でありまして、この制約によつて大きな限定が受けられなければならぬのであります。いかなる団体、いかなる集團といえども、学内の秩序を乱り、学内の正しき研究の方向を攪乱する者があらましたならば、学校の当局は、これに対して一定の処置をとらなければならぬと、私は存じておるのであります。(拍手)それでありまして、私どもは、基本法第八條で、すべての政治的な方向をもつた団体を学校で禁止するといふ解釈はとつておりません。しかしながら、かような団体と、かような運動とは、学校と学生という大きな制約のもとに、

教育の場所、研究の場所の秩序を乱る場合には、これに対して大きな制約がなされなければならぬ。この点におきまして、私どもは学校の当局と学生の良識に信頼いたしまして、この問題は法律等の問題でなく、教育の問題として適当に処理せられることが、正しい問題の解決であると存じておるのであります。

なお、教育に関する育英会の資金についての御質問でありまして、この点につきましては、文部省といたしましても、授業料の値上げがありましても、同時に困窮した学生については十分な処置がとられなければならず、予算修正においても、興業の協力によりまして、かような方向にこれが行われることを期待いたしておるのであります。

私学につきましても、官学と同様、日本教育の再建のために私学の貢献がさる大なることを私どもは確信しております。官学と並んで尊重せらるべきものであると存じております。戦争並びに戦後のインフレによりまして、私学の教育力が妨げられておることは、きわめて遺憾でありまして、私どもは、あらゆる方途を講じて、私学が健全に成長し、日本再建の教育の力としてその能力を発揮せられるように、最善の努力をいたしたいと存じておるのであります。(拍手)

〔政府委員荒木萬壽夫君登壇〕

○政府委員(荒木高壽夫君) たいだいまの長野長廣君の御質問に對しまして、大蔵省に關します部分について、私から代つてお答えを申し上げます。

第一点は、授業料が高いじやないかという意味においての御質問であつたと存じます。官立学校の教育費は、給與あるいは諸物價の高騰等によりまして、相當にかさんでまいつております。その結果、一般國民に對しまして、それだけ負担をしていただくことは、まことに恐縮であります。ただ義務教育費と異なりまして、大学、高等専門学校の教育といしましては、やはり何がしかの経費を、教育を受けられる方がもつていただくということも、やむを得ないと思存するのであります。今回の程度、すなわち三倍程度に値上げいたしましたも、所要経費の大体三〇%程度にしか当りませんので、それくらいの程度ならば、ひとつがまんしていただきたい、かような考えでおる次第でございます。

なお、それに附加しまして、ちよつと申し上げますれば、大学生の生活費は、大体最近におきまして月額二千五、六百円見当であらうかと思つておりますが、授業料は値上げの結果、月額百五十円程度でございます。これは生活費の六〇%程度でございます。戦争前には生活費に對しまして一九%程度に當つておりましたのに比べれば、比較的負担は軽いといふことも、

見方によれば申し上げ得るかと思存する次第でございます。

第二点は、育英制度についてのお尋ねであつたと存じますが、育英といふことが教育制度上重要であることは申すまでもございせん。それに對應いたしまして現在やつておりますことは、育英資金の貸付制度でございます。これに對しまして、昭和二十二年におきましては八千六百万円を計上いたしておりますが、二十三年度におきましては、財政状態が御承知のように困難な状況下ではございますが、四億四千五百万円を計上いたしております。今日の状態から見ますならば、この程度で御了承をいただきたいと思存しておる次第であります。

次に第三点は、私立学校の復興再建の問題でございます。その必要性は、先ほど文部大臣からのお話がございますので、財政面に關しますことだけを簡単に申し上げます。私立学校の復興再建のために、二十二年から戦災復興貸付金及び経費貸付金という制度を立てまして、前者について、二十二年におきましては六千六百万円、後者について、すなわち経費貸付金に對しまして五千万円、合計一億一千六百万円を計上いたしておつたのでございますが、二十三年度におきましては、戦災復興貸付金二億六千万円、経費貸付金七千五百万円、合計三億四千円を計上いたしておるの

であります。もとより十分ではございませんが、官学の復興とも歩調を二にしまして、同じような考え方では復興を希つておる次第であります。不十分な点は、目下の財政状態の不如意といふことをお考えいただきまして、御了承をいただきたいと思存する次第であります。(拍手)

〔政府委員西村榮一君登壇〕

○政府委員(西村榮一君) たいだいまの長野長廣氏の御質問に對しまして、經濟安定本部に關する事項につきまして御答弁申し上げます。

戦災をこうむつた学校の復興の運々たるものが學生に悪影響を與えるといふ御説でございましたが、まことに同感の至りでございます。そこで、復旧の状況を御報告いたしますと、昭和二十二年におきまして、大体五分の一が復旧いたしております。なお二十三年度以降七箇年で戦前の状態に復旧する予定であるのでありますが、多大に資材・資金の制約を受けまして、七箇年と計画いたしておりますが、なお安定本部といたしましては最大の努力を拂ひまして、この七箇年を短縮すべく精進したいと思存するのでございます。何とぞ御了承を願ひたいと思つたのであります。

以上、簡単に御報告をいたします。(拍手)

〔國務大臣(青田均君) 長野君が先づ〕

○國務大臣(青田均君) 長野君が先づ

と強調せられました教育尊重の精神は、新憲法が明らかに掲げておる指導精神の一つでありまして、現政府におきまして、つとにこの方針のもとに、極力その達成に努力しておる次第でございます。(拍手)

かんぱつ危機突破に關する緊急質問(佐竹新市君提出)

○議員(松岡鶴吉君) かんぱつ危機突破に關する緊急質問を許可いたします。佐竹新市君。

〔佐竹新市君登壇〕

○佐竹新市君 私は、今回の中國及び四國地方の近年まれに見る大旱害に對する應急処置に對し、政府に質問いたしたいと思存します。

御承知のごとく本年は、例年に比べまして多期降雪が非常に少なかつたのであります。従つて、貯水池、河川の水が枯渇した状態であつたのであります。その上、今回の大旱害のために、廣島縣だけにおきまして、ここに數字を持つてまいりましたが、作付割当面積六万九千町歩のうち、用水不足で植付けられないのが一万四千五百町歩、全然植付不可能なところが七千八百町歩、植付可能なるも補給水を要するものが六千七百町歩というのであります。鳥取縣におきまして、今朝の情報によりますと、四千八百町歩と言われております。鳥取縣におきましては、約三千町歩の植付不能が生じ、

と云うことを言われておるのであります。

食糧の生産確保は祖國經濟再建の基本的要件であることは、私が申し上げるまでもありません。特に政府においても一割増産運動を展開され、農民はこぞつてその完遂に努力して、農民は、廣島縣のみにおきまして、前に申し上げましたような數字でありまして、全國的に相當旱魃のために植付不可能なところがあると思つてでございます。このままに放置しますれば、恐るべき食糧の危機と社會不安を招来することと私は考えるのであります。私はこの際、特に農林大臣、安本長官、大蔵大臣に、三、四点についてお尋ねしたいと思つておる次第であります。

その一つは、政府は旱魃應急施設に對する國庫補助金を、公共事業費の予備金をもつて即時交付していただきたらと思つておる次第であります。この點に對して御答弁をお願いする次第であります。地方財政の緊迫せる実情に鑑みまして、旱魃應急施設に要する資金を、政府よりただちに融資していただくかと思つておる次第であります。この點に對して一言申し上げたい點は、いつ

も、こういう應急施設に對する処置は、なまぬるいのであります。そこで、どうしても農林省から地方官廳に對して、手取り早い指示をして、旱魃のごときは一日を争うのでございます。

かんぱつ危機突破に關する緊急質問

かんぱつ危機突破に關する緊急質問

の行爲を制止しなければならぬ。

第五條 都道府縣知事は、必要があるとき、営業者その他の関係者から必要な報告書を求め、又は当該吏員に、興行場に立ち入り、第三條第一項の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

2 当該吏員が、前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第六條 都道府縣知事は、営業者が第三條第一項の規定に違反したときは、第二條第一項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。

第七條 都道府縣知事が前條の処分をしようとするときは、当該営業者又はその代理人の出頭を求め、公開による聴聞を行わなければならない。

2 都道府縣知事は、前條の処分の原因と認められる違反行為並びに聴聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに、当該営業者に通知しなければならない。

第八條 左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一 第二條第一項の規定に違反した者

二 第六條の規定による命令に違反した者

第九條 第五條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを千円以下の罰金に処する。

第十條 第四條第一項又は第二項の規定に違反した者は、これを拘留又は科料に処する。

第十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金又は科料を科する。

附則

第十二條 この法律は、昭和二十三年七月十五日から、これを施行する。

第十三條 この法律施行の際、現に従前の命令の規定により営業の許可を受け、又は営業の届出をして、興行場営業を営んでいる者は、第二條第一項の規定による許可を受けたものとみなす。

第十四條 昭和二十三年一月一日から、この法律施行の日までに、新たに興行場営業を営み、この法律施行の際現に興行場営業を営んでいる者は、この法律施行の日から二ヶ月間は、第二條第一項の規定にか

かわらず、引き続き興行場営業を営むことができる。

2 前項の規定に該当する者は、この法律施行後二月以内に、都道府縣知事にその旨を届け出なければならない。

3 前項の届出をした者は、第二條第一項の許可を受けたものとみなす。

興行場法案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十三年六月二十五日

参議院議長 松平 恒雄

衆議院議長 松岡 吉蔵

興行場法案内閣提出、参議院送付)

に關する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

公衆浴場法案

公衆浴場法

第一條 この法律で「公衆浴場」とは、温湯、潮湯又は温泉その他を、使用して、公衆を入浴させる施設をいう。

2 この法律で「浴場業」とは、都道府縣知事の許可を受けて、業として公衆浴場を經營することをいう。

第二條 業として公衆浴場を經營しようとする者は、政令の定める手数料を納めて、都道府縣知事の許

可を受けなければならない。

2 都道府縣知事は、公衆浴場の設置の場所又はその構造設備が公衆衛生上不適當であると認めるときは、前項の許可を與えないことができる。但し、この場合においては、都道府縣知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

第三條 浴場業を営む者（営業者という。以下同じ。）は、公衆浴場について、換氣、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の基準については、都道府縣が條例で、これを定める。

第四條 営業者は傳染性の疾病にかかつている者と認められ、又は他の入浴者の入浴に支障を與える處のある精神病者と認められる者に対しては、その入浴を拒まなければならない。但し、省令の定めるところにより、療養のために利用される公衆浴場で、都道府縣知事の許可を受けたものについては、この限りでない。

第五條 入浴者は、公衆浴場において、浴着、内を著しく不潔にし、その他公衆衛生に害を及ぼす虞のある行為をしてはならない。

2 営業者又は公衆浴場の管理

は、前項の行爲をする者に対して、その行爲を制止しなければならない。

第六條 都道府縣知事は、必要があるとき、営業者その他の関係者から必要な報告を求め、又は当該吏員に公衆浴場に立ち入り第三條第一項の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

2 当該吏員が、前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第七條 都道府縣知事は、営業者が第三條第一項の規定に違反したときは、第二條第一項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。

2 都道府縣知事が、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ当該営業者に、その処分の原因と認められる違反行為を文書をもつて通知し、当該営業者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ、有利な証拠を提出する機会を與えなければならない。

第八條 左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一 第二條第一項の規定に違反した者

二 前條第一項の規定による命令に違反した者

第九條 第六條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該吏員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを千円以下の罰金に処する。

第十條 左の各号の一に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

一 第四條又は第五條第二項の規定に違反した者

二 第四條の規定により営業者が拒んだにもかかわらず入浴した者又は第五條第一項の規定に違反した者

第十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、第八條、第九條又は前條第一号の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に對しても、各本條の罰金又は科料を科する。

附則

第十二條 この法律は、昭和二十三年七月十五日から、これを施行する。

第十三條 この法律施行の際、現に從前の命令の規定により営業の許可を受け、又は営業の届出をして、浴場業を営んでいる者は、第

二條第一項の許可を受けたものとみなす。

第十四條 昭和二十三年一月一日から、この法律施行の日までに、新たに浴場業を営み、この法律施行の際現に浴場業を営んでいる者は、この法律施行の日から、二月間は、第二條第一項の規定にかかわらず、引き続き浴場業を営むことができる。

2 前項の規定に該当する者は、この法律施行後二月以内に、都道府府縣知事にその旨を届け出なければならぬ。

3 前項の届出をした者は、第二條第一項の許可を受けたものとみなす。

公衆浴場法案
右の内閣提出案は本院において可決した。よつて國會議法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十三年六月二十五日
參議院議長 松平 恒雄
衆議院議長 松岡 詢吉殿

公衆浴場法案（内閣提出、參議院送付）に関する報告書
〔都合により最終号の附録に掲載〕

旅館業法案
旅館業法案
第一條 この法律は、旅館業に對して、公衆衛生の見地から必要な取締を行ひ、もつてその経営を公共

の福祉に適合させることを目的とする。

第二條 この法律で「旅館業」とは、都道府府縣知事の許可を受けて、業としてホテル、旅館又は下宿を經營することをいう。

2 この法律で「ホテル」とは一日又は数日を単位とする宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、都道府府縣知事の定めるホテルとしての基準に合ふものをいう。

3 この法律で「旅館」とは、一日を単位とする宿泊料又は室料を受けて人を宿泊させる施設で、都道府府縣知事の定める旅館としての基準に合ふものをいう。

4 この法律で「下宿」とは、一週以上の期間を単位とする宿泊料又は室料を受けて人を宿泊させる施設で、都道府府縣知事の定める下宿としての基準に合ふものをいう。

第三條 人を宿泊させる営業を営もうとする者は、政令の定める手数料を納めて、都道府府縣知事の許可を受けなければならない。

2 都道府府縣知事は、前項の営業の施設の設置場所又はその構造設備が、公衆衛生上不適当であると認めるときは、同項の許可を與えないことができる。但し、この場合において、都道府府縣知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

第四條 旅館業を営む者（営業者）といふ。以下同じ。）は、営業の施設について、換氣、採光、照明、防濕及び清潔、その他宿泊者の衛生に必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置の基準については、都道府府縣が條例で、これを定める。

第五條 営業者は、左の各号の一に該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。

一 宿泊しようとする者が傳染性の疾病にかかつていゝと明らかに認められるとき。

二 宿泊しようとする者が、よくその他の違法行為又は風紀を乱す行為をする虞があると認められるとき。

三 宿泊施設に余裕がないときその他都道府府縣が條例で定める事由があるとき。

第六條 営業者は、宿泊者名簿を備え、これに宿泊者の氏名、住所、職業その他の事項を記載し、当該官吏又は吏員の要求があつたときは、これを提出しなければならない。

2 宿泊者は、営業者から請求があつたときは、前項に規定する事項を告げなければならない。

第七條 都道府府縣知事は、必要があると認めるときは、営業者その他

の關係者から必要な報告を求め、又は当該吏員に、営業の施設に立ち入り、第四條第一項の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

2 当該吏員が、前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ、關係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第八條 都道府府縣知事は、営業者が、第四條第一項の規定に違反したときは、第三條第一項の許可を取り消し、又は期間を定めて営業の停止を命ずることができる。

第九條 都道府府縣知事は、前條の処分をしようとするときは、当該営業者又はその代理人の出頭を求め、公開による聴聞を行わなければならない。

2 都道府府縣知事は、前條の処分の原因と認められる違反行為並びに聴聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに、当該営業者に通知しなければならない。

第十條 左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一 第三條第一項の規定に違反した者

二 第八條の規定による命令に違反した者

第十一條 左の各号の一に該当する

者は、これを千円以下の罰金に処する。

一 第五條又は第六條第一項の規定に違反した者

二 第七條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十二條 第六條第二項の規定に違反して同條第一項の事項を偽つて告げた者は、これを拘留又は科料に処する。

第十三條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第十條又は第十一條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

附則

第十四條 この法律は、昭和二十三年七月十五日から、これを施行する。

第十五條 この法律施行の際、現に従前の命令の規定により営業の許可を受けて旅館業を営んでいる者は、それぞれ第三條第一項の規定による許可を受けたものとみなす。

第十六條 昭和二十三年一月一日から、この法律施行の日までに、新たに旅館業を営み、この法律施行

の際現にこれを営んでいる者は、この法律施行の日から二月間は、第三條第一項の規定にかかわらず、引き続きこれを営むことができる。

2 前項の規定に該当する者は、この法律施行後二月以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

3 前項の届出をした者は、それぞれ第三條第一項の許可を受けたものとみなす。

旅館業法案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて國會議法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十三年六月二十五日

參議院議長 松平 恒雄

衆議院議長 松岡 吉蔵

旅館業法案(内閣提出、參議院送付)に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

理容師法特例案

理容師法特例

第一條 昭和二十三年一月一日において現に、都道府県知事が従前の命令の規定により認可し、又は指定した理容師の養成施設であつて、その卒業により理容師の免許資格を與えられているものにおいて修業中であつた者は、理容師法

(昭和二十二年法律第二百三十四

号)第二條第一号又は第三條第一号の規定にかかわらず、その養成施設の定める教育課程を修了したときは、都道府県知事の免許を受けて理容師になることができる。

第二條 昭和二十三年一月一日において現に、理容師になる目的で、理容所において理髪業又は美容業の補助的業務に従事していた者は、理容師の養成施設において修業中であつた者は、理容師法第二條第二号又は第三條第三号の規定にかかわらず、昭和二十五年六月三十日までに理髪師試験又は美容師試験に合格したときは、都道府県知事の免許を受けて理容師になることができる。

附則

この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。

理容師法特例案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて國會議法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十三年六月二十八日

參議院議長 松平 恒雄

衆議院議長 松岡 吉蔵

理容師法特例案(内閣提出、參議院送付)に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

國民健康保險法の一部を改正する法律案

國民健康保險法の一部を改正する法律

國民健康保險法(昭和十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

「主務大臣」を「厚生大臣」に、「地方長官」を「都道府県知事」に、「國民健康保險組合連合会」を「國民健康保險團體連合会」に、「組合連合会」を「連合会」に、「組合ノ事業ヲ行フ法人」を「國民健康保險ヲ行フ社團法人」に改める。

第二條 國民健康保險ハ市町村(特別區ヲ含ム以下同ジ)之ヲ行フ

第二條ノ二 國民健康保險組合(以下組合ト稱ス)又ハ營利ヲ目的トセザル社團法人ハ市町村ガ國民健康保險ヲ行ハザル場合ニ於テ之ヲ行フコトヲ得

組合ハ其ノ名稱中ニ國民健康保險組合ナル文字ヲ用フベシ

國民健康保險組合ニ非ザルモノハ其ノ名稱中ニ國民健康保險組合ナル文字ヲ用フルコトヲ得ズ

第二條ノ三 本法ニ於テ保險者ト稱スルハ前二條ノ規定ニ依ル國民健康保險ヲ行フ市町村、組合及國民健康保險ヲ行フ社團法人ヲ謂フ

第三條第一項中「一年」を「二年」に、同條第三項中「組合ガ規約ノ定ムル所ニ依リテ爲ス」を「命令ノ定ムル所ニ依リテ爲ス」に改める。

第七條中「組合若ハ組合ノ事業ヲ行フ法人」を「保險者」に改める。

第七條ノ二 保險料其ノ他本法ノ規定ニ依ル徵收金ヲ滯納スル者アルトキハ國民健康保險ヲ行フ市町村ハ地方自治法第二百二十五條第一項、第三項乃至第五項及第十項ノ規定ニ依リテ之ヲ處分ス

第八條第二項中「町村制第百十一條第一項及第四項」を「地方自治法第二百二十五條第一項、第三項及第四項」に改める。

第八條の次に次の二章を加える。

第二章 事業

第八條ノ二 保險者ハ被保險者ノ疾病又ハ負傷ニ關シテハ療養ノ給付、分娩ニ關シテハ助産ノ給付、死亡ニ關シテハ葬祭ノ給付ヲ爲ス但シ特別ノ事由アル保險者ハ助産ノ給付又ハ葬祭ノ給付ヲ爲サザルコトヲ得

保險者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ給付ニ併セテ其ノ他ノ保險給付ヲ爲スコトヲ得

特別ノ事由アル保險者ハ條例、規約又ハ社團法人ニ在リテハ國民健康保險ニ關スル規定(以下規程ト稱ス)ノ定ムル所ニ依リ第一項ノ給付ニ代ヘテ療養費、助産費又ハ葬祭費ヲ支給スルコトヲ爲スコトヲ得

第八條ノ三 療養ノ給付、助産ノ給付又ハ葬祭ノ給付ヲ爲ス保險者其ノ給付ヲ爲スコト困難ナル場合其

ノ他必要アル場合ニ於テハ其ノ都
度之ニ代ヘテ療養費、助産費又ハ
葬費ヲ支給スルコトヲ得

第八條ノ四 保險者ハ醫師、齒科醫
師、藥劑師其ノ他ノ者ノ中ヨリ其
ノ者ノ申出ニ依リ療養ノ給付ヲ擔
當スル者ヲ定ムベシ、療養ノ給付
ヲ擔當スル者ハ命令ノ定ムル所ニ
依リ療養ノ給付ヲ擔當スル者タル
コトヲ辭スルコトヲ得

第八條ノ五 保險者ハ療養ノ給付ヲ
擔當スル者ト協議ノ上社會保險診
療報酬算定協議會ニ於テ審議シタ
ル國民健康保險ノ診療報酬額ノ標
準額ヲ基準トシテ之ニ支拂フベキ
診療報酬ノ額ヲ定メ都道府縣知事
ノ認可ヲ受クベシ

普通國民健康保險組合又ハ國民健
康保險ヲ行フ社團法人前項ノ規定
ニ依リ都道府縣知事ノ認可ヲ受ケ
ントスルトキハ關係市町村長ヲ經
由スベシ

第八條ノ六 前二條ノ規定ニ依リ療
養ノ給付ヲ擔當スル者又ハ之ニ支
拂フベキ診療報酬ノ額ガ定マラザ
ルトキハ保險者ハ國民健康保險審
查會ニ對シ其ノ決定ニ付轉送ヲ請
求スベシ

第八條ノ七 國民健康保險ノ診療報
酬ノ標準額ヲ審議スル爲メ社會保險
診療報酬算定協議會ヲ置ク
協議會ノ委員ハ保險者ヲ代表スル
者、被保險者ヲ代表スル者、醫師
又ハ齒科醫師ヲ代表スル者並ニ公

益ヲ代表スル者ニ就キ厚生大臣各
同數ヲ委嘱ス
前項ノ委嘱ハ保險者ヲ代表スル
者、醫師又ハ齒科醫師ヲ代表スル
者ニ付テハ各所屬團體ノ推薦ニ依
ル

前三項ニ規定スルモノノ外協議會
ニ關シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ
之ヲ定ム

第八條ノ八 保險者ハ療養ノ給付ニ
要スル費用ノ一部ヲ其ノ給付ヲ受
クル者（給付ヲ受クル者世帯主タ
ル被保險者ニ非ザル場合ニ於テハ
其ノ屬スル世帯ノ世帯主タル被保
險者）ヨリ徵收スルコトヲ得

前項ノ規定ニ於テ世帯主タル被保
險者トアルハ普通國民健康保險組
合ニ在リテハ世帯主タル組合員、
特別國民健康保險組合ニ在リテハ
組合員トス

第八條ノ九 保險者ハ被保險者ノ療
養若ハ助産ノ給付又ハ被保險者ノ
健康ノ保持増進ノ爲メ必要ナル施設
ヲ爲スコトヲ得

第八條ノ十 保險者ハ其ノ事業ニ要
スル費用ニ充ツル爲メ保險料ヲ世帯
主タル被保險者（普通國民健康保
險組合ニ在リテハ世帯主タル組合
員、特別國民健康保險組合ニ在リ
テハ組合員）ヨリ徵收ス

保險者ハ特別ノ事由アル者ニ對シ
保險料ヲ減免シ又ハ其ノ徵收ヲ猶
豫スルコトヲ得
第八條ノ十一 保險給付ノ種類範圍

支給期間及支給額、保險料ノ類徵
收方法及減免其ノ他保險給付及保
險料ニ關シ必要ナル事項ハ條例、
規約又ハ規程ヲ以テ之ヲ定ムベシ
第三章 國民健康保險ヲ行フ

市町村

第八條ノ十二 市町村ハ國民健康保
險ヲ行ハントスルトキハ國民健康
保險ニ關スル條例ヲ制定スベシ
前項ノ規定ニ依リ條例ヲ制定、變
更又ハ廢止ニ付テハ都道府縣知事
ノ認可ヲ受クベシ

第八條ノ十三 國民健康保險ニ關ス
ル條例ニハ左ノ事項ニ付本法ニ於
テ定ムルモノノ外必要ナル事項ヲ
規定スベシ

一 被保險者ノ資格ニ關スル事項
二 保險給付ニ關スル事項
三 保險料ニ關スル事項
四 重要ナル財産及營造物ニ關ス
ル事項

五 其ノ他重要ナル事項

第八條ノ十四 國民健康保險ヲ行フ
市町村ノ被保險者ハ其ノ區域内ノ
世帯主及其ノ世帯ニ屬スル者トス
但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ
此ノ限ニ在ラズ

一 健康保險ノ被保險者及船員保
險ノ被保險者 但シ船員保險法
第二十條第一項ノ規定ニ依リ被
保險者ヲ除ク
二 特別國民健康保險組合ノ被保
險者

三 特別ノ事由アル者ニシテ條例
ヲ以テ定ムルモノ
前項但書ノ規定ニ依リ被保險者タ
ル資格ナキ世帯主ニシテ其ノ世帯
ニ被保險者タルベキ者アルトキハ
第八條ノ八及第八條ノ十ノ規定ノ
適用ニ關シテハ之ヲ世帯主タル被
保險者ト看做ス

第八條ノ十五 國民健康保險ヲ行フ
市町村ハ條例ヲ以テ保險料其ノ他
ノ徵收金ノ徵收ニ關シ二千圓以下
ノ過料ニ處スル規定ヲ設クルコト
ヲ得

第八條ノ十六 國民健康保險ヲ行フ
市町村ハ國民健康保險ニ關スル收
入支出ノ豫算、準備金ノ處分、條
例ヲ以テ定ムル重要ナル財産ノ取
得及處分並ニ營造物ノ設置ニ付テ
ハ議會ノ議決ヲ經テ之ヲ定メ都道
府縣知事ニ報告スベシ

第八條ノ十七 國民健康保險ヲ行フ
市町村ハ國民健康保險ニ關スル收
入支出ニ付特別會計ヲ設クベシ

第八條ノ十八 國民健康保險事業ノ
運営ニ關スル事項ヲ審議スル爲メ國
民健康保險ヲ行フ市町村ニ國民健
康保險運營協議會（以下協議會ト
稱ス）ヲ置ク

協議會ノ委員ハ被保險者ヲ代表ス
ル者、醫師又ハ齒科醫師ヲ代表ス
ル者並ニ公益ヲ代表スル者ニ就キ
議會ノ議決ヲ經テ市町村長五人以
上ヲ委嘱ス

第八條ノ十九 協議會ハ國民健康保
險事業ノ運營ニ關スル事項ニ付市
町村長ノ諮問ニ應ジテ審議シ又ハ
必要アルトキハ當該市町村長ニ建
議スルコトヲ得ルモノトス

國民健康保險ヲ行フ市町村ノ被保
險者其ノ他ノ利害關係者ヨリ國民
健康保險ニ關スル意見ノ開陳アリ
タルトキハ協議會ハ之ヲ受理シ意
見ヲ附シテ當該市町村長ニ提出ス
ベシ

第八條ノ二十 前條第一項ノ規定ニ
依リ諮問アリタルトキハ協議會ハ
其ノ都度之ヲ開キ速ニ答申スベシ
前項ノ規定ニ依リ場合ノ外協議會
ハ特別ノ事由ナキ限り毎月一回之
ヲ開キ其ノ他ノ事項ヲ審議シ必要
ナル事項ヲ市町村長ニ報告スベシ

第八條ノ二十一 協議會ハ毎年一回
當該年度内ニ於テ國民健康保險事
業ニ關シ審議シタル事項及其ノ他
必要ナル事項並ニ之ニ關スル意見
ヲ取纏メ市町村長ニ報告スベシ
市町村長前項ノ規定ニ依リ報告ヲ
受ケタルトキハ之ヲ市町村ノ議會
ニ提出スルトキハ之ヲ公表スベシ

第八條ノ二十二 本法ニ規定スルモ
ノ外協議會ニ關シ必要ナル事項
ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

「第二章 國民健康保險組合」を
「第四項 國民健康保險組合」に改め
る。
第十條第一項中「世帯主」を「世帯

及其ノ世帯ニ屬スル成年者」に、同條第三項中「市町村」を「一又ハ二以上ノ市町村」に改める。

第十一條 組合ヲ設立セントスルトキハ十五人以上ノ發起人ニ於テ規約ヲ作り組合員タル資格ヲ有スル者ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得タル上關係市町村ノ議會ノ議決ヲ經テ都道府縣知事ノ認可ヲ受ケベシ但シ特別國民健康保險組合ニ在リテハ關係市町村ノ議會ノ議決ヲ經ルコトヲ要セズ

組合ハ設立ノ認可ヲ受ケタル時ニ成立ス

第十一條ノ二及び第十一條ノ三を削る。

第十三條 普通國民健康保險組合ノ設立アリタルトキハ其ノ組合ノ組合員タル資格ヲ有スル者ハ總テ組合員ト爲ルモノトス

特別ノ事由アル者ニシテ規約ヲ以テ定ムルモノハ前項ノ規定ニ拘ラズ組合員ト爲ラザルモノトス

第十四條第一項第一号及び第二号を次のように改める。

一 健康保險ノ被保險者及船員保險ノ被保險者 但シ船員保險法第二十條第一項ノ規定ニ依ル被保險者ヲ除ク

二 特別國民健康保險組合ノ被保險者

「第二節 事業」を削る。

第十八條乃至第二十四條削除

第十九條ノ二乃至第十九條ノ五を削る。

「第三節 管理」を「第二節 管理」に改める。

第二十五條第三項及び第四項を次のように改める。

組合會議長ハ組合會議員ニ於テ、組合會議員ハ組合員ニ於テ之ヲ互選ス

組合會議員ノ定數ハ左ノ基準ニ依リ規約ヲ以テ之ヲ定ムベシ

一 組合員二千未満ノ組合

二 組合員二千以上五千未満ノ組合

三 組合員五千以上一萬未満ノ組合

四 組合員一萬以上二萬未満ノ組合

五 組合員二萬以上五萬未満ノ組合

六 組合員五萬以上十五萬未満ノ組合

七 組合員十五萬以上二十萬未満ノ組合

八 組合員二十萬以上三十萬未満ノ組合

九 組合員三十萬以上ノ組合

第二十五條ノ二 組合會議員ノ任期ハ選舉ノ日ヨリ起算シ二年トス

補缺議員ノ任期ハ其ノ前任者ノ殘任期間トス

議員ノ定數ニ異動ヲ生ジタル爲新ニ選舉セラレタル議員ノ任期ハ現任者ノ殘任期間トス

第二十五條ノ三 左ノ各號ノ一ニ該当スル者ハ組合會議員タルコトヲ得ズ

一 未成年者

二 禁治產者又ハ準禁治產者

三 懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受ケルコトナキニ至ル迄ノ者

第二十六條第二項中「決議ハ」の次に「關係市町村長ヲ經由シテ」を加え、同條同項に次の但書を加える。

但シ特別國民健康保險組合ニ在リテハ關係市町村長ヲ經由スルコトヲ要セズ

第二十八條第一項中「理事數人」を「理事五人以上」に改め、同條第二項中「此ノ場合ニ於テハ其ノ選任ニ付地方長官ノ認可ヲ受ケベシ」を削り、同條第三項中「吏員」の次に「及醫師又ハ齒科醫師」を加える。

第二十八條ノ二 理事ノ任期ハ二年トス

第二十九條第二項但書を削る。

第三十條中「地方長官ノ指揮」を「關係市町村長ヲ經由シテ都道府縣知事ノ指揮」に改め、次の但書を加える。

但シ特別國民健康保險組合ニ在リテハ關係市町村長ヲ經由スルコトヲ要セズ

「第四節 分合及解散」を「第三節 分合及解散」に改める。

第三十四條中「地方長官ノ認可」を

「關係市町村ノ議會ノ議決ヲ經タル上都道府縣知事ノ認可」に改め、同條に次の但書を加える。

但シ特別國民健康保險組合ニ在リテハ關係市町村ノ議會ノ議決ヲ經ルコトヲ要セズ

第三十五條第三項中「地方長官ノ認可」を「關係市町村長ヲ經由シテ都道府縣知事ノ認可」に改め、同條同項に次の但書を加える。

但シ特別國民健康保險組合ニ在リテハ關係市町村長ヲ經由スルコトヲ要セズ

第三十七條第四項中「清算方法及財產處分ニ付テハ」の次に、「關係市町村ノ議會ノ議決ヲ經タル上」を加え、同條同項に次の但書を加える。

但シ特別國民健康保險組合ニ在リテハ關係市町村ノ議會ノ議決ヲ經ルコトヲ要セズ

第五章 國民健康保險ヲ行フ社団法人

第三十七條ノ二 營利ヲ目的トセザル社団法人國民健康保險ヲ行ハン

トスルコトキハ規程ヲ作り關係市町村ノ議會ノ議決ヲ經タル上都道府縣知事ノ許可ヲ受ケベシ

都道府縣知事ハ營利ヲ目的トセザル社団法人ニシテ左ノ各號ニ該當スルモノニ限り前項ノ許可ヲ爲スコトヲ得

一 定款ヲ以テ一又ハ二以上ノ市町村ノ區域ヲ其ノ地區ト定ムル

二 地區内ノ世帯主ノ五分ノ四以上其ノ社員タルモノ

第一項ノ規定ハ國民健康保險ヲ行フ社団法人ガ規程ヲ變更シ又ハ國民健康保險ヲ廢止セントスル場合ニ之ヲ準用ス

第三十七條ノ三 國民健康保險ヲ行フ社団法人ノ規程ニハ左ノ事項ニ付本法ニ規定スルモノノ外必要ナル事項ヲ記載スベシ

一 被保險者ノ資格ニ關スル事項

二 保險給付ニ關スル事項

三 保險料ニ關スル事項

四 其ノ他重要ナル事項

第三十七條ノ四 國民健康保險ヲ行フ社団法人ノ被保險者ハ其ノ社員及社員ノ世帯ニ屬スル者並ニ當該法人ノ地區内ノ世帯主及其ノ世帯ニ屬スル者トス 但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラズ

一 健康保險ノ被保險者及船員保險者ノ被保險者 但シ船員保險法第二十條第一項ノ規定ニ依ル被保險者ヲ除ク

二 特別國民健康保險組合ノ被保險者

三 特別ノ事由アル者ニシテ規程ヲ以テ定ムルモノ

前項但書ノ規定ニ依リ被保險者タル資格ナキ世帯主ニシテ其ノ世帯ニ被保險者タルベキ者アルトキハ

第八條ノ八及第八條ノ十ノ規定ノ

適用ニ關シテハ之ヲ世帯主タル被保險者ト看做ス

第三十七條ノ五 國民健康保險ヲ行フ社団法人ハ國民健康保險ニ關スル收入支出ニ付特別會計ヲ設クベシ

第三十七條ノ六 國民健康保險ヲ行フ社団法人ハ國民健康保險ニ關スル左ニ掲グル事項ハ社員總會又ハ規程ノ定ムル所ニ依リ之ニ代ルベキ會議ノ議決ヲ經ベシ

一 收入支出ノ豫算

二 事業報告及決算

三 收入支出ノ豫算ヲ以テ定ムルモノノ外新ナル義務ノ負擔又ハ權利ノ拋棄

四 準備金其ノ他重要ナル財産ノ處分

五 借入金一時借入金ヲ除ク

六 其ノ他重要ナル事項

前項第一號、第四號及第五號ニ掲グル事項ノ決議ハ關係市町村長ヲ經由シテ都道府縣知事ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第三十七條ノ七 國民健康保險ヲ行フ社団法人第三十七條ノ二第一項ノ許可ヲ取消サレ若ハ同條第三條ノ規定ニ依リ廢止ノ許可ヲ受ケ又ハ解散シタルトキハ當該社団法人ノ代表者又ハ清算人ハ國民健康保險ニ關スル收支ノ計算及財産處分ニ付關係市町村ノ議會ノ議決ヲ經タル上、都道府縣知事ノ認可ヲ受ケベシ

「第三章 國民健康保險組合聯合會」を「第六章 國民健康保險團體聯合會」に改める。

第三十八條中「組合及組合ノ事業ヲ行フ法人」を「保險者」に改め、同條に次の二項を加える。

連合會ハ其ノ名稱中ニ國民健康保險團體連合會ナル文字ヲ用フベシ

國民健康保險團體連合會ニ非ザルモノハ其ノ名稱中ニ國民健康保險團體連合會ナル文字ヲ用フルコトヲ得ズ

第四十條ノ二中「組合又ハ組合ノ事業ヲ行フ法人」を「保險者」に改める。

第四十一條 連合會ニ總會ヲ置ク總會ハ議員及議長ヲ以テ之ヲ組織ス

議員ハ會員タル保險者ヲ代表スル者各一名ヲ以テ之ニ充ツ

議長ハ議員ニ於テ之ヲ互選ス

第四十一條ノ二 連合會ニ理事三人以上ヲ置ク

理事ハ總會ニ於テ議員中ヨリ之ヲ選任ス 但シ特別ノ事由アルトキハ議員ニ非ザル者ノ中ヨリ之ヲ選任スルコトヲ妨グズ

理事ノ中一人ヲ理事長トス

理事長ハ理事ニ於テ之ヲ互選ス

第四十一條ノ三 理事ノ任期ハ二年トス

第四十二條 第八條ノ九、第十五條乃至第十七條、第二十六條、第二

十七條、第二十九條第三項第四項及第三十條乃至第三十七條ノ規定ハ連合會ニ之ヲ準用ス 但シ第三十四條及第三十七條第四項ノ規定ニ依リ關係市町村ノ議會ノ議決並ニ第二十六條、第三十條及第三十五條第三項ノ規定ニ依リ關係市町村長ノ經由ハ之ヲ要セズ

「第四章 監督及補助」を「第七章 監督及補助」に改める。

第四十三條第一項中「組合若ハ組合ノ事業ヲ行フ法人」を「保險者」に改め、同條に次の一項を加える。

前項ノ規定ニ依リ普通國民健康保險組合若ハ國民健康保險ヲ行フ社団法人ニ對シ報告ヲ爲サシメ若ハ命令又ハ處分ヲ爲サントスルトキハ關係市町村長ヲ經由スベシ

第四十四條第一項中「官吏」を「官吏、吏員」に改める。

第四十五條中「地方長官ハ組合若ハ」を「都道府縣知事ハ國民健康保險ヲ行フ市町村ノ議會ノ議決又ハ組合、」に、「法令、規約」を「法令、條例、規約、規程、」に改め、「困難ナリト認ムルトキハ」の次に「議決又ハ」を加え、「第五十四條ノ許可」を「第三十七條ノ二第一項ノ許可」に改める。

第四十六條 國民健康保險ヲ行フ社団法人第三十七條ノ二第二項ノ各

號ニ定ムル要件ノ一ヲ缺クニ至リタルトキハ都道府縣知事ハ同條第一項ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第四十七條 國庫ハ命令ノ定ムル所ニ依リ豫算ノ範圍内ニ於テ國民健康保險ニ要スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得

都道府縣及市町村ハ國民健康保險ニ要スル費用ニ對シ補助金ヲ交付スルコトヲ得

「第五章 審査會、訴訟及訴訟」を「第八章 審査、斡旋及訴訟」に改める。

第四十八條 保險給付ニ關スル決定ニ不服アル者ハ國民健康保險審査會ニ審査ヲ請求シ其ノ決定ニ不服アル者ハ裁判所ニ訴テ提起スルコトヲ得

前項ノ審査ヲ請求ハ時効ノ中斷ニ關シテハ之ヲ裁判上ノ請求ト看做ス

第五十條 保險者又ハ連合會ト療養ノ給付ヲ擔當スル者又ハ其ノ團體トノ間ニ於ケル保險給付ニ關スル契約ニ關シ紛爭ヲ生ジタルトキハ國民健康保險審査會ハ當事者ノ請求ニ依リ其ノ解決ニ付斡旋ヲ爲スコトヲ得

第五十一條 國民健康保險審査會ハ第八條ノ六ノ規定ニ依リ斡旋ノ請求ヲ受ケタルトキハ療養ノ給付ヲ擔當スル者又ハ之ニ支拂フベキ診療報酬ノ額ノ決定ニ付斡旋ヲ爲スコトヲ得

第五十二條 保險料其ノ他本法ノ規定ニ依リ徵收金ノ賦課若ハ徵收ノ處分又ハ第七條ノ二若ハ第八條ノ規定ニ依リ納納處分ニ不服アル者ハ國民健康保險審査會ニ審査ヲ請求スルコトヲ得

第五十二條ノ二 國民健康保險審査會ハ各都道府縣ニ之ヲ置ク

第五十二條ノ三 國民健康保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員、保險者ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員各三人ヲ以テ之ヲ組織シ都道府縣知事ノ之ヲ委嘱ス

斡旋ヲ爲ス場合ニ於テハ國民健康保險審査會ハ前項ニ掲グル委員ノ外療養ノ給付ヲ擔當スル者ノ中ヨリ其ノ都道府縣知事ノ委嘱スル臨時委員五人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

第五十二條ノ四 委員ノ任期ハ三年トシ一年毎ニ委員ノ數ノ三分ノ一ヲ委嘱ス

委員ニ缺員ヲ生ジタルトキ新ニ委嘱セラレタル委員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

臨時委員ハ當該事件ニ關スル斡旋ヲ終了シタルトキ退任ス

第五十二條ノ五 國民健康保險審査會ニ公益ヲ代表スル委員中ヨリ委員ノ選舉セル會長一人ヲ置ク

會長事故アルトキハ前項ノ規定ニ準ジ選舉セラレタル者其ノ職務ヲ代理ス

第五十二條ノ六 國民健康保險審査

會ハ被保險者ヲ代表スル委員、保險者ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員夫々一人以上出席スルニ非ザレバ審査ノ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ズ

國民健康保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員、保險者ヲ代表スル委員、公益ヲ代表スル委員及臨時委員各一人以上出席スルニ非ザレバ審査ノ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ズ

第五十二條ノ七 審査又ハ斡旋ハ出席シタル委員及臨時委員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

第五十二條ノ八 保險給付ニ關スル決定又ハ第五十二條ノ規定ニ關スル決定ニ不服アル者審査ヲ請求スル場合ハ此等ノ決定又ハ處分ヲ爲シタル保險者ノ所在地ヲ管轄スル國民健康保險審査會ニ之ヲ爲スベシ

前項ノ請求ハ其ノ決定又ハ處分ヲ爲シタル保險者ヲ經由シテ之ヲ爲スコトヲ得

斡旋ノ請求ハ紛争ノ當事者タル保險者又ハ連合會ノ事務所ノ所在地ヲ管轄スル國民健康保險審査會ニ之ヲ爲スベシ

審査及斡旋ノ請求ガ管轄ナルトキハ國民健康保險審査會ハ速ニ之

ヲ所轄國民健康保險審査會ニ移送シ且其ノ旨ヲ請求者ニ通知スベシ

第五十二條ノ九 國民健康保險審査會ニ對スル審査ノ請求ハ書面又ハ口頭ニ依リ之ヲ爲スコトヲ得

第五十二條ノ十 國民健康保險審査會審査ノ請求ヲ受ケタルトキハ速ニ當事者ノ説明ヲ聽取シ審査ヲ爲スベシ 但シ保險給付ヲ受クベキ者ガ出頭スルコト困難ナルトキハ此ノ手續ヲ省キ文書ニ依リ審査ヲ爲スコトヲ得

第五十二條ノ十一 國民健康保險審査會審査又ハ斡旋ノ爲必要アリト認ムルトキハ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル者、保險給付ヲ受クベキ者、紛争ノ當事者又ハ其ノ他ノ利害關係人若ハ參考人ニ對シ報告ヲ爲サシメ若ハ出頭ヲ命ジ又ハ醫師ニ診斷若ハ檢案ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ國民健康保險審査會ノ請求ニ依リ出頭シタル者ニ對シテハ都道府縣知事ハ政令ノ定ムル所ニ依リ旅費、日當及宿泊料ヲ支給ス

第五十二條ノ十二 保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル者、保險給付ヲ受クベキ者、紛争ノ當事者又ハ其ノ他ノ利害關係人若ハ參考人ハ國民健康保險審査會ニ對シ意見ヲ述ベ參考書類ヲ提示スルコトヲ得 保險給付ヲ受クベキ者審査ノ場合

ニ於テ補佐人ヲ必要トスルトキハ補佐人一人ト共ニ出頭スルコトヲ得

審査ノ爲出頭スベキ者出頭スルコト能ハザルトキハ其ノ者ハ代理人ヲ出頭セシムルコトヲ得

第五十二條ノ十三 國民健康保險審査會ハ事件ノ一部分ヲ審査ノ決定ヲ爲スニ熟シタルトキハ其ノ部分ニ付先ヅ決定ヲ爲スコトヲ得

第五十二條ノ十四 國民健康保險審査會審査ノ決定ヲ爲ス場合ハ理由ヲ附シ文書ヲ以テ之ヲ爲スベシ

第五十二條ノ十五 國民健康保險審査會斡旋ヲ終了シタルトキハ其ノ經過、概要ヲ公表スベシ 但シ紛争ノ解決シタル場合ニ於テ當事者ノ一方又ハ雙方ヨリ豫メ反對ノ意思ヲ表示シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第五十二條ノ十六 審査ノ請求者ガ審査ノ決定前ニ死亡シタルトキハ承繼人ニ於テ審査ノ請求手續ヲ受繼グモノトス

第五十二條ノ十七 第四十八條及第五十二條ニ關スル訴ニ關シテハ組合ハ之ヲ行政廳ト看做ス

第五十二條ノ十八 國民健康保險審査會ノ委員若ハ事務ニ從事スル者又ハ之等ノ職ニ在リタル者ハ其ノ職務上知得シタル秘密ヲ漏洩スベカラズ

第五十三條 審査ノ請求又ハ訴ノ提起ハ處分ノ通知又ハ決定書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ六十日以内ニ之ヲ爲スベシ但シ審査ノ請求ニ付テハ國民健康保險審査會ニ於テ正當ノ事由アリト認ムルトキハ期限經過後ニ於テモ仍之ヲ受理スルコトヲ得

前項ノ訴ノ提起ニ付テハ民事訴訟法第五百八條第二項及第五百五十九條ノ規定ヲ準用ス

第五十三條ノ二 國民健康保險審査會ノ事務ニ關シテハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

「第六章 雜則」を「第九章 雜則」に改める。

第五十四條 第八條ノ十二第二項ノ規定ニ依リ條例制定ノ認可アリタルトキハ其ノ市町村ノ區域内ニ在ル普通國民健康保險組合ハ解散ノ認可、國民健康保險ヲ行フ社團法人ハ第三十七條ノ二第三項ノ規定ニ依リ國民健康保險ヲ廢止スルコトノ許可アリタルモノト看做ス

普通國民健康保險組合ノ地區が二以上ノ市町村ノ區域ニ跨ル場合ニ於テ第八條ノ十二第二項ノ規定ニ依リ條例制定ノ認可アリタルトキハ普通國民健康保險組合ハ其ノ認可アリタル市町村ノ區域ニ依リ分割スルコトニ付認可アリタルモノト看做ス

國民健康保險ヲ行フ社團法人が二以上ノ市町村ノ區域ニ跨ル場合ニ於テ第八條ノ十二第二項ノ規定ニ依リ條例制定ノ認可アリタルトキハ第三十七條ノ二第三項ノ規定ニ依リ國民健康保險ヲ廢止スルコトノ許可アリタルモノト看做ス

ハ第三十七條ノ二第三項ノ規定ニ依リ國民健康保險ヲ廢止スルコトノ許可アリタルモノト看做ス

第五十四條ノ二 厚生大臣及都道府縣知事保險給付ニ關シ必要アリト認ムルトキハ當該官吏又ハ吏員ヲシテ診療録其ノ他ノ帳簿書類ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ當該官吏又ハ吏員ハ其ノ身分ヲ示スベキ證票ヲ携帯シ關係人ノ請求アルトキハ之ヲ呈示スベシ

第五十四條ノ三を削る。

第五十六條 當該官吏若ハ吏員又ハ之等ノ職ニ在リタル者故ナク第五十四條ノ二ノ規定ニ依リ診療録ノ検査ニ關シ知得シタル醫師若ハ齒科醫師ノ業務上ノ秘密又ハ個人ノ秘密ヲ漏洩シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

職務上前項ノ秘密ヲ知得シタル他ノ公務員又ハ公務員タリシ者故ナク其ノ秘密ヲ漏洩シタルトキ亦前項ニ同ジ

第五十四條ノ二ノ規定ニ依リ當該官吏又ハ吏員ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者ハ五千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第五十六條ノ二を削る。

第五十七條中「百圓」を「五千圓」に改める。

附則

第一條 この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。

第二條 従前の第十一條の規定により設立された組合で、この法律施行の際、現に存するものは、これを第十一條の改正規程により設立されたものとみなす。

2 従前の第五十四條の規定による許可を受けた社団法人で、この法律施行の際、現に存するものは、これを第三十七條ノ二第一項の許可を受けたものとみなす。

第三條 組合会議員、組合会議長及び理事長の互選並びに理事の選任は、この法律施行後九十日以内に、これを行わなければならない。

2 前項の規定により後任者が互選又は選任されたときは、現に在職する組合会議員、理事長及び理事は当然その地位を失う。

第四條 第八條ノ四及び第八條ノ五の改正規定による療養の給付を担当する者及びこれに支拂わなければならない診療報酬の額は、なお従前の例による。

第五條 この法律施行の際、現に存する地方社会保険審査会及びその

職員は、この法律に基く相當の機關及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

第六條 この法律の規定は、この法律施行の際、現に存し、又は將來設立される法人若しくは團體が第二章に規定する事業に類する事業を行うことを妨げるものではない。但し、その法人若しくは團體は、その名称中に「國民健康保險組合又は國民健康保險團體連合会」の文字を用いることができない。

國民健康保險法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて國會法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十三年六月二十八日

參議院議長 松平 恒雄

衆議院議長 松岡陶吉殿

國民健康保險法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

溫泉法案

溫泉法案目次

第一章 總則

第二章 溫泉の保護

第三章 溫泉の利用

第四章 溫泉審議會

第五章 罰則

附則

溫泉法

第一章 總則

第一條 この法律は、溫泉を保護し、その利用の適正を図り、公共の福祉の増進に寄與することをもつて目的とする。

第二條 この法律で「溫泉」とは、地中から湧き出する溫水、鉱水及び水蒸氣その他のガス(炭化水素を主成分とする天然ガスを除く)で別表に掲げる溫度又は物質を有するものをいう。

2 この法律で「溫泉源」とは、未だ採取されない溫泉をいう。

第二章 溫泉の保護

第三條 溫泉を湧き出させる目的で土地を掘さくしよとする者は、省令の定めるところにより、都道府縣知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、掘さくに必要な土地を掘さくのために使用する權利を有する者でなければならない。

3 都道府縣知事は、溫泉を工業用に利用する目的で第一項の申請をした者に対して許可を與えるときは、あらかじめ商工局長に協議しなければならない。

第四條 都道府縣知事は、溫泉の湧き出量、溫度若しくは成分に影響を及ぼし、その他公益を害する虞があると認めるときの外は、前條第一項の許可を與えなければならない。

らない。不許可の処分は、理由を附した書面をもつてこれを行わなければならない。

第五條 第三條第一項の許可を受けた者が、許可の日から一年以内に工事に着手せず、又は着手後一年以上その工事を中止したときは、都道府縣知事は、その許可を取り消すことができる。但し、已むを得ない事由がある場合はこの限りでない。

第六條 都道府縣知事は、第三條第一項の許可を與えた後第四條に規定する事由があると認めるときは、その許可を取り消し、又はその許可を受けた者に対して、公益上必要な措置を命ずることができる。

第七條 第三條第一項の許可が取り消されたとき、又は許可を受けて掘さくした場所に溫泉が湧き出しないときは、都道府縣知事は、その許可を受けた者に対して原状回復を命ずることができる。同項の許可を受けないで土地を掘さくした者に対しても、また同様とする。

第八條 溫泉の湧き出量を増加せしめ、又は溫泉の湧き出量を増加させるために動力を裝置しようとする者は、省令の定めるところにより、都道府縣知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 前項の規定は、前項の増掘又は動力の裝置について、これを準用する。

第九條 都道府縣知事は、溫泉源保護のため必要であると認めるときは、溫泉源より溫泉を採取する者に対して、溫泉の採取の制限を命ずることができる。

2 都道府縣知事は、工業用に利用する目的で溫泉を採用する者に対して、前項の命令をするときは、あらかじめ商工局長に協議しなければならない。

第十條 都道府縣知事が、第三條第一項又は第八條第一項の規定による処分をする場合において、隣接都府縣における溫泉の湧き出量、溫度又は成分に影響を及ぼす虞があるときは、あらかじめ厚生大臣の承認を得なければならない。

第十一條 溫泉を湧き出させる目的以外の目的で土地を掘さくしたため溫泉の湧き出量、溫度又は成分に著しい影響を及ぼす場合において公益上必要であると認めるときは、都道府縣知事は、土地を掘さくした者に対してその影響を阻止するに必要な措置を命ずることができる。

2 都道府縣知事が、法令の規定に基く他の行政の許可又は認可を受けて土地を掘さくした者に対して前項の措置を命じよう

とするときは、あらかじめ当該行政廳と協議しなければならない。

第三章 温泉の利用

第十二條 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、省令の定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、政令の定める手数料を納めなければならない。

3 都道府県知事は、温泉の成分が衛生上有害であると認めるときは、第一項の許可を與えないことができる。但し、この場合においては、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

第十三條 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、施設内の見易い場所に、省令の定めるところにより、温泉の成分、禁忌症及び入浴又は飲用上の注意を掲示しなければならない。

第十四條 厚生大臣は、温泉の公共の利用増進のため、施設の整備及び環境の改善に必要な地域を指定することができる。

第十五條 厚生大臣又は都道府県知事は、前條の規定により指定する地域内において、温泉の公共の利用

増進のため特に必要があると認めるときは、省令の定めるところにより、温泉利用施設の管理者に對して、温泉利用施設又はその管理方法の改善に關し必要な指示をすることができる。

第十六條 都道府県知事は、温泉源より、温泉を採取する者又は温泉利用施設の管理者に對して、温泉のゆり、出量、温度、成分、利用状況その他必要な事項について報告させることができる。

2 商工局長は、工業用に利用する目的で温泉を採取する者又はその利用施設の管理者に對して、前項の報告をさせることができる。

第十七條 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該吏員に温泉の利用施設に立ち入り、温泉のゆり、出量、温度、成分及び利用状況を検査させることができる。

2 商工局長は、必要があると認めるときは、当該官吏に温泉を工業用に利用する施設に對して、前項の立入検査をさせることができる。

3 当該官吏又は吏員が前二項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

らない。

第十八條 都道府県知事は、公衆衛生上必要があると認めるときは、温泉源から温泉を採取する者又は温泉利用施設の管理者に對して、第十二條第一項の許可を取り消し、又は温泉の利用の制限若しくは危害予防の措置を命ずることができる。

第四章 諮問及び聴聞

第十九條 厚生大臣又は都道府県知事の諮問に應じ、温泉及びこれに關する行政に關し調査審議させるため、温泉審議會を置く。

2 温泉審議會は、中央温泉審議會及び都道府県温泉審議會とし、中央温泉審議會は厚生省に、都道府県温泉審議會は都道府県に、これを置く。

第二十條 厚生大臣は、第十條の規定による承認を與え、又は第十四條の規定による地域を指定しようとするときは、中央温泉審議會の意見を聞かなければならない。

2 都道府県知事は、第三條第一項、第四條（第八條第二項において準用する場合を含む）、第六條（第八條第二項において準用する場合を含む）、第八條第一項又は第九條の規定による処分をしようとするときは、都道府県温泉審議會の意見を聞かなければならない。

第二十一條 都道府県知事が、第五條（第八條第二項において準用する場合を含む）、第六條（第八條第二項において準用する場合を含む）、第九條又は第十八條の規定による処分をしようとするときは、その処分を受くべき者にその処分の理由を通知し、本人又はその代理人の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

第五章 罰則

第二十二條 第三條第一項又は第八條第一項の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

2 前項の刑は、情狀により、これを併科することができる。

第二十三條 左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一 第六條（第八條第二項において準用する場合を含む）、第七條（第八條第二項及び第二十八條第二項において準用する場合を含む）、第九條又は第十八條の規定による都道府県知事の命令に従わない者

二 第十二條第一項の規定に違反した者

第二十四條 左の各号の一に該当する者は、これを五千円以下の罰金に処する。

一 第十三條の規定に違反した者

二 第十六條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十七條第一項又は第二項の規定による当該官吏又は吏員の立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

附則

第二十六條 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から、これを施行する。

第二十七條 この法律施行の際、現に從前の命令の規定により、温泉をゆり、出させる目的で土地の掘さく、の許可を受けてその工事に着手している者は、第三條第一項の許可を受けたものとみなす。

第二十八條 この法律施行の際、現に從前の命令の規定により、温泉のゆり、出路の増掘若しくはしゅんせつの許可又は温泉のゆり、出量を増加させるための動力装置の許可を受けて、その工事に着手している者は、第八條第一項の規定による許可を受けたものとみなす。

第二十九條 昭和二十三年一月一日

以後この法律施行までの間に、温泉をゆう出させる目的で土地の掘き、をした者又は温泉のゆう出路を増加し、若しくは温泉のゆう出量を増加させるため動力装置をした者は、法律施行の日から、三月以内に第三條第一項又は第八條第一項の規定によりその許可の申請をしなければならぬ。その申請に対して許可の処分があるまでは、第三條第一項又は第八條第一項の許可があつたものとみなす。

2 前項の期間内に許可の申請をせず、又は申請に対して不許可の処分があつたときは、第七條の規定を準用する。

第三十條 この法律施行の際、現に温泉を公共の浴用又は飲用に供している者は、この法律施行の日から三月間は、第十二條第一項の規定に拘わらず、引き続き温泉を公共の浴用又は飲用に供することができる。

2 前項の規定に該当する者は、この法律施行後三月以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。

3 前項の届出をした者は、第十二條第一項の許可を受けたものとみなす。

別表

一 温度(温泉源から採取されるとき温度とする。)(攝氏二十五度以上)

物質名

溶解物質(ガス性のものを除く。)

含有量(一キログラム中)

遊離炭酸(CO₂)

二五〇ミリグラム以上

リチウムイオン(Li)

一ミリグラム以上

ストロンチウムイオン(Sr)

一〇ミリグラム以上

バリウムイオン(Ba)

五ミリグラム以上

フェロ又はフェリイオン(Fe、Fe²⁺)

一〇ミリグラム以上

第一マンガンイオン(Mn²⁺)

一〇ミリグラム以上

水素イオン(H⁺)

一ミリグラム以上

臭素イオン(Br⁻)

五ミリグラム以上

沃素イオン(I⁻)

一ミリグラム以上

ふっ素イオン(F⁻)

二ミリグラム以上

ヒドロ、酸イオン(HASO₄⁻)

一・三ミリグラム以上

メタ亜、酸イオン(HASO₃⁻)

一ミリグラム以上

総硫黄(S)(HS⁻・S₂O₃²⁻・H₂Sに對應するもの)

一ミリグラム以上

メタ、酸イオン(HBO₃⁻)

五ミリグラム以上

メタ、酸イオン(HSiO₃⁻)

五〇ミリグラム以上

重炭酸、イオン(SaHCO₃⁻)

三四〇ミリグラム以上

ラドン(Rn)

二〇(百億分の一)キュリー単位以上

ラヂウム塩(Raとし)

一億分の一ミリグラム以上

温泉法案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十三年六月二十九日

衆議院議長 松平 恒雄

衆議院議長 松岡駒吉殿

温泉法案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

あん摩、はり、きゆう、柔道整復

等営業法に関する特例法案

あん摩、はり、きゆう、柔道整復

等営業法に関する特例法案

第一條 都道府県知事は、あん摩、

はり、きゆう、柔道整復等営業法(昭和二十二年法律第二百十七号)施行の際現に、同法附則第十六條に掲げる法令により、試験を受ける資格を有していた者でやむを得ない理由によりこれを受けることができなかったものに對しては、昭和二十三年十一月三十日まで、試験を行うことができる。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法に関する特例法案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十三年六月三十日

衆議院議長 松平 恒雄

衆議院議長 松岡駒吉殿

あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法に関する特例法案(参議院提出)に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

あん摩、はり、きゆう、柔道整復等

〇山崎岩男君 だいたい議題となりま

した興行場法案、公衆浴場法案、旅館

業法案、理容師法特例案、國民健康保険法の一部を改正する法律案、温泉法案、あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法に関する特例案について、厚生委員会における審議の経過並びに結果を申し上げます。

まず興行場法案、公衆浴場法案、旅館業法案について申し上げます。

從來、旅館、ホテル、下宿等のいわゆる旅館業及び公衆浴場並びに映画館、劇場その他興行場に対する取締りは、警察命令に基き、各都道府県知事がこれを行つてまいつたのでありますが、それらの取締り指導の対象及び方法は各都道府県によつて区々であり、取締りの徹底と指導の適正をはかることが困難であつたのであります。

よつて、多数人の集合出入する旅館業、公衆浴場、興行場等の経営につき、この際統一的な法律を制定して、その徹底強化をはからんとするのが、政府の本法律案提出の理由であります。

これら三法律案は、六月二十五日、

本委員会に付託せられ、二十七日審議に入り、政府との間に、浴場配置の距離制限、旅館業の許可処分等につき熱心なる質疑應答が交されたのでありますが、二十九日、さらに治安及び地方

制度委員会との連合審査を行つた後、本日討論に入り、採決いたしましたところ、全員一致原案通り可決すべきものと決した次第でございます。

次に、理容師法特例案について申し

上げます。

理容師法が制定せられた結果、國民学校高等科卒業以下の者は、都道府縣知事の行方理髪師試験及び美容師試験の受験資格がないこととなつたのであります。従前から理容師になる目的で徒弟見習中の者には特例を設けて、二年間を限り受験資格を認める必要があり、かつ、都道府縣知事の指定した理容師養成施設に現在在学している者に対しては卒業後の免許資格を附與する必要があり、理容師法に対する特例を認めようとするのが、政府の本法律案提出の理由であります。

次に、國民健康保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現下の社会、経済情勢において、医療費負担の問題は國民大衆の生活にますます重大なる圧迫を加へつつありますが、本問題の解決は、國民健康保険組合の活発なる活動にまつところがすこぶる多いのであります。よつて、現在の國民健康保険制度の短所を補い、一層強力なものとすることにより事業運営の活発化をはかり、ただちに國民大衆の実生活に即したものにしようとするのが、政府の本法律案提出の理由であります。

次に、本改正案の内容のおもなる点を申し上げます。まず第一に、國民健康保険を行う者を原則として市町村または市町村組合とし、市町村がこれを行わない場合には、國民健康保険組合

または営利を目的としない社團法人にこれを認めることとしたしてあるのであります。第二に、現在の任意制度に一步を進め、ある程度強制保険の方向に進むことによつて本制度の弱点を補ふんとするものであります。第三に、療養の給付を担当する医師、歯科医師、薬剤師は、保険者と療養を担当する者とが契約によつてこれを決定することとして、医療の給付の円滑をはかり、また療養担当者に支拂うべき額も、保険者と療養担当者との協議によりこれを定めて、都道府縣知事の承認を受けることとし、その額の妥當なることを期しておるのであります。

次に、温泉法案について申し上げます。温泉は、わが國の天然資源として、古來きわめて重要なものでありまして、これを保護するとともに、その利用を公共福祉に適應せしめることは、國家再建上緊要の要務でありますので、從來の都道府縣令の内容を基礎とし、これを若干拡充して、温泉の保護と利用の適正化に遺憾なきを期せんとするの、政府の本法律案提案の理由であります。

一、二その内容を申し上げます。第一は、温泉源を保護するため、温泉の掘鑿、湧出路の増掘は都道府縣知事の許可を受けさせることとし、また温泉を枯渇させるような採取等を防止するため、採取の制限を命ず

ることができるよういたしておるのであります。第二は、厚生大臣は必要に應じて施設の整備及び環境の改善に必要な地域を指定し、その地域内の温泉利用施設の整備、その管理方法の改善等を指導して、理想的な温泉郷を建設していこうとするのが、本法律案の内容であります。

次に、あん摩、はり、きゆう、柔道、整復等營業法に関する特例案について申し上げます。

あん摩、はり、きゆう、柔道、整復等營業法の施行準備期間は、わずかに十日であつたため、各府縣においては、從前の法令により受験資格を有する者に対する措置として、急遽その資格試験を行つたのであります。遠隔の地にいてその施行を知らず、または病氣その他の事故のため受験し得なかつたものが相當数に達し、同等の能力、経験を有しながら、受験の機会を失したために、新法附則第十七條の経過規定による救済に浴せず、ために今後の生計の道に迷つてゐる者があることは、公平の原理にもとより、また本人達にとつても、まことに同情すべきものであります。よつて、新法施行の日において、學歷、経験等の條件を満たしてゐる者で、受験資格のあつたものに限り、いま一度試験を施行し、合格した者に対しては、新法附則第十七條と同様の救済の途を開かんとするのが、本法律案提出の理由であります。

以上四法律案中、前二者は六月二十八日、温泉法案は二十五日、最後の法律案は本日、本委員会に付託せられ、いずれも本日審議に入つたのであります。質疑應答の後、討論を省略して採決に入りましたところ、全員一致原案通り可決すべきものと決した次第でございます。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 以上の七案は同一委員会に付託された議案でありますから、右七案を一括して採決いたします。七案の委員長報告はいずれも可決であります。七案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて七案は委員長報告の通り可決いたしました。

第一 政治資金規正法案本院提出、参議院回付)

○議長(松岡駒吉君) 日程第一、政治資金規正法案の参議院回付案を議題といたします。

政治資金規正法案
右の貴院提出案は本院において修正議決した。よつて國會法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十三年六月十九日
参議院議長 松平 恒雄
衆議院議長 松岡駒吉殿

小字及び一は參議院修正題名を次のように改める。

政治資金規正公關法

この法案中「政黨」を「政治團體」に改める。

第三條 この法律において政黨とは、○政黨その他の團體で、政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを本來的目的とする團體をいう。

この法律において協會その他の團體とは、政黨以外の團體で、政治上の主義若しくは施策を支持し、若しくはこれに反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する目的を有するものをいう。

第六條 政黨、協會その他の團體は、代表者又は主幹者及び会計責任者各一人を選任し、その組織の日又は第三條に規定する目的を有するに至つた日から七日以内に、これらの者の氏名、住所、生年月日及び選任年月日並びに当該政黨、協會その他の團體の主たる事務所の所在地を左の区分に従い、文書でそれぞれ当該選挙管理委員会に届け出なければならぬ。

一 市町村の区域において第三條に規定する目的を有する政黨、協會その他の團體にあつては、主たる事務所の所在地の市

町村の選挙管理委員会

二 同一の都道府県の区域内で、二以上の市町村の区域にわたり、又は主たる事務所の所在地の市町村の区域外の地域において第三條に規定する目的を有する政治団体、協会その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地の市町村の選挙管理委員会を経て都道府県の選挙管理委員会

三 二以上の都道府県の区域にわたり、又は主たる事務所の所在地の都道府県の区域外の地域において第三條に規定する目的を有する政治団体、協会その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県の選挙管理委員会を経て全国選挙管理委員会

政治団体、協会その他の団体は、会計責任者に事故があるとき、又は会計責任者が欠けたときその職務を行ふべき者を予め定め、前項の届出と同時にこれを同項の例により届け出なければならぬ。

第八條 政治団体、協会その他の団体は、第六條又は前條の規定による届出がなされた後でなければ、公職の候補者の推薦、支持又は反対その他の政治活動のために、いかなる名義を以てするを問はず、寄附を受け、又は支出をすることが

できない。但し、会計責任者が欠けた場合において、第六條第二項又は前條の規定による届出のあつた会計責任者の職務を行ふ者があるときは、この限りでない。

第十二條 政治団体、協会その他の団体の会計責任者は、毎年四月三十日、八月三十一日及び十二月三十一日現在で、左の各号に掲げる事項を記載した報告書を、各、その日の翌日から十日以内に、第六條第一項各号に定める区分に従い、それぞれ当該選挙管理委員会に提出しなければならない。

一 政治団体にあつてはすべての寄附及びその他の収入、協会その他の団体にあつてはすべての寄附（当該政治団体、協会その他の団体のためにその代表者、主幹者又は会計責任者と意思を通じてなされた寄附を含む。）

二 前号の寄附の中政、協会の他の団体によつてなされたもので一件千円以上（数回にわたりなされたときはその合計額による。）政治団体、協会その他の団体以外の者によつてなされたもので一件五百円以上（数回にわたりなされたときはその合計額による。）のものについては、寄附をした者の氏名、住所及び職業並びに寄附の金額及び年月日

三 政治団体、協会その他の団体のすべての支出（当該政治団体、協会その他の団体のためにその代表者、主幹者又は会計責任者と意思を通じてなされた支出を含む。）

四 前号の支出の中政、協会の他の団体によつてなされたもので一件千円以上（数回にわたりなされたときはその合計額による。）政治団体、協会その他の団体以外の者によつてなされたもので一件五百円以上（数回にわたりなされたときはその合計額による。）のものについては、支出を受けた者の氏名、住所及び職業並びに支出の目的、金額及び年月日

前項の報告書には、それぞれ一月一日からの寄附及びその他の収入並びに支出を累計して記載しなければならない。

政治団体の会計責任者は、毎年六月三十日及び十二月三十一日現在で、財産の現況を記載した報告書を、各、その日の翌日から十日以内に、それぞれ当該選挙管理委員会に提出しなければならない。

全国選挙管理委員会は、第一項の報告書の様式を定め、これを官報に告示しなければならない。

第十七條 政治団体、協会その他の団体が第三條に規定する目的を有しなくなつたときは、その代表者又は主幹者及び会計責任者は、その日から十五日以内に、その旨及び年月日とともに、第十二條の例により解散の日又は第三條に規定する目的を有しなくなつた日の現在で、寄附及びその他の収入並びに支出に関する事項を記載した報告書を、それぞれ当該選挙管理委員会に提出しなければならない。

第五十二條 全国選挙管理委員会、参議院全国選出議員選挙管理委員会又は都道府県若しくは市町村の選挙管理委員会は、この法律の執行に必要があると認めるときは、政治団体、協会その他の団体又は公職の候補者その他関係人に對して、この法律の規定の適用上必要な認定を若しくは、報告又は資料の提出を求めることができる。

参議院全国選出議員選挙管理委員会又は都道府県若しくは市町村の選挙管理委員会は、この法律の執行に必要があると認めるときは、政治団体、協会その他の団体又は公職の候補者その他関係人に對し、報告又は資料の提出を求めることができる。

〇議長（松岡駒吉君） 採決いたしました。本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔起立者なし〕

〇議長（松岡駒吉君） 起立なし。よつて参議院の修正に同意せざることに決しました。

政治資金規正法案（本院議決案）

〇議員（松岡駒吉君） 御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

〇議長（松岡駒吉君） 御異議なしと認めます。よつて政治資金規正法案の本院議決案を議題といたします。

ただちに採決いたします。本案はさきに本院において議決の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

〇議長（松岡駒吉君） 起立総員。よつて本案は、さきの議決の通り、出席議員三分の二以上の多数をもつて可決せられました。（拍手）

〇議員（松岡駒吉君） 日程第二ないし第五の四案は延期されんことを望みます。

〇議長（松岡駒吉君） 笹口君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

〇議長（松岡駒吉君） 御異議なしと認めます。よつて日程第二ないし第五は延期するに決しました。

第六 議院事務局法の一部を改正する法律案（議院運営委員長提出）

第七 議院法制局法案（議院運営委員長提出）

○議長（松岡駒吉君） 日程第六及び第七は同一の委員長より提出された議案でありますから、いずれも委員会の審査を省略して一括議題となすに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（松岡駒吉君） 御異議なしと認めます。

日程第六、議院事務局法の一部を改正する法律案、日程第七、議院法制局法案、右両案を一括して議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。議院運営委員会理事吉川兼光君。

議院事務局法の一部を改正する法律案

議院事務局法の一部を改正する法律

議院事務局法の一部を次のように改正する。

第一條第一項第三号から第六号までを次のように改める。

三 主事

四 常任委員会専門員

五 常任委員会調査員

六 常任委員会調査主事

第六條中又は副参事を削る。

第七條中「及び副参事」を削る。

第八條中「副参事」を「参事」に改める。

第十條 各事務局に衛視副長数人を置き、事務総長が参事又は主事の中からこれを命ずる。

衛視副長は、上司の指揮監督を受け警務に従事し、衛視を指揮監督する。

第十一條 各事務局に衛視若干人を置き、事務総長が主事の中からこれを命ずる。

衛視は、上司の指揮監督を受け警務に従事する。

第十二條 常任委員会専門員、常任委員会調査員及び常任委員会調査主事は、常任委員長の申出により、事務総長が議長の同意及び議院運営委員会の承認を得てこれを任免する。

第十三條 常任委員会専門員は常任委員長に命を受け調査を掌る。

第十四條 常任委員会調査員は常任委員長及び常任委員会専門員の命を受け、調査の事務を掌る。

第十五條 常任委員会調査主事は常任委員長、常任委員会専門員及び常任委員会調査員の命を受け調査に関する事務に従事する。

附 則

この法律は公布の日から、これを施行する。

この法律施行の際現に各議院事務局の副参事、常任委員会専門調査員又は常任委員会書記の職にある者は、別に命令を發せられないとき

は、現に受ける給料を以て、それぞれ各議院事務局の参事、常任委員会専門員、又は常任委員会調査主事に任用されたものとする。

議院法制局法案

議院法制局法案

第一條 各議院の法制局に左の職員を置く。

一 法制局長

二 参事

三 主事

参事及び主事の定員は、その院の議決によつてこれを定める。

第二條 法制局長は、議長の監督の下に、局中一切の事務を統理し、所属職員を監督する。

第三條 各法制局に、その事務を分掌するため、部及び課を置く。

各部課の分掌事務及び各部の分課並びに職員の配置は、法制局長が、これを定める。

第四條 各部に部長を置き、法制局長が、議長の同意を得て参事の中からこれを命ずる。

部長は、法制局長の命を受けその部務を掌理する。

第五條 各部に課長を置き、法制局長が、参事の中からこれを命ずる。

課長は、上司の命を受け課務を掌理する。

第六條 参事は、上司の指揮監督を受け事務を掌る。

主事は、上司の指揮監督を受け事務に従事する。

第七條 法制局長及びその指定する参事は、委員会又は合同審査会の求めに應じ、法制局の所掌事務に關し、報告説明することができ

る。

附 則

この法律は公布の日から、これを施行する。

〔吉川兼光君登壇〕

○吉川兼光君 ただいま議題となりました議院事務局法の一部を改正する法律案及び議院法制局法案について、その大略を御説明申し上げます。

両案ともに、先般本院を通過いたしました国会法の改正に伴ひまして当然改正を要するものでありまして、事務局法においては、常任委員会の専門調査員は専門員となり、新たに調査員が設けられましたので、その点の改正を行い、職員中副参事の制度を廃止し、これを参事に改めたいというものが、その趣旨であります。

次に、議院法制局法案について申し上げますれば、国会法の改正に伴ひまして、議院法制局の大綱をきめなければなりませんので、この法律案を立案いたしました。その構成は、議院事務局法とほとんど変わりません。すなわち職員は法制局長、参事及び主事とし、その機構としては部課を設けることといたしました。ただ法制局の性質

といたしまして、委員会または合同審査会の要求があつた場合には、法制局長及びその指定する参事が出席説明し得る方途を講じました。

以上二件は、ともに議院運営委員会におきまして慎重に審議して決定した案であります。簡單ではありましたが、これで御説明を終るとともに、諸君の御賛成を得たいと思ひます。（拍手）

○議長（松岡駒吉君） 両案を一括して採決いたします。両案は可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（松岡駒吉君） 御異議なしと認めます。よつて両案は可決いたしました。

第八 教科書の発行に關する臨時措置法案（内閣提出）

○議長（松岡駒吉君） 日程第八、教科書の発行に關する臨時措置法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。文教委員長松本淳造君。

教科書の発行に關する臨時措置法案

教科書の発行に關する臨時措置法案

法

第一條 この法律は、現在の經濟事情にかんがみ、教科書の需要供給の調整をはかり、発行を迅速確実にし、適正な價格を維持して、学校教育の目的達成を容易ならしめ

ることを目的とする。

第二條 この法律において「教科書」とは、小学校、中学校、高等学校及びこれらに準ずる学校において、教科課程の構成に應じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる児童又は生徒用図書であつて、文部大臣の検定を経たもの又は文部大臣において著作権を有するものをいう。

2 この法律において「発行」とは、教科書を製造供給することをいい、「発行者」とは、発行を担当する者をいう。

第三條 教科書には、その表紙に「教科書の文字を、その末尾に著作者の氏名、発行者の氏名、住所及び発行の年月日、並びに印刷者の氏名住所及び印刷の年月日を記載しなければならぬ。

2 著作者及び発行者が法人その他の団体であるときは、団体名及びその代表者名を併記するものとする。

3 印刷者の住所と印刷所の所在地とが異なるときは、印刷所の名称及びその所在地をも記載しなければならない。

第四條 発行者は、毎年、文部大臣の指示する時期に、発行しようとする教科書の書目を、文部大臣に届け出なければならない。

第五條 都道府県知事は、毎年、文部大臣の指示する時期に、教科書展示会を開かなければならない。

2 教科書展示会に關しては、省令をもつてその基準を定める。

第六條 文部大臣は、第四條の届出に基き目録を作成し、都道府県知事にこれを送付するものとする。

2 都道府県知事は、前項の目録を当該都道府県の区域内にある第二條第一項に規定する学校に、配付するものとする。

3 発行者は、第四條によつて届け出た教科書の見本を、前條の教科書展示会に出品することができ

第七條 國立の学校の長は、教科書の需要数を、都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、都道府県内の教科書の需要数を、省令の定めるところにより、文部大臣に報告しなければならない。

第八條 文部大臣は、前條第二項の需要数を基礎にして、発行者にその発行すべき教科書の種類及び部数を指示以下発行の指示という。

第九條 文部大臣は、左の各号の一に當る事由があるときは、需要者の意思を考慮して、他の発行者に発行の指示を行うことができる。

一 需要数が教科書の発行に不十分なき。

分なき。

二 発行者の事業能力、信用状態が教科書の発行に不適当と認められるとき。

三 発行者が文部大臣の指示した発行を引き受けないとき。

四 第十四條又は第十五條の規定により発行の指示の全部又は一部を取り消したとき。

第十條 発行の指示を承諾した者は、省令の定めるところに従い、教科書を発行する義務を負う。

2 発行者は、教科書を各学校に供給するまで、発行の責任を負うものとする。

3 文部大臣は、必要に應じ、発行者から報告をとり、又はその業務の履行の状況を調査することができ

第十一條 教科書の定価は、文部大臣の認可を経なければならぬ。

第十二條 発行者は、発行の指示を受けた日から十五日以内に、発行部数に應じて定価の三分にあたる保証金を、現金又は省令の定める種類の有價証券をもつて文部大臣に納めなければならない。

第十三條 保証金は、第十條の義務を履行した後でなければ、その還付を請求し、又はその償還を譲渡することができない。

第十四條 第十條第一項の義務に違反する行為があると認めるとき

は、文部大臣は、発行の指示を取り消し、又はその後三年間、発行の指示を行わないことができる。

第十五條 第十二條に定める保証金の全部又は一部を納めない者に対しては、文部大臣は、発行の指示の全部又は一部を取り消すことができる。

第十六條 発行者において、第十條第一項の義務に違反する行為があると認められるときは、保証金は、これを國庫に帰属せしめることができる。

第十七條 この法律に定めるものの外、この法律施行のため必要な事項は、省令でこれを定める。

第十八條 この法律の規定は、教科書以外の教授上用いられる図書であつて、文部大臣の指定したものに、これを準用する。

附則 この法律は、公布の日から、これを施行する。

教科書の発行に關する臨時措法案（内閣提出）に關する報告書（都合により最終号の附録に掲載）

〔松本淳造君登壇〕

○松本淳造君 ただいま議題に相なりました教科書の発行に關する臨時措法案について、文教委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案の要旨は、教科書の検定制

の実施に伴い、文部省著作教科書のほかに多数の教科書の出版が予想されるが、現在の経済事情に鑑み、教科書の需要供給の調整をはかり、発行を迅速確実にし、適正な価格を維持して、学校教育の目的達成を容易ならしめようというのであります。

文教委員会におきましては、去る六月十日以來慎重に審議検討いたしました

が、その詳細は會議録によつて御了承願いますことにしまして、特に論議検討の主要点となりました二、三の点について御説明申し上げます。

第一には、現在の經濟上の諸事情による教科書の定價の問題であります。教育の機会均等、義務教育である六・三制の徹底が、教科書の定價に左右されるのは、申すまでもありません

で、この定價算定の方法、教科書用紙の供給事情、輸送の事情等が問題となるのであります。これに對して文部當局は、まず紙については二割免

税、用紙、動力その他の資材の優先配給及び輸送等に責任をもつて措置する

という答弁でございました。

第二には、業者間に利害上好ましからぬ問題が起りはせぬか、第三には、検定制に伴い、本法律が施行されるとすれば、その結果は文部省の独占をむしろ助長せしめることとなりはせぬ

か等のことが論議されましたが、結局、第一條の公正なる定價主義をあくまで

嚴守すること、この法律運管にあたつては、終始一貫して当局は民主教育の本旨を忘れず、文部省独占の方向に陥らぬよう注意すること、従来の教科書及び用紙等のストックを厳密に調査して定算方式を定められたいという三点についての強い希望を附しまして、本委員会は全員一致本法律案を可決いたしました。

以上、委員会の経過並びに結果について御報告申し上げましたが、何とぞ御賛成賜わらんことをお願い申し上げます。次第であります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 採決いたしました。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(松岡駒吉君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

第九 船員職業安定法案(内閣提出)
第十 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、海運局の増設に關し承認を求めるの件

○議長(松岡駒吉君) 日程第九、船員職業安定法案、日程第十、地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、海運局の増設に關し承認を求めるの件、右両件は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。運輸及び交通委員長川野芳満君。

船員職業安定法案 船員職業安定法目次

第一章 総則

第二章 政府の行う船員の職業紹介、職業指導及び普通船員職業補導

第一節 通則

第二節 船員職業紹介

第三節 職業指導

第四節 普通船員職業補導

第三章 政府以外の者の行う船員職業紹介事業、船員の募集及び船員労働供給事業

第一節 船員職業紹介事業

第二節 船員の募集

第三節 船員労働供給事業

第四章 船員職業安定審議会

第五章 雑則

第六章 罰則

附 則

船員職業安定法

第一章 総則

(法律の目的)

第一條 この法律は、何人にもその能力及び資格に應じて公平且つ有効に船員の職業に就く機会を與えることによつて、海上企業に対する労働力の適正な充足を図ることを目的とする。

(職業選択の自由)

第二條 何人も、その能力及びその有する免狀若しくは証書、その受けた訓練又はその経験による資格

に應じ、適當な船舶における船員の職業を自由に選択することができ。

(船員選択の自由)

第三條 船舶所有者(船舶共有の場合には船舶管理人を、船舶賃借の場合には船舶借入人を、船舶所有者、船舶管理人及び船舶借入人以外

の者が船員を使用する場合に、その者をいう。以下同じ。)は、船員として雇用する者を自由に選択することができ。但し、労働組合法(昭和二十年法律第五十一号)

の規定によつて、船舶所有者又はその団体と労働組合との間に締結された労働協約に別段の定めのある場合は、この限りでない。

(均等待遇)

第四條 何人も、人種、國籍、信條、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、職業紹介、普通船員職業補導等について、差別的取扱を受けることがない。但し、労働組合法の規定によつて、船舶所有者又はその団体と労働組合との間に締結された労働協約に別段の定めのある場合は、この限りでない。

(政府の行う業務)

第五條 政府は、第一條の目的を達成するため、左の業務を行う。

一 海上労働力の需用供給の適正

な調整を図ること及びその労働力を最も有効に發揮させるために必要な計画を樹立すること。

二 政府以外の者の行う船員職業紹介、船員の募集又は船員労働供給事業を船員及び公共の利益を増進するように、指導監督すること。

三 求職者に対し、迅速に、その能力に適當な船員の職業に就くことをあつせんすること。

四 求職者に対し必要がある場合には職業指導又は普通船員職業補導を行うこと。

五 海上労働力の需要供給に關する情報その他の資料を集め、又はこれを周知させること。

六 個人、団体、学校又は関係行政の協力を得て、公共船員職業安定所の業務の運営の改善向上を図ること。

七 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の規定により失業保険金の支給を受けるべき者について職業紹介、職業指導又は普通船員職業補導を行い、失業保険制度の健全な運用を図ること。

(定義)

第六條 この法律で「船員」とは、船員法(昭和二十二年法律第百号)による船員及び同法による船員でない者で日本船舶以外の船舶に乗り

組むものをいう。

2 この法律で「船員職業紹介」とは、求人及び求職の申込を受け、求人者と求職者との間における船員雇用関係の成立をあつせんすることをいう。

3 この法律で「職業指導」とは、船員の職業に就こうとする者に対し、その者に適當な職業の選択及び職業に對する適應を容易にさせるために必要な指示、助言その他の指導を行うことをいう。

4 この法律で「普通船員職業補導」とは、普通船員になろうとする者に対し、船員の職業に就くことを容易にさせるために、救命艇おろし方、ボイラー取扱法、救急法、海事用語、船内紀律その他海上労働に必要となる基本的且つ実用的知識及び技能を授けることをいう。

5 この法律で「船員の募集」とは、船員を雇用しようとする者が自ら又は他人をして船員となろうとする者に対し、その被用者となることを勧誘することをいう。

6 この法律で「船員労働供給」とは、供給契約に基いて人を船員として他人に使用させることをいう。

第二章 政府の行う船員の職業紹介、職業指導及び職業補導

第一節 通則

(海運総局長の業務)

第七條 運輸省海運総局長(以下海運総局長という)は、運輸大臣の指揮監督を受け、この法律の施行に關する事項について海運局長を指揮監督するとともに、公共船員職業安定所の指揮監督に關する基準の制定、海上企業における船員募集計画の樹立及び実施、失業対策の企画及び実施、海上労働力の需要供給の調整、職業指導及び普通船員職業補導に關する政策の樹立その他この法律の施行に關し必要な事務を掌り、所屬の職員を指揮監督する。

の属する海運局長の管轄区域における海上労働力の需給状況に關し公共船員職業安定所相互間の事務の連絡を掌る。

(職員たる要件)

第十條 公共船員職業安定所の業務を効果あらしめるために、公共船員職業安定所において専らこの法律を施行する業務に従事する官吏その他の職員は、運輸大臣の定める資格又は経歴を有する者でなければならぬ。

(公共船員職業安定所に対する協力)

第十一條 公共船員職業安定所は、公共船員職業安定所の業務について、これに協力しなければならない。

(求職者のための施設)

第十二條 政府は、船員職業紹介の事業を行うにあたり必要があると認めるときは、宿泊施設、食堂、浴場その他の施設を設けるものとする。

(労働力の需給に關する調査)

第十三條 海運総局長は、公共船員職業安定所の海上労働力の需要供給に關する調査報告により、雇用及び失業の状況に關する資料を集め、その研究調査の結果を公表するとともに、研究調査の結果に基いて、海上労働力の需要供給の調整を図り、もつて雇用を増大することに努めなければならない。

(海上企業に対する奉仕)

第十四條 海運総局長は、船員の募集、選考、配置轉換等に關する問題の処理について、船舶所有者から指導を求められた場合においては、船員の職業に關する調査の結果に基いて、その処理に必要な資料、方法及び基準を指示し、もつて海上企業の進展に奉仕すること

に努めなければならない。

(事務の依頼)

第十五條 公共船員職業安定所長は、公共船員職業安定所に左の事務を依頼することができる。

一 公共船員職業安定所に出頭し、することの困難な求職の申込を公共船員職業安定所に取り次ぐこと。

二 求職者の身元、資格等に關しこれを調査すること。

三 求人又は求職に關する通報を周知させること。

2 前項各号の事務を依頼するにあたり、公共船員職業安定所が当該地域及びその近接地域にないときは、公共船員職業安定所長は、当該地域の市町村長に前項各号の事務を依頼することができる。

第二節 船員職業紹介

(申込の受理)

第十六條 公共船員職業安定所は、いかなる求人又は求職の申込についてもこれを受理しなければならない。但し、求人若しくは求職の

申込の内容が法令に違反するとき、又は求人の申込の内容をなす賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件に比べて、著しく不適当であると認めるときは、その申込を受理しないことができる。

2 公共船員職業安定所は、必要があるとき、求職者に対し、その求人数、労働条件その他の求人の条件について、求職者に対し、その就職先、労働条件、乗り組むべき船舶その他の求職条件について指導することができる。

(労働条件の明示)

第十七條 求人者は、求人の申込にあたり、公共船員職業安定所に対し、公共船員職業安定所は、紹介にあたり、求職者に対し、その従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。

(紹介の原則)

第十八條 公共船員職業安定所は、求人者又は求職者に、求人又は求職の申込の内容に適合する紹介をするように努めなければならない。

第十九條 紹介は、求人条件又は求職条件を同じくする申込の間においては、その受理の順序による。但し、求職者が公共船員職業安定所の紹介する適当な職に就くこと

を命令で定める回数にわたり拒んだときは、紹介の順序については、その最後の拒絶のときにあらたに申込の受理があつたものとみなす。

(求人又は求職の開拓)

第二十條 公共船員職業安定所は、海上労働力の需要供給の状況に應じ、求人又は求職の開拓に努めなければならない。

(争議行為に対する不介入)

第二十一條 公共船員職業安定所は、労働争議に対する中立の立場を維持するため、同盟罷業、閉出又はけい船の行われている船舶につき、求職者を紹介してはならない。

2 前項に規定する場合の外、労働委員会が公共船員職業安定所に対し船舶において同盟罷業、閉出又はけい船に至る虞の多い争議が発生していること及び求職者を無制限に紹介することによつて当該争議の解決が妨げられることを通報した場合においては、公共船員職業安定所は、当該船舶につき、求職者を紹介してはならない。但し、当該争議の発生前通常使用されていた船員の員数を維持するため必要な限度まで求職者を紹介する場合、この限りでない。

(施行規定)

第二十二條 船員の職業紹介の手續

2 連絡公共船員職業安定所は、そ

第九條 運輸大臣は、前條第一項の公共船員職業安定所のうち、連絡公共船員職業安定所を指定することができる。

2 公共船員職業安定所の名称、位置、管轄区域、職員の定員その他公共船員職業安定所について必要な事項は、命令でこれを定める。

(連絡公共船員職業安定所)

2 公共船員職業安定所の名称、位置、管轄区域、職員の定員その他公共船員職業安定所について必要な事項は、命令でこれを定める。

その他政府の行う船員職業紹介に
関し必要な事項は、命令でこれを
定める。

第三節 職業指導

(職業指導の原則)

第二十三條 公共船員職業安定所
は、あらたに船員の職業に就こう
とする者その他船員の職業に就こ
うとする者に対し特別の指導を加
えることを必要とするときは、職
業指導を行わなければならない。

(適性検査)

第二十四條 公共船員職業安定所
は、必要があるとき認めるときは、
職業指導を受ける者に就き、体
力、知能、性格その他について船
員の職業に対する適性の検査を
行うことができる。

(学校に対する協力)

第二十五條 公共船員職業安定所
は、学校を卒業する者に対し学校
の行う職業指導に協力しなければ
ならない。

(施行規定)

第二十六條 職業指導の方法その他
職業指導に関し必要な事項は、命
令でこれを定める。

第四節 普通船員職業補導

(普通船員職業補導の原則)

第二十七條 普通船員職業補導は、
海上労働力の需要供給の状況に應
じて必要な職業種目について、こ
れを行わなければならない。年少

者その他特別の普通船員職業補導
を加えることを必要とする者につ
いては、その者の能力に適するよ
うな補導の種目及び方法が選定さ
れなければならない。

2 この法律の規定により運輸大臣

の行う普通船員職業補導は、海上
労働者の専門的職業活動に直接関
係があるものに限られなければならない。運輸大臣は、技術的科目
を除いて、学校教育法(昭和二十
二年法律第二十六号)による学校
において通常行われる科目に関す
る補導は、これを行わないものと
し、技術的科目に関する補導を行
う場合においても、実地訓練に重
点を置き、座学はこれを最小限度
に止めるものとする。

(普通船員職業補導の機関)

第二十八條 普通船員職業補導は、
運輸大臣の指定する船員教育機関
が、これを行う。

(公共船員職業安定所の協力)

第二十九條 公共船員職業安定所
は、前條の船員教育機関の行う普
通船員職業補導を受けるべき者の
選考について、これに協力しなけ
ればならない。

(普通船員職業補導の種目等)

第三十條 普通船員職業補導の種
目、及び方法並びに普通船員職業
補導を受けるべき者の選考につ
いて必要な事項は、運輸大臣が、こ
れを定める。

2 普通船員職業補導の期間は、三

箇月を超えてはならない。

(手当の支給)

第三十一條 政府は、普通船員職業
補導を受ける者に対して、手当を
支給することができる。

(施行規定)

第三十二條 この節に定めるものの
外、普通船員職業補導に関し必要
な事項は、命令でこれを定める。

第三章 政府以外の者の行う

船員職業紹介事業、

船員の募集及び船員

勞務供給事業

第一節 船員職業紹介事業

(船員職業紹介事業の禁止)

第三十三條 政府以外の者は、何人
も第三十四條に規定する場合を除
いては、船員職業紹介事業を行つ
てはならない。

(船員職業紹介事業の許可)

第三十四條 船舶所有者を代表する
団体、船員を代表する団体、船舶
所有者及び船員を代表する協同の
団体又は公益を目的とする団体で
左の條件を具備するものは、運輸
大臣の許可を受けて、船員職業紹
介事業を行うことができる。

一 当該団体の行う船員職業紹介

が有料でなく、且つ、その事業
が営利を目的としないこと。

二 國庫から補助金を受けないで

船員職業紹介事業を行うこと。

2 運輸大臣は、前項の條件に適合

する許可の申請があつたときは、
これに対し許可を與えなければな
らない。

(船員職業紹介所の所在地変更等)

第三十五條 船員職業紹介事業を行
う者は、船員職業紹介所の所在地
若しくは設備を変更し、又は船員
職業紹介所を増設しようとするこ
きは、あらかじめ運輸大臣に届け
出なければならない。

(設備の改善等)

第三十六條 運輸大臣は、船員職業
紹介所の設備その他業務の運営が
船員職業紹介事業の経営に関して
不適当であると認めるときは、船
員職業紹介事業を行う者に対して
設備の改善その他必要な事項を勧
告することができる。

(報酬受領の禁止)

第三十七條 船員職業紹介事業の従
業者は、いかなる名義でも船員の
職業紹介に対する報酬として賞金
及び給料並びにこれらに準ずるも
の以外の財産上の利益を受け、又
は他人にこれを受けさせてはなら
ない。

(兼業の制限)

第三十八條 船員職業紹介事業を行
う者及びその従業者は、左の業務
を行うことができない。但し、船
員職業紹介事業を行う者は、運輸
大臣の許可を受けたときは、第四

号から第六号までの業務を行うこ
とができる。

一 同登

二 賃屋

三 酒類の販賣

四 飲食店

五 日用品の販賣

六 宿泊所

2 船員職業紹介事業を行う者及び
その従業者は、前項各号の業務を
行う者と通謀して、利を圖ること
はできない。

(名称の制限)

第三十九條 第三十四條の規定によ
り船員職業紹介事業を行う者でな
い者は、その名称又はその有する
施設の名称中に船員職業紹介を行
う者たることを示すような文字を
用いてはならない。

(帳簿書類の作成等)

第四十條 第三十四條の規定により
船員職業紹介事業を行う者は、そ
の業務に関して命令で定める帳簿
書類を作成し、その事務所に備え
置かなければならない。

(準用規定)

第四十一條 第三十四條の規定によ
り行う船員職業紹介には、第十六
條から第二十一條までの規定を準
用する。

(施行規定)

第四十二條 この節に定めるものの
外、船員職業紹介事業に関し必要

とする事項は、命令でこれを定める。

な事項は、命令でこれを定める。

第二節 船員の募集

(文書等による募集)

第四十三條 新聞紙、雑誌その他の刊行物に掲載する廣告、文書の掲出若しくは頒布又は放送により船員の募集を行おうとする者は、あらかじめ募集の内容を公共船員職業安定所長に通報しなければならない。

(文書等以外の方法による募集)

第四十四條 前條に規定する方法以外の方法により船員の募集を行おうとする者は、命令の定める場合を除いて、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により運輸大臣の許可を受けることを要しない者は、あらかじめ募集の内容を公共船員職業安定所長に通報しなければならない。

(委託募集)

第四十五條 船舶所有者は、その被用者以外の者に船員の募集を行わせようとするときは、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 船舶所有者は、前項の被用者以外の者に船員の募集について報酬を與えようとするときは、運輸大臣の許可を受けなければならない。

3 第一項の規定により船員の募集を行う者は、同時に二以上の船舶

所有者のため募集を行つてはならない。

(募集の制限)

第四十六條 公共船員職業安定所長は、海上労働力の需要供給を調整するため必要があるときは、第四十三條の規定による募集に関し、募集地域又は募集時期について、理由を附した文書により制限を加えることができる。

第四十七條 運輸大臣は、第四十四條の規定により、募集を許可する場合

は、募集人員、募集地域その他募集方法に関し、必要な指示を與えることができる。

(報酬受領の禁止)

第四十八條 船舶所有者、船員の募集に従事する被用者及び第四十五條第一項の規定により船員の募集を行う者は、募集に應じた者から、いかなる名義でも財産上の利益を受けてはならない。

(報酬給與の禁止)

第四十九條 船舶所有者は、募集に従事する被用者に対し、いかなる名義でもその募集に対する報酬として、金銭その他の財物を給與してはならない。

(再委託の禁止)

第五十條 船員の募集に従事する被用者及び第四十五條第一項の規定により船員の募集を行う者は、その募集を他人に委託してはならない。

(準用規定)

第五十一條 船員の募集については、第十七條及び第二十一條の規定を準用する。

(施行規定)

第五十二條 この節に定めるものの外、船員の募集に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第三節 船員労働供給事業

(船員労働供給事業の禁止)

第五十三條 何人も、第五十四條に規定する場合を除いては、船員労働供給事業を行つてはならない。

(船員労働供給事業の許可)

第五十四條 労働組合法による労働組合は、運輸大臣の許可を受けたときは、無料の船員労働供給事業を行うことができる。

(準用規定)

第五十五條 前條の労働組合の行う船員労働供給事業については、第十七條及び第二十一條の規定を準用する。

(施行規定)

第五十六條 船員労働供給事業に関する許可の申請手続その他船員労働供給事業に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第四章 船員職業安定審議会

第五十七條 この法律の施行に関する重要事項を審議させるため、船

員職業安定審議会を置く。

2 船員職業安定審議会は、中央船員職業安定審議会及び地方船員職業安定審議会とする。

3 運輸大臣は、前項に規定する船員職業安定審議会の外、二以上の海運局の管轄区域にわたる地域又は海運局の管轄区域の一部を管轄区域とする特別地区船員職業安定審議会を置くことができる。

4 中央船員職業安定審議会及び二

以上の海運局の管轄区域にわたる地域を管轄区域とする特別地区船員職業安定審議会は、運輸大臣の諮問に、地方船員職業安定審議会及び海運局の管轄区域の一部を管轄区域とする特別地区船員職業安定審議会は、海運局長の諮問に應じて第一項に規定する事項を調査審議する外、必要に應じ関係行政

5 運輸大臣及び海運局長は、この法律の施行に関する重要事項については、すべて船員職業安定審議会の意見を徴さなければならない。

6 船員職業安定審議会は、その業務を行うについて資料を必要とするときは、運輸大臣又は海運局長に当該資料の提供を求めることができる。

7 船員職業安定審議会の委員は、船舶所有者を代表する者、船員を

代表する者及び学識経験のある者の中から、中央船員職業安定審議会及び二以上の海運局の管轄区域にわたる地域を管轄区域とする特別地区船員職業安定審議会の委員にあつては、運輸大臣が、地方船員職業安定審議会及び海運局の管轄区域の一部を管轄区域とする特別地区船員職業安定審議会の委員にあつては、海運局長がこれを委嘱する。

8 船舶所有者を代表する者の中から委嘱される委員、船員を代表する者の中から委嘱される委員及び学識経験のある者の中から委嘱される委員の数は、各、同数でなければならない。

9 中央船員職業安定審議会は、三月に一回以上、地方船員職業安定審議会及び特別地区船員職業安定審議会は、一月に一回以上これを招集しなければならない。

10 前各項に定めるものの外、船員職業安定審議会について必要な事項は、命令でこれを定める。

第五章 雜則

(報告の徴收)

第五十八條 公共船員職業安定所長は、必要があると認めるときは、船員の雇用又は解雇について、船舶所有者に報告を求めることができる。

(検査等)

第五十九條 運輸大臣は、船員職業紹介事業を行う者、船員の募集を行う者若しくは船員労働供給事業を行う者に事業又は業務に関し、報告をさせ、若しくは帳簿書類の提出を求め、又は当該官吏にその事務所において、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 当該官吏は、前項の規定により検査するときは、その身分を示す証票を携帯しなければならない。

(事業の停止又は許可の取消)

第六十條 運輸大臣は、船員職業紹介事業を行う者、船員の募集を行う者若しくは船員労働供給事業を行う者が法令若しくはこれに基く運輸大臣若しくは海運局長の処分違反し、又はその事業若しくは業務が公益を害する虞があると認めるときは、その事業若しくは業務を停止し、又は許可を取り消すことができる。

2 前項の規定により船員職業紹介事業の許可の取消を受けた者には、再び船員職業紹介事業の許可を與えることができない。

(秘密の厳守)

第六十一條 公共船員職業安定所の業務又は政府以外の者の行う船員の職業紹介、募集若しくは船員労働供給事業に関し船員、船舶所有者その他の者から知り得た船員又は(検査等)

は船舶所有者の個人的情報は、すべて秘密とし、何人もこれを他にもらしてはならない。但し、海運総局長の指示に基いて公表する場合は、この限りでない。

(職員の教育又は訓練)

第六十二條 政府は、その行う船員の職業紹介、職業指導その他この法律の施行に関する事務に従事する職員の教育又は訓練を行うため、計画を樹立し、必要な施設を設けなければならない。

(職権の委任)

第六十三條 この法律に規定する運輸大臣の職権は、命令の定めるところにより、海運局長に委任することができる。

第六章 罰則

第六十四條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以上十年以下の懲役又は二千万円以上三千万円以下の罰金に処する。

一 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を自由を不当に拘束する手段によつて、船員の職業紹介、募集若しくは船員労働の供給を行つた者又はこれに従事した者

二 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で、船員の職業紹介、募集若しくは船員労働の供給を行つた者又はこれに従事した者

三 虚偽の報告をし、帳簿書類の提出をせず、若しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出し、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第六十五條 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は一千万円以下の罰金に処する。

一 第三十三條の規定に違反した者

二 第三十八條の規定に違反した者

三 第四十四條第一項の規定に違反した者

四 第四十五條第一項の規定に違反した者

五 第五十三條の規定に違反した者

第六十六條 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千万円以下の罰金に処する。

一 第三十七條の規定に違反した者

二 第四十五條第二項又は同條第三項の規定に違反した者

三 第四十六條の規定による制限又は第四十七條の規定による指示に従わなかつた者

四 第四十八條の規定に違反した者

五 第四十九條の規定に違反した者

六 第五十條の規定に違反した者

七 虚偽の報告、文書の提出若しくは虚偽の報告をし、帳簿書類の提出をせず、若しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出し、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

八 労働条件が法令に違反する船舶その他の事業場の業務に就かせるために、船員の職業紹介、募集若しくは船員労働の供給を行つた者又はこれに従事した者

九 第六十七條 左の各号の一に該当する者は、これを五千万円以下の罰金に処する。

一 第四十條の帳簿書類を作成せず、若しくは備え置かなかつた者又は虚偽の帳簿書類を作成した者

二 第五十八條の規定による公共船員職業安定所の求があつた場合において故なく報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第五十九條第一項の規定に違反して、故なく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、帳簿書類の提出をせず、若しくは虚偽の記載をした帳簿書類を提出し、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 第六十八條 左の各号の一に該当する者は、これを三千万円以下の過料に処する。

一 第三十五條の規定に違反した者

二 第三十九條の規定に違反した者

三 第四十三條の規定に違反した者

四 第四十四條第二項の規定に違反した者

第六十九條 この法律の違反行為をした者が、法人又は人の事業又は業務について、当該法人又は人のために行為をした代理人又は被用者である場合においては、当該法人の代表者又は人が普通の注意を拂えば、その違反行為を知ることができるときは、行為者を罰する外、その法人の代表者又は人に対して各本條の罰金刑を科する。

2 法人の代表者又は人が違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講じなかつた場合、違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた場合又は違反を教唆した場合においては、当該法人の代表者又は人は行為者としてこれを罰する。

附則

1 この法律施行の期日は、その公布の日から起算して百二十日を超えない期間において、政令でこれを定める。

2 船員職業紹介法(大正十一年法律第三十八号)は、これを廃止する。

3 この法律施行の際現に運輸大臣の許可を受けて、船員職業紹介事業を行う者は、この法律施行後三月を限り、引き続きその事業を行

うことができる。

4 船員保護法の一部を次のように改正する。

「船員職業紹介所」を「公共船員職業安定所」に改める。

5 職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）の一部を次のように改正する。

第六十二條中「船員法第一條を「船員職業安定法第六條第一節に改める。

船員職業安定法案内閣提出に關する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、海運局の増設に關し承認を求めるとの件

新潟市、神戸市及び高松市に海運局官制（昭和十八年勅令第八百三十二号）による海運局を置くことに關して、地方自治法第五十六條第四項の規定による國會の承認を求めるとの件

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、海運局の増設に關し承認を求めるとの件（内閣提出）に關する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔川野芳彌君登壇〕

○川野芳彌君 たいい議論となりまして船員職業安定法案及び地方自治法

第五十六條第四項の規定に基き、海運局の増設に關し承認を求めるとの件を一括して、運輸及び交通委員會における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず船員職業安定法案は、六月十五日、本委員會に付託せられ、六月二十二日、政府より提案理由の説明を聴取したのであります。

その要旨は、新憲法第三十二條の趣旨に基き、個人の基本権を尊重し、労働者の保護をはかることによつて、船員の職業安定をはかるとともに、労働の民主化を促進しようとするところにあるのであります。すなわち新法案においては、新憲法の趣旨に副ひまして、職業選択の自由、均等待遇等の諸原則を新たに規定するとともに、一九二〇年海員に対する職業紹介所設置に關する條約の内容を、現在のわが國の状況より見て、可及的にこれを國内法として取入れ、また陸上一般労働者を対象にした職業安定法と同調して職業行政の理想を実現せんとしているのであります。また現行の船員職業紹介法と比較しますと、同法が單に船員の職業紹介に關するのみ規定したのに反し、新たに職業指導、船員職業輔導、船員労働供給事業、船員の募集に關する諸制度を規定して、船員の職業安定をはかるとともに、労働の民主化のため、労働の中間搾取が行われないよう種々規定されております。

もと／＼この法案は、陸上の職業安定法に即應して制定さるべきものであります。が、さきに職業安定法について、一部改正法案が今國會において成立しておりますので、これらを勘案いたしまして、各派共同提案による次のとき修正案を得たのであります。その主なる点を申し上げますと、第五十三條を「何人も、第五十四條に規定する場合を除いては、船員労働供給事業を行ない、又はその船員労働供給事業を行う者から供給される人を船員として使用してはならない。」と改め、第五十九條第二項中「前項の規定により検査するときは」を「前二項に規定する職権を行うときは」に改め、同項を第三項とし、同條第三項中として次の一項を加える。「運輸大臣は、第五十三條の規定の実施状況を調査するため、必要があるときは、当該官吏をして、事務所その他の施設に臨み、帳簿及び書類の提出を求め、または船舶所有者若しくは船員に対して質問させることができる。」とし、その他所要の修正を加えんとするものであります。

本委員會としては、六月二十九日質疑を終了し、ただちに以上の各派共同提案による修正案及び原案について採決に入り、全会一致をもつて修正議決した次第であります。

次に、地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、海運局の増設に關し承認を求めるとの件は、去る六月二十六

日、本委員會に付託されたのであります。が、その要旨とするところは、新潟市、神戸市及び高松市にそれぞれ海運局を置くことにつき、地方自治法第五十六條第四項の規定に基いて國會の承認を求めるといふのであります。新潟市、神戸市及び高松市には、從來から海運行政の所管として海運管理課が設置されていたのであります。が、その實質的内容におきましては、他の海運局とほとんど大差のない実情でありました。しかも、この三地方はいずれも海運の中心地であり、この際海運行政機構を強化する必要から、これら地方の管理を海運局に昇格させることは、他方地方民衆の要望にもこたへることになるもので、本委員會におきましては、二十八日、全会一致承認を與へべきものと議決した次第であります。

右、はなはだ簡單でございますが、御報告申し上げる次第でございます。

○議長（松岡駒吉君） まず日程第九につき採決いたします。本案の委員長報告は修正であります。本案は委員長報告の通り決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（松岡駒吉君） 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

次に、日程第十につき採決いたします。本件は委員長報告の通り承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（松岡駒吉君） 御異議なしと認めます。よつて本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

第十二 軍事公債の利子支拂の特例に關する法律案（内閣提出）

第十三 公認會計士法案（内閣提出）

○議長（松岡駒吉君） 日程第十二、軍事公債の利子支拂の特例に關する法律案、日程第十三、公認會計士法案、右両案は同一の委員會に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。財政及び金融委員長早稲田柳右エ門君。

軍事公債の利子支拂の特例に關する法律案

軍事公債の利子支拂の特例に關する法律

（軍事公債の範圍）

第一條 この法律において軍事公債とは、左に掲げるものをいう。

- 一 支那事變國庫債券
 - 二 支那事變特別國庫債券
 - 三 大東亞戰爭國庫債券
 - 四 大東亞戰爭特別國庫債券
- （利子の支拂期日の変更）

第二條 國は、軍事公債の利子で昭和二十三年七月一日から昭和二十四年六月三十日までの期間に支拂期日の到來するものに限り、その支拂期日を当該軍事公債の償還期

日として定められている日に変更する。

(支拂期日を変更された利子に対する加算)

第三條 國は、前條の規定により支拂期日を変更した軍事公債の利子を支拂うときは、その利子の金額に對して従前の支拂期日から当該軍事公債の償還期日までの期間に應じ年三分五厘の割合を乗じて得た金額を、当該利子の金額に加算して支拂うものとする。

2 前項の規定により加算して支拂われる金額は、他の法令の適用については、これを当該軍事公債の利子とみなす。

(法人の決算の場合の措置)

第四條 法人は、その決算を行う場合においては、その所有に係る軍事公債の利子で第二條の規定により支拂期日を変更されたものについて、その決算期までに経過した期間に相当する金額を未收金として貸借対照表の資産の部に計上することができる。

(外國人に対する適用除外)

第五條 外國人が昭和二十三年五月十五日において現に所有し、且つ、同日以後引き続き所有する軍事公債の利子であつて、その支拂を外國人が請求するものについては、この法律を適用しない。

2 前項の外國人とは、左に掲げる者をいう。

一 日本の國籍を有する者(朝鮮人及び中華民國駐日代表團から登録證明書の發給を受けていない台灣人を含むものとする。)以外の者

二 日本以外の國の法令に基き設立された法人及び法人でない團體であつてその代表者又は管理人が前号に該当する者であるもの

(手続規定)

第六條 この法律に定めるものの外、この法律の施行に關し手続上必要な事項は、大藏大臣が、これを定める。

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

軍事公債の利子支拂の特例に關する法律案(内閣提出)に關する報告書(都合により最終号の附録に掲載)

公認會計士法案

公認會計士法目次

第一章 總則

第二章 公認會計士試験

第三章 登録

第四章 公認會計士及び會計士補の義務

第五章 公認會計士及び會計士補

の責任

第六章 會計士管理委員會

第七章 業務の取締

第八章 罰則

附 則

公認會計士法

第一章 總則

(定義)

第一條 この法律で「財務書類」とは、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他財務に關する書類をいう。

2 この法律で「公表する」とは、公告をすることその他株主、債権者その他多数の者の知り得る状態に置くことをいう。

(公認會計士の業務)

第二條 公認會計士は、他人の求に應じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする。

2 公認會計士は、前項に規定する業務の外、公認會計士の名称を用いて、他人の求に應じ報酬を得て、財務書類の調製をし、財務に關する調査若しくは立案をし、又は財務に關する相談に應ずることを業とすることができる。但し、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。

3 第一項の規定は、公認會計士が他の公認會計士の補助者として同項の業務に従事することを妨げない。

(會計士補)

第三條 會計士補は、公認會計士となるのに必要な技能を修習するため、會計士補の名称を用いて、前條第一項の業務について、公認會計士を補助する。

2 會計士補は、他人の求に應じ報酬を得て、會計士補の名称を用いて、業として前條第二項の業務を営むことができる。

3 前條第二項但書の規定は、前項の場合に、これを準用する。

(欠格條項)

第四條 左の各号の一に該当する者は、公認會計士又は會計士補となることができない。

一 未成年者、禁治産者又は準禁治産者

二 禁こ以上の刑に処せられた者であつて、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつてから二年を経過しないもの

三 破産者であつて復権を得ない者

四 國家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

五 第三十條又は第三十一條の規定により登録の抹消の処分を受けた者

六 第三十條又は第三十一條の規定により業務の停止の処分を受けた者

六 第三十條又は第三十一條の規定により業務の停止の処分を受けた者

け、当該業務の停止の期間中にその登録が抹消され、未だ当該期間を経過しない者

七 稅務代理士法(昭和十七年法律第四十六号)、弁護士法(昭和八年法律第五十三号)又は弁護士法(大正十年法律第百号)により許可の取消、除名又は業務の禁止の処分を受けた者

第二章 公認會計士試験

(公認會計士試験の種類)

第五條 公認會計士試験を分けて及び第三次試験とする。

2 第二次試験に合格した者又は第九條各号の規定による第二次試験の免除が全科目に及ぶ者は、會計士補となる資格を有する。

3 第三次試験に合格した者は、公認會計士となる資格を有する。

(第一次試験)

第六條 第一次試験は、第二次試験を受けるのに相当な一般的學力を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、國語、数学及び論文について、これを行う。

(第一次試験の免除)

第七條 左の各号の一に該当する者に対しては、第一次試験は、これを免除する。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大學を卒業した者又は同法第五十七條第

二項の規定によりこれと同等以上の学力があると認められた者

二 旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）による高等学校高等科、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学予科又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校を卒業し、又は修了した者

三 高等試験予備試験に合格した者

四 前二号に該当する者の外、會計士管理委員会定めるところにより、前二号の一に該当する者と同等以上の一般的学力を有すると認められた者

（第二次試験）

第八條 第二次試験は、會計士補となるのに必要な専門的學識を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、會計學、簿記、原價計算、經濟學、經營學、財政學、金融論、民法親族及び相続に関する部分を除く。並びに商法（海商、手形及び小切手に関する部分を除く。）について、これを行う。

2 第二次試験は、第一次試験に合格した者又は前條の規定により第一次試験を免除された者に限り、これを受けることができる。

（第二次試験の一部免除）

第九條 左の各号の一に該当する者に対しては、当該各号に定める科目について、第二次試験を免除する。

一 学校教育法による大学、旧大学令による大学（予科を含む。以下同じ。）、旧高等学校令による高等学校高等科若しくは旧専門学校令による専門学校において三年以上商學に属する科目の教授若しくは助教の職にあつた者又は商學に属する科目に関する研究により學位を授與された者については、會計學、簿記、原價計算、經營學及び金融論

二 学校教育法による大学、旧大学令による大学、旧高等学校令による高等学校高等科若しくは旧専門学校令による専門学校において三年以上經濟學に属する科目の教授若しくは助教の職にあつた者又は經濟學に属する科目に関する研究により學位を授與された者については、經濟學、財政學及び金融論

三 学校教育法による大学、旧大学令による大学、旧高等学校令による高等学校高等科若しくは旧専門学校令による専門学校において三年以上法律學に属する科目の教授若しくは助教の職にあつた者又は法律學に属する科目に関する研究により學位を授與された者については、民法

及び商法

四 前條第一項に規定する科目の一又は二以上について高等試験本試験を受け当該試験に合格した者については、当該試験において受験した科目

（第三次試験）

第十條 第三次試験は、公認會計士となるのに必要な高等の専門的應用能力を有するかどうかを判定することをもつてその目的とし、財務に関する監査、分析その他の實務について、これを行う。

（第三次試験受験の要件）

第十一條 第三次試験は、第十二條の規定による実務補習を受けた期間が一年をこえ、且つ、当該期間の外に會計士補として第二條第一項の業務について公認會計士を補助した期間が二年をこえる者に限り、これを受けることができる。

（実務補習）

第十二條 実務補習は、會計士補に對して、公認會計士となるのに必要な技能を修習させるため、公認會計士の事務所その他會計士管理委員会の認定する機関において、これを行う。

2 実務補習について必要な事項は、會計士管理委員会規則をもつて、これを定める。

（受験手数料）

第十三條 第一次試験を受けようとする者は、二百円、第二次試験又は第三次試験を受けようとする者は、五百円を、受験手数料として納付しなければならない。

2 前項の規定により納付した受験手数料は、公認會計士試験を受けなかつた場合においても、これを還付しない。

（合格証書）

第十四條 公認會計士試験の各試験に合格した者には、それぞれ当該試験に合格したことを証する証書を授與する。

（試験の執行）

第十五條 公認會計士試験は、會計士管理委員会規則の定めるところにより、會計士管理委員会の定める試験機関が、これを行う。

2 公認會計士試験は、毎年一回以上、これを行う。

（試験の細目）

第十六條 この法律に定めるものの外、公認會計士試験に關し必要な事項は、會計士管理委員会規則をもつて、これを定める。

第三章 登録

（登録の義務）

第十七條 公認會計士又は會計士補となる資格を有する者が、公認會計士又は會計士補となるには、公認會計士名簿又は會計士補名簿に、氏名、生年月日、事務所その他會計士管理委員会規則をもつて

定める事項の登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、三年間これを有効とする。

3 第一項の登録の有効期間満了の後引き続き公認會計士又は會計士補であらうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

（名簿）

第十八條 公認會計士名簿及び會計士補名簿は、會計士管理委員会に、これを備える。

（登録の手続）

第十九條 第十七條第一項又は第三項の登録を受けようとする者は、登録申請書を會計士管理委員会に提出しなければならない。

2 第十七條第一項の登録の申請書には、公認會計士又は會計士補となる資格を有することを証する書類を添附しなければならない。

3 會計士管理委員会は、前二項の規定により書類の提出があつた場合には、遅滞なく第十七條第一項又は第三項の登録をしなければならない。

（変更登録）

第二十條 公認會計士又は會計士補は、第十七條第一項の規定により登録を受けた事項に変更を生じたときは、直ちに変更の登録を申請しなければならない。

（登録の抹消）

第二十一條 左の各号の一に該当する場合には、会計士管理委員会は、公認会計士又は会計士補の登録を抹消しなければならない。

一 公認会計士又は会計士補がその業務を廃止したとき。

二 公認会計士又は会計士補が死亡したとき。

三 第四條各号の一に該当するに至つたとき。

四 登録の有効期間の満了の際、更新の登録の申請がなかつたとき。

(登録の細目)

第二十二條 この法律に定めるものの外、登録の手続、登録の抹消、公認会計士名簿、会計士補名簿その他登録に關して必要な事項は、会計士管理委員会規則をもつてこれを定める。

(外國の法令による有資格者に關する特例)

第二十三條 会計士管理委員会は、会計士管理委員会規則をもつて、外國の法令により公認会計士に相當する資格を有する者に対する公認会計士試験の免除及びその者の登録に關する事項を定めることができる。

第四章 公認会計士及び会計士補の義務

(特定の事項についての業務の制限)

第二十四條 公認会計士は、財務書類のうち、左の各号の一に該当するものについては、第二條第一項の業務を行つてはならない。

一 公認会計士又はその配偶者が、役員、これに準ずるもの若しくは財務に關する事務の責任ある担当者であり、又は過去一年以内にこれらの者であつた会社その他の團體の財務書類

二 公認会計士がその使用人であり、又は過去一年以内に使用人であつた会社その他の者その他公認会計士が著しい利害關係を有し、又は過去一年以内に著しい利害關係を有した会社その他の者の財務書類

2 國家公務員若しくは地方公共團體の吏員又はこれらの職にあつた者は、その在職中又は退職後二年間は、その在職し、又は退職前二年間に在職していた職と職務上密接な關係にある營利企業の財務について、第二條第一項の業務を行つてはならない。

(証明の範圍の明示)

第二十五條 公認会計士は、会社その他の者の財務書類について証明をする場合において、当該財務書類に掲げる事項中特定の事項について証明をしないときは、その旨を明らかにしなければならない。

(信用失墜行為の禁止)

第二十六條 公認会計士又は会計士補は、公認会計士若しくは会計士補の信用を傷つけ、又は公認会計士及び会計士補全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(秘密を守る義務)

第二十七條 公認会計士又は会計士補は、正当な理由がなく、その業務上取り扱つたことについて知り得た秘密を他に漏らし、又は窃用してはならない。公認会計士又は会計士補でなくなつた後であつても同様とする。

(廣告事項の制限)

第二十八條

公認会計士又は会計士補は、公認会計士又は会計士補の称号及び専門とする業務を除く外、その技能又は經歷に關する廣告をしてはならない。

第五章 公認会計士及び会計士補の責任

(懲戒の種類)

第二十九條 公認会計士又は会計士補に対する懲戒処分は、左の三種とする。

一 戒告

二 一年以内の業務の停止

三 登録の抹消

(虚偽又は不当の証明についての懲戒)

第三十條 公認会計士が、故意に、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合においては、会計士管理委員会は、一年以内の業務の停止又は登録の抹消の処分をすることができる。

2 公認会計士が、相當の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明した場合においては、会計士管理委員会は、戒告又は一年以内の業務の停止の処分をすることができる。

(一般の懲戒)

第三十一條 公認会計士又は会計士補がこの法律又は会計士管理委員会規則に違反したときは、会計士管理委員会は、第二十九條各号に掲げる懲戒の処分をすることができる。

(懲戒の手続)

第三十二條 何人も、公認会計士又は会計士補に前二條に該當する事実があると認料するときは、会計士管理委員会に対し、その事実を報告し、適當な措置をとるべきことを求めることができる。

2 前項に規定する報告があつたときは、会計士管理委員会は、事件について必要な調査をしなければならぬ。

3 会計士管理委員会は、公認会計士又は会計士補に前二條に該當する事実があると認料するときは、職権をもつて、必要な調査をする

ことができる。

4 前二條の規定による懲戒の処分は、前二項の規定による調査をし、当該公認会計士又は会計士補に事実の要旨を告げ、これを審問した後、相當な証拠により、前二條に該當する事実があると認めた場合において、これを行う。

(調査のための権限)

第三十三條 会計士管理委員会は、前條第二項又は第三項の規定により事件について必要な調査をするため、左の各号に掲げる処分をすることができる。

一 事件關係人若しくは參考人に出頭を命じて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

二 鑑定人に出頭を命じて鑑定させること。

三 帳簿書類その他の物件の所有者に対し、当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留めて置くこと。

2 会計士管理委員会は、相當と認めるときは、会計士管理委員会事務局の職員をして、前項の処分をさせることができる。

(調書の作成及び公開並びに懲戒処分の公告)

第三十四條 会計士管理委員会は、事件について必要な調査をしたときは、その要旨を調書に記載し、

且つ、前條に規定する処分があつたときは、特にその結果を明らかにして置かなければならない。

2 利害關係人は、會計士管理委員會に對し、前項の調査の縦覧を求め、又は実費を支弁して、その原本若しくは抄本の交付を求めることができ。

3 會計士管理委員會は、第三十條又は第三十一條の規定により懲戒の処分をしたときは、その旨を公告しなければならない。

第六章 會計士管理委員會 (會計士管理委員會の設置)

第三十五條 公認會計士及び會計士補並びに公認會計士試験に關する事項を管理し、公認會計士及び會計士補を監督するため、會計士管理委員會を置く。

2 會計士管理委員會は、大藏大臣の所轄に屬する。

(委員)

第三十六條 會計士管理委員會は、委員五名をもつて、これを組織する。

2 委員は、人格が高潔で、公認會計士に關する事項について理解と識見とを有する年齢三十五年以上の公認會計士のうちから、大藏大臣が、これを任命する。

3 委員は、國家公務員法第二條第三項第十三号の特別職とする。

(委員の任期)

第三十七條 委員の任期は、三年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができ。

(委員の身分保障)

第三十八條 委員は、左の各号の一に該当する場合を除いては、在任中その意に反して罷免されることがない。

一 公認會計士の登録を抹消された場合

二 この法律の規定に違反して刑に処せられた場合

三 一年以内の業務の停止の処分を受けた場合

四 會計士管理委員會により、心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと決定された場合

五 會計士管理委員會により、職務上の義務に違反し、その他委員たるに適しない非行があると決定された場合

(罷免)

第三十九條 前條各号に該当する場合に於ては、大藏大臣は、その委員を罷免しなければならない。

(委員長)

第四十條 委員長は、委員のうちから、大藏大臣が、これを命ずる。

2 委員長は、會計士管理委員會の会務を總理し、會計士管理委員會を代表する。

3 大藏大臣は、あらかじめ委員のうちから、委員長が故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

(議事)

第四十一條 會計士管理委員會は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 會計士管理委員會の議事は、出席者の過半数をもつて、これを決する。可否同数のときは、委員長が決するところによる。

3 委員は、自己に關係のある議事については、議決に加わることができない。

4 會計士管理委員會が第三十八條第四号又は第五号の規定による決定をするには、第一項及び第二項の規定にかかわらず、本人を除く全委員の一致がなければならない。

(委員の報酬)

第四十二條 委員は、予算の範囲内で、一般職の國家公務員の最高の俸給よりも高く國務大臣の俸給よりも低い額の範囲内で大藏大臣の定める額の報酬を受ける。

(事務局)

第四十三條 會計士管理委員會の事務を處理させるため、會計士管理委員會に事務局を附置する。

(地方の事務所)

第四十四條 會計士管理委員會は、その監督の下に、財務局をして、會計士管理委員會事務局の事務の一部を掌らせることができる。

(秘密を守る義務)

第四十五條 委員又は委員の職にあつた者は、正当な理由がなく、その職務執行に關して知り得た秘密を他に漏らし、又は濫用してはならない。

(會計士管理委員會規則)

第四十六條 會計士管理委員會は、この法律で委任された事項その他その職務を行うために必要な事項について、會計士管理委員會規則を制定し、改正し、又は廃止することができる。

2 會計士管理委員會規則は、官報をもつて、これを公布する。

第七章 業務の取締

(公認會計士でない者の業務の制限)

第四十七條 公認會計士でない者は、法律に定のある場合を除く外、他人の求めに應じ報酬を得て第二條第一項に規定する業務を営んではならない。

(監査及び証明を受けた旨の公表の禁止)

第四十八條 公認會計士の監査又は証明を受けた場合を除く外、何人も、その公表する財務書類の全部又は一部が監査又は証明を受けた

ものである旨を公表してはならない。但し、他の法律の規定による監査又は証明があつた場合において、当該監査又は証明があつた旨を公表するときは、この限りでない。

(名称の使用制限)

第四十九條 公認會計士でない者は、公認會計士又は監査士、計理士その他公認會計士と誤認させるような名称を使用してはならない。

2 會計士補でない者は、會計士補又は監査士補、計理士補その他會計士補と誤認させるような名称を使用してはならない。

3 前二項の規定は、法律の規定により定められた名称を使用することを妨げない。

第八章 罰則

第五十條 公認會計士となる資格を有しない者で第四十七條の規定に違反したもの又は第四十八條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第五十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して前條の違反行為をしたときは、その行爲者を罰する外、その法人又は人に對し、同條の罰金刑を課する。

第五十二條 第二十七條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴を待つて、これを論ずる。

第五十三條 第四十九條の規定に違反した者は、これを一万円以下の罰金に処する。

第五十四條 公認会計士となる資格を有する者が、第十七條の登録を受けずに第二條第一項の業務を行つたときは、一万円以下の過料に処する。

第五十五條 左の各号の一に該当する者は、これを千円以下の過料に処する。

- 一 第三十三條第一項第一号又は同條第二項の規定による事件関係人又は参考人に対する処分に違反して出頭せず、陳述をせず、虚偽の陳述をし、報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第三十三條第一項第二号又は同條第二項の規定による鑑定人に対する処分に違反して、出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者
- 三 第三十三條第一項第三号又は同條第二項の規定による物件の所持者に対する処分に違反して物件を提出しない者

附則

第五十六條 この法律中第六十二條

規の定は、公布の日から、その他の規定は、昭和二十三年八月一日から、これを施行する。但し、第四十七條及び第四十八條の規定は、昭和二十四年四月一日から、これを施行する。

第五十七條 昭和二十三年八月一日から二年以内に限り、会計士管理委員会の定める時期に、特別公認会計士試験を行う。

2 商學に属する科目に関する研究により學位を授與された者及び左の各号に掲げる職の一又は二以上に在つてその職に在つた年數を總算して五年以上になる者は、特別公認会計士試験を受けることができる。

- 一 計理士
- 二 学校教育法による大学、旧大学令による大学、旧高等学校令による高等学校高等科又は旧專門学校令による專門学校における商學に属する科目の教授、助教又は講師
- 三 行政機關において會計検査、銀行検査、法人税又は会社その他の團體の財務に関する行政事務を直接担当する職であつて会計士管理委員会の指定するもの
- 四 銀行、信託会社、若しくは保險会社又は特別の法律により設立された法人であつてこれらに準ずるものにおいて、貸付その他の資金の運用（貸付先の經理に關する審査を含む）又は會計に關する事務を担当する地位であつて課長又はこれに準ずるもの以上のに相當するもの
- 五 前号に掲げるものを除く外、会社又は特別の法律により設立された法人において會計に關する事務を担当する地位であつて課長又はこれに準ずるもの以上のに相當するもの
- 六 商學又は財務に關する研究又は調査を目的とする機關で会計士管理委員会の認定するものにおける研究又は調査についての責任ある地位
- 七 國家公務員法施行前における一級官又は二級官の職であつて會計検査、銀行検査、法人税又は会社その他の團體の財務に関する行政事務を直接担当したものは、前項の規定の適用については、これを同項第三号の規定により会計士管理委員会の指定した職とみなす。
- 八 特別公認会計士試験に合格した者は、公認会計士となる資格を有する。
- 九 特別公認会計士試験を受けようとする者は、五百円を、受験手数料として納付しなければならない。この場合には、第十三條第二項の規定を準用する。
- 十 特別公認会計士試験に合格した

他資金の運用（貸付先の經理に關する審査を含む）又は會計に關する事務を担当する地位であつて課長又はこれに準ずるもの以上のに相當するもの

者には、特別公認会計士試験に合格したことを証する証書を授與する。

第五十八條 特別公認会計士試験は、会計士管理委員会規則の定めるところにより、会計士管理委員会の定める試験機關が、これを行う。

第五十九條 特別公認会計士試験の時期、場所、試験科目及び試験の方法については、会計士管理委員会が、これを定める。

第六十條 会計士管理委員会の第一期の委員は、第三十六條第二項の規定にかかわらず、公認会計士以外の者であつて同項に規定する他の條件を備えるもののうちから、これを任命することができる。

2 会計士管理委員会の第一期の委員の任期は、第三十七條第一項の規定にかかわらず、二年とする。

3 会計士管理委員会の第二期の委員の任期は、第三十七條第一項の規定にかかわらず、そのうち一人については、一年、二人については、二年、二人については、三年とする。

4 前項に規定する各委員の任期は、大藏大臣が、これを指定する。

第六十一條 計理士法（昭和二年法律第三十一号）は、これを廃止する。但し、同法廃止前になした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六十二條 計理士法第五條の規定による計理士の登録の申請は、この法律公布の日以後は、これを受理しない。

第六十三條 計理士法廢止の際計理士である者は、昭和二十五年七月三十一日までに限り、計理士の名稱を用いて、計理士法第一條に規定する業務（第二條第一項の業務に該当するものを除く。以下同じ。）を営むことができる。

第六十四條 前條の規定により、計理士法第一條に規定する業務を営む者については、計理士法第四條、第五條第二項、第七條、第八條、第九條第一項、第十條第一項及び第十一條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、第四條及び第八條中「主務大臣」とあるのは、「会計士管理委員会」と、第九條中「主務大臣ハ計理士懲戒委員会ノ議決ニ依リ」とあるのは、「会計士管理委員会ハ」と読み替へるものとする。

第六十五條 第四條の規定の適用については、官吏懲戒令（明治三十二年勅令第六十三号）、旧判事懲戒法（明治二十三年法律第六十八号）、旧會計検査官懲戒法（明治三十三年法律第二十一号）又は旧行政裁判所長官評定官懲戒令（明治

三十二年勅令第三百五十四号)の規定による懲戒免官の処分は、國家公務員法の規定による懲戒免職の処分とみなし、計理士法の規定による業務の禁止の処分は、第三十條又は第三十一條の規定による登録の抹消の処分とみなす。

2 第十一條の規定の適用については、計理士として会計に関する検査又は証明の業務に従事していた期間は、これを第十二條の規定による実務補習を受けた期間又は当該期間の外に会計士補として第二條第一項の業務について公認会計士を補助した期間とみなす。

第六十六條 計理士法の規定による計理士試験に合格した者に対しては、公認会計士試験第一次試験は、これを免除する。

第六十七條 大藏省官制(昭和十七年勅令第七百四十三号)の一部を次のように改正する。

第一條中「計理士」を削る。

第七條第十三号を次のように改める。

十三 削除

(会計士管理委員会)

第五條の二 会計士管理委員会に關しては、公認会計士法(昭和二十三年法律第 号)の定めるところによる。

第九條第一項中「及び証券取引

委員会」を「証券取引委員会及び会計士管理委員会」に改める。

第六十八條 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第九十三條中「計理士」を「公認会計士」に改める。

第六十九條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第七條ノ二 左ノ事項ニ付キ公認会計士名簿又ハ会計士補名簿ニ登録を請フ者ハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ納ムベシ

一 公認会計士法(昭和二十三年法律第 号)第十七條ニ依ル登録

公認会計士 金三千円

会計士補 金千五百円

二 公認会計士法第二十條ノ規定ニヨル登録

公認会計士 金百二十円

会計士補 金六十円

第七十條 稅務代理士法の一部を次のように改正する。

第二條第二号を次のように改める。

二 公認会計士

第五條第二号中「計理士」を「公認会計士」に、「計理士登録簿」を「公認会計士名簿」に改める。

2 稅務代理士が、第六十三條の規定により計理士法第一條に規定す

る業務を営む者である場合において、計理士登録簿の登録の抹消があつたときは、稅務代理士法第五條の改正規定にかかわらず、同法第四條第一項の許可は、その効力を失う。

第七十一條 弁護士法の一部を次のように改正する。

第五條第二号中「又ハ辯理士法若ハ計理士法ニ依リ業務ヲ禁止セラレタル者」を「辯理士法ニ依リ業務ヲ禁止セラレタル者又ハ公認會計士法(昭和二十三年法律第 号)第三十條又ハ第三十一條ノ規定ニ依リ登録ノ抹消ノ處分ヲ受ケタル者」に、「又ハ業務禁止」を「業務禁止又ハ登録ノ抹消」に改める。

2 計理士法の規定(第六十四條の規定により効力を有する同法の規定を含む)により業務の禁止の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者は、弁護士法第五條の改正規定にかかわらず、弁護士たる資格を有しない。

第七十二條 弁理士法の一部を次のように改正する。

第五條第三号中「本法若ハ計理士法ニ依リ業務ヲ禁止セラレタル者」を「本法ニ依リ業務ヲ禁止セラレタル者、公認會計士法(昭和二十三年法律第 号)第三十條

若ハ第三十一條ノ規定ニ依リ登録ノ抹消ノ処分ヲ受ケタル者」に改め、「業務禁止」の下に、「登録ノ抹消」を加える。

2 計理士法の規定(第六十四條の規定により効力を有する同法の規定を含む)により業務の禁止の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者は、弁理士法第五條の改正規定にかかわらず、弁理士たる資格を有しない。

公認會計士法案(内閣提出)に關する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔早稲田柳右エ門君登壇〕

○早稲田柳右エ門君 ただいま議題となりました二つの法案について、委員会の経過並びに結果を御報告申し上げます。

その第一の案は、すでにあらゆる方面において、あらゆる角度から論議された問題であります。本委員会におきまして、去る六月四日本案が付託せられて以来、数次にわたつて、はげしい論議が展開されたのであります。しかし本案につきましては、すでに本会議におきましてしばしば質疑應答が行われておりますので、(「名称を言え」と呼ぶ者あり)名称は議長からおつしやつたはずであります。(「委員長報告に言わなければわからないじや

ないか」と呼ぶ者あり)それでは名称を申し上げます。第一は「軍事公債の利子支拂の特例に関する法律案」であります。第二は公認會計士法案であります。

そこで委員会においては、ただいま申し上げましたように、きわめて眞剣な、はげしい質疑應答があつたのであります。すべて會議録に譲りまして、ここでは省略をさせていただきますと存じます。

かくて、昨夜討論に入り、民主自由党を代表して石原登君、第一議員俱樂部の堀江實藏君、社会革新党の本藤恒松君、農民党の河口陽一君より、それぞれ反対意見の開陳があり、社会党の中崎敏君、民主党の梅林時雄君等より賛成意見が述べられ、採決の結果、多数をもつて原案を可決いたしました次第でございます。

〔本号の末尾に参照あり〕

第二の公認會計士法案であります。が、公認會計士法案については、財政及び金融委員会において種々論議をされたのであります。民主自由党の宮崎靖君から修正案が出たのでございす。その修正案の要点は、(「法案の性質を言わなければわからないじやないか」と呼ぶ者あり)それでは申し上げます。

本案は、経済民主化と外資導入といふ、終戦後わが國經濟の二大要請に應じまして、企業における経理の公正化

をはかり、財務書類の眞実性を確保する

ために、会計に関する監査、証明を業とする公認会計士を設けようとする

ものでありまして、このため公認会計

士の資格、権利、義務、監督機關たる

会計士管理委員會の設置、計理士の廃止等について規定されているのであり

ます。

本委員會におきましては、本案が付託せられて以來、連日慎重なる審議を続け、各委員より熱心なる発言がありましたが、次に委員會における一、二の質疑及びこれに対する政府の答弁を御紹介いたします。

まず宮崎、大上兩委員から、この法案は現在の計理士の既得権を奪うものではないかとこの質問に対し、政府からは、法律上の既得権を侵害するものではないと考える旨の答弁がありました。

次に、會計士管理委員會の委員は、その過半数を現在の計理士の中から選任すべきであると思うがどうかとの質問に対しましては、委員の選任は一方に偏することなく、公正に行うつもりであるという答弁がありました。

また、第五十七條の特別試験の具体的方法はどうかというのかという質疑に対し、當局より、これは新しく設けられる會計士管理委員會の決定すべきことであるが、特別試験の制度を設けた趣旨から、その方法は會計實務に関する実地試験を主とすべきものと思うという答弁があつたのでございます。

続いて討論に入りましたところ、宮崎委員より、各派共同提案の修正案が提出されました。すなわち

第二十五條見出し中の「証明の範囲」の下に「及び証明者の利害關係を加える」。

第二十五條におきましては、「公認會計士は、会社その他の者の財務書類について証明をする場合には、いかなる範囲について証明をするかを明示しなければならない」。

その2におきましては、「公認會計士は、会社その他の者の財務書類について証明をする場合には、当該会社その他の者と利害關係を有するか否か、及び利害關係を有するときは、その内容を証明書に明示しなければならない」。

第三十二條第四項を次のように改める。

4 前二條の規定による懲戒の処分をしようとするときは、會計士管理委員會は、当該公認會計士又は會計士補にあらかじめその旨を通知し、それらの者又はその代理人の出頭を求め、釈明のための証拠を提出する機会を與えるため、これを聴聞しなければならない。同條に次の一項を加える。

5 前二條の規定による懲戒の処分は、前項の規定による聴聞を行つた後、相當な証拠により前二條に該當する事実があると認められた場合において、これを行ふ。

て、これを行ふ。

第三十四條第二項に次の但書を加える。

但し、当該公認會計士若しくは會計士補又はその代理人以外の者は、事件について懲戒処分がなされ、又は懲戒処分をしない旨の決定があつた後でなければ、同項の調書の縦覧を求め、又はその謄本若しくは抄本の交付を求めることができない」。

第五十七條におきましては、第一項中に「二年」とあるのを「三年」に、同條第二項中「五年」とあるのを「三年」に改める。

第六十三條中「昭和二十五年」を「昭和二十六年」に改める。以上が修正案でございます。

委員會は、昨日、まず右の修正案について採決いたしましたところ、全会一致をもつてこれを可決し、続いて修正案を除く原案の他の部分について採決をいたしました。その結果、同じく全会一致をもつてこれを可決した次第であります。

なお詳細は會議録に譲つて、以上御報告を申し上げる次第であります。

○議長(松岡駒吉君) 討論の通告があります。これを許します。石原登君。

〔石原登君登壇〕

○石原登君 軍事公債の利拂延期の問題は、第二の石炭國管の問題と同様に譲せられまして、國會はもちろんの

こと、各方面において種々論議し盡された観がございます。ゆえに私は、今日は詳しく論議は差控えますが、しかしながら、この問題の当否はきわめて明確であることを申し上げたいのであります。

國民の大多数は、本法案に對しまして絶對的反対の意思を表明しておると思ふのであります。(ノー／＼拍手)

すなわち昨年の総選挙におきまして、この問題はきわめて大きな問題として取上げられたことは、皆様御承知の通りであります。しかして、この問題に對して各政党的國民に公約いたしましたところは、社会党は利拂いを停止すべきであるといふことを主張いたしておるのであります。これに對しまして、わが党並びに民主党的諸君は、はつきりと反対であるといふことを公約されておるのであります(拍手)しかして、これらの主張は多數の國民に容れられまして、その支持を得ました結果が、今日の國會の姿になつておることは、

これまた當然であります。さういいたしますと、本問題が實際的に正しく論議されますならば、その帰結はきわめて明瞭であります。(拍手)さらにこの問題が、芦田内閣ができません、實際問題として論議されるようになりましてから、國民の輿論を代表いたしますところの各新聞、都下の五大新聞はもちろんのこと、全國すべての新聞が――一、二の共產主義的新聞を

除くのはかは、ことごとくこれに反対をいたしておるのであります。

かように考へてみますならば、総選挙の折において示されましたところの國民の多數の意思は、今日においても、いささかも變つていないといふことは、きわめて明白であります。かような事実から見まして、國會が正しくこの民意を反映せしめますならば、この法案は、本日ここに當然否決になるべき運命にあることは、申すまでもないのであります。(ノー／＼拍手)

かかるに、はなはだ遺憾なことには、民主主義の本質を蹂躪いたしました、政權を握りましたところの脱線政治は、幾多の犠牲を國民に強うするというような結果に相なつております。本法案の審議も、この悲しむべき脱線政治の方向によつて曲げられつあるといふことは、きわめて遺憾にたえないのであります。(拍手)

私は、今本案審議の残されました最後の機會におきまして、民主自由党を代表いたしまして、單なる觀念論から、これによつて生ずべき事態を看過し、漫然と賛成されるところの社会党的諸君に、深甚なる反省を煩わしたい。特に民主党的諸君に對しましては、天下の公党として國民に公約をいたしたことに對しては、嚴に責任をもつて堅持していただきたい。このことが民主主義の本質を生かすものであると私は

固く信じているのであります。

わが党が本案に反対いたしましたところの理由は、もちろん法案の本質そのものにもあるものでありますけれども、本法案の策定の経過から見てまゐりまして、多分に國會の權威を失墜するといふような事態を予見できるからであります。端的に申し上げますならば、政党内閣と都合のため、いかなる國民に対する公約も、いかなる國民の迷惑も、あえて顧みない、こういうような印象を國民の間に植へつけつたものと事實であります。これは、議會政治を行つておられますところのわが國といたしまして、また議會といたしまして、最も悲しむべき問題だと私は確信いたすのであります。(拍手)

すなわち、三党協定のかせに縛られまして、みす／＼悪いと思われまゝするこの法案が、強引に立法されようとしておるのであります。このことは、議會政治家として、われ／＼は絶対に容認相ならぬことであります。

さらに、法案の内容について、二申し上げたいと思ひます。芦田内閣は組閣以來、政策の基本といたしまして外資導入を絶叫いたしておるのであります。一切の施策は、この外資導入といふ基本方針をもとして行われてゐるのであります。はなはだ遺憾ながら、この法案によつて現われるところの処置は、これとことごとく相反するといふことをわれ／＼は指摘できるの

であります。今日、日本國民に課せられた最大の課題は、申すまでもなく日本經濟の復興再建でございます。ひとり内閣の主張のみでなく、日本の現状は、外國の援助がない限り、再建計画を樹立し、立ち直ることは、きわめて困難であります。この根本となりまゝするところの外資導入は、われ／＼が再建に対するところの努力が確實に認められ、また實際的にその態勢が整備されて、初めて實現が期待できるのであります。

この受入れ態勢の一環といたしまして最も考慮すべきことは、金融機關の強化であります。

〔發言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君) 靜肅に願ひます。

○石原登君(続) さらに國際信義の維持でなくてはならないのであります。しかるに、こういうような重大な時機に際して、政府がことさらに招いて金融機關を混乱せしめるような処置をとるといふことは、これは内閣の基本政策に根本的に相反するものと言わなくてはならないのであります。芦田總理大臣並びに大蔵大臣は、この処置が外資の導入にいささかも影響を來さないといふことを言明いたしておるのであります。が、しかしながら、去る二十二日の財政金融委員會において、川北日銀副總裁の意見によりますならば、これが……

〔發言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君) 靜肅に願ひます。

○石原登君(続) 對外信用に多大の悪影響を及ぼしつゝあることを、はつきりと言明いたされておるのであります。さらに、侵略戰爭の戦費を調達した公債であるから、この支拂延期はかえつて國際信用を博するといふがごとき言は、實に驚くのはかたはなないのであります。なるほど、戦時公債は戦費を調達したのではあります。が、國家の債務ではないのであります。しかして、これはすべて國民の辛苦の結晶であることは間違ひありません。社會黨の諸君の中には、軍需産業によつて不当利得を占めた者と、今回の公債を同様に見ておる者もあるようであります。……

〔發言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君) 靜肅に願ひます。

○石原登君(続) これは実に誤つた觀念と言わざるを得ないのであります。

〔發言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君) 靜肅に願ひます。

○石原登君(続) 元來國債は、自由意思によつて戰争目的遂行に積極的に協力したものでないものであります。強制的に割当てられたものであつて、公債の消化に協力しなかつたものは、まったく他の理由によつて行われたので

あつて、公債を持つておるものが軍國主義者であるという論に至つては、實に論外であると申さなければならぬのであります。むしろ國家が確認した債務を政府が一方的に履行しないといふことは、國際信用を傷つけることは必至であります。なお政府は、これによつて生ずる損害を防ぐために、これを補う処置が必要となり、かえつてインフレーション助長に拍車をかけ、結局は本措置によつて得た利益よりも、これによつて生ずるところの弊害はるかに重大であることを、よく知らなければならぬと思ひます。(拍手)私は詳細なる事由は申しませんが、ただ單に政治上の事情によつて、政府みづからが國民に対してその信任を失われ、ひいては國際信義を損うようなかかる処置は、断固として引込められることを要求するものであります。

以上、民主自由黨を代表いたしました絶対反対の意思を表明する次第であります。どうか諸君の御賛成をお願いいたします。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 赤松勇君。

〔赤松勇君登壇〕

○赤松勇君 私は、日本社會黨を代表いたしました。ただいま議題となつております軍事公債の利子支拂の特例に関する法律案に賛意を表するものであります。

たれるといふことを聞きまして、はなはだ好敵手を得た、いわゆる野黨の第一党であります民主自由黨の代表と、この議場において、わが党が立憲以來主張してまいりました軍事公債利拂の問題について堂々相争うの機会を得たことを喜んでおつたのであります。ところが、ただいま民主自由黨の石原活の演説を拜聴してありまして、私のきわめて遺憾でありましたことは、民主自由黨の本法案に反対する理論的根拠が、きわめてあいまい、希薄であるといふ点であります。(拍手)その論旨一貫せず、その内容きわめて空疎にして、すなわち民主黨に対するやじのないやがらせに終始したといふことは、これはひとりと石原君の責任であるばかりでなく……

〔發言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君) 靜肅に願ひます。

○赤松勇君(続) 今日保守反動勢力の尤たる民主自由黨が、いかによつて立つところの政策的立場、理論的な根拠といふものが希薄であるかといふことをば、如実に暴露しておるものであると思ひます。(拍手)

従ひまして私は、民主自由黨に對しましては、ほとんど討論の對象になりません。私は、財政金融委員會において日銀副總裁が参考人として反対意見を述べました、その反対意見を對象といたしまして、わが黨の主張をこの壇

上から明らかにしたいと思つてであります。

【発言する者多し】

○議長(松岡駒吉君) 石田君、静粛に願います。

○赤松勇君(続) まず第一に、軍事公債利拂停止に反対する有力な理由といたしまして、今日わが國の経済は、終戦後の混乱期を脱して、ようやく経済再建への轉機に立つており、かつ微妙な動きを示しつつある時期において、單に觀念的な見地から利拂停止のごとき措置をとることは安当でないという主張が行われたのであります。われ／＼は、次のごとき見解から、これに反対するものであります。

すなわち、國家財政の見地から均衡予算を堅持するためには、あらゆる可能な財源を動員すべきであり、たとひ少額であつても、これを財源として利用すべきである。殊にこの財源は、徴税費を要せず、かつ大衆課税の性質をもたない財源であります。

元來わが党は、單なる利拂の延期ではなく、侵略戦争の戦費を調達し、しかも裏づけとなるものは全然なく、不良の擬制資本となつておる軍事公債は、戦争賠償の打切りと同時にこれを行い、戦争の犠牲負担を公正ならしむるとともに、國民經濟の整備を行う建前から元本を打切るのが至当であるという見地に立つて、今なおこの原則的主張をかえていないのであります。

が、元本打切りは、旧金融指導者たちの反対によりまして吉田内閣が行い得なかつたので、現在では、諸般の情勢を考慮し、最小限に可能な軍事公債の利拂停止を行い、窮乏せる國家財源の一部に充て、これを六・三制予算や庶民住宅復興費に充てることは、當然の処置であると考えられます。(拍手)

きのうの財政金融委員会の討論に際しまして、民主自由党の石原君は……

【発言する者多し】

○議長(松岡駒吉君) 静粛に願います。

○赤松勇君(続) 本法律案に國民の多数が反対しており、社会党の主張は、当初元本利子とも打切ること主張しながら、今日では、こういう措置はわが國經濟再建の障害になるといふ考え

方の主張に交つてきた、こういうふう

に申しておるのであります。が、はな

はだお氣の毒ながら、これはうそであ

ります。(拍手)わが社会党の政策の片鱗

すらも理解せない、笑止千万の議論と

言わざるを得ないのであります。(拍

手)われ／＼は、今日の國際情勢にお

いて、利拂の停止が國際信用を害する

という議論に對しましては、むしろ侵

略戦争の戦費を調達した國債の利子を

停止することが、日本帝國主義復活の

危険なきことを立証することによつ

て、かえつて國際信用を高めるものなりと、われ／＼は考えておるのであります。(拍手)

また、第三の反対理由といたしまし

て、國が戦費を調達したからといつ

て、利拂停止のごとき債務の不履行を

あてするならば、民間企業において

も、企業の経理負担を軽減し、その再

建に資するため、戦争中の債務の利下

げ、あるいはその破棄の要望が高まつ

てきて、商業界、金融界に混乱を生ぜ

しめるであらうというやうな意見が、

財政金融委員会において述べられてお

るのであります。が、もし、そういうや

うな理由から全体の公平を期するとい

うならば、戦時中、軍閥や官僚の擁護

下に莫大な戦争利潤を独占し、勤労大

衆に戦禍と労働強化によつて経済的に

肉体的に苦痛、損失を與えた、これら

の一握りの金融資本家……

【発言する者多し】

○議長(松岡駒吉君) 静粛に願いま

す。

○赤松勇君(続) この金融資本家によ

つて被害を與えられた戦争犠牲者を、第一に保護すべきではないかとわれわれは考えておるのであります。(拍手)ひとり金融資本家や産業資本家の損失を補償するといふがごときは、國民感情から申しまして、断じて賛成することができないのであります。(拍手)

日本再建の困難なる民族的事業を遂

成するためには、外に對しては軍國主

義の残滓を一掃し、平和と自由の國內

体制を確立し、内に對しては政治上、

経済上、社会上の犠牲の平等負担が具

体的に実現されなければならないと思

うのであります。國の公約は、ひとり

公債のみ行われたものではありませ

ん。当時の爲政者の公約は、第一に、

國民大衆に對し、この戦争は必ず勝つ、

戦争に勝つた後においては、妻子の生

活は國が保障する、あるいは子弟の教

育は必ず國の力でやつてやる、こうい

ふ公約のもとに大衆を戦争に動員し、

多数の戦死傷者を出したのであります。

その妻子に對する公約はどこに果

されておるか。その未亡人の生活を見

れば、あるいは父母を失つた、あゝいた

いけな子供の姿を見よ。大衆に對して

はこの公約を破棄し、金融資本に對し

てのみこの公約を果すことを主張する

者こそ、日本再建の障害であるといふことを考えなければならぬ。

要するに、國民道義の面から考えま

しても、今や今日の大衆は、諸君らの

ように百のお説教や万の理窟だけでは、

は、とうてい納得しないのである。百

のお説教より、たつた一つの政治上の

正義が実現されることによつて、初め

て國民は政治に信頼し、みずからの道

義を高揚し、期せずして、その感激が

澎湃たる數國の風潮となつて湧き上つ

てくるのであります。(拍手)

【発言する者多し】

○議長(松岡駒吉君) 静粛に願いま

す。

○赤松勇君(続) 以上私は、日本社会

党の主張と立場を明らかにいたしましたし、党本來の政策の立場から申しますならば、きわめて不満なる法律案でありますけれども、私も、この法律案に對しまして賛意を表します。

なお、昨日の財政金融委員会におきましては、第一議員俱樂部の堀江君から、その考え方においてはわれ／＼とは根本的に一致してゐるが、その方法において考え方を異にするという意見の開陳がありました。これに對しまして、私は一言だけ申し上げておきます。この問題に關しましては、もとよりわれ／＼は、堀江君とその考え方を一にするのでありますが、堀江君の主張は、この擬制資本を一掃しなければ、むしろこの法律案を出さない方がよいという意見であります。……

〔發言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君) 靜肅に願ひます。

○赤松勇君(続) これは、ちょうど雨の降るときに、たとい破れがさでもさして——これは破れがさであるから捨てていけ、そしてさぶぬれになれ、こういう意見と同一であります。私も、現在の條件と情勢から考えまして、堀江君の御意見には、残念ながら賛成することはできないのであります。私も、ただ單にこの法律案を上程しただけで満足するものではないのであります。われ／＼は、元來党の基本的な政策をあくまで堂々と掲げ、

一定の條件のもとにおいて、あくまでも党本來の主張と政策を貫徹するため今後とも前進するであらうということとを、國民の前に断言します。

以上をもちまして、日本社会党の本法律案に賛成する理由を明らかにしたいと思います。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 堀江實藏君。

〔堀江實藏君登壇〕

○堀江實藏君 われ／＼は、次の理由によりまして本法律案に絶対反對するものであります。(拍手)

軍事公債問題は、戦争負担の公平なる分配とインフレ克服のため必要であり、戦時中に累積された擬制資本を徹底的に整理する必要があるところから生れたのでございます。すでに公債以外の擬制資本は、曲りなりにも、戦時補償打切りの措置によつて清算されております。軍事公債のみが特別に保護される理由は毫もないのであります。

(拍手)

しかるに本法案を見ますと、この軍事公債清算の本來の意義がまったく無視されて、まるで反對に換骨奪胎されて、当該公債の範囲が、四種の最狭義の軍事公債に限定されているだけで、措置そのものが公債の元利拂いを打切るといふのではなく、今後一箇年間支拂を延期する、当該公債の償還期日まで延期して、しかも、その延期したものに對して三分五厘の利子をつけることが保証されております。

北村大藏大臣は、財政及び金融委員会におきまして、この措置が本年だけのものであるといふことを、はつきり言明しております。しかも、この軍公の問題について最後の断を下したものであると答弁しております。すなわちこれによつて、明らかに軍事公債の打切り政策そのものが打切られてしまつたといふことが言えるのであります。(拍手)

要するにこの法律案は、軍事公債問題の惹起された本來の趣旨とまつたく違つた、ごまかしである。逆に軍事公債の確実性を與えたといふ結果になると思ふのであります。また重要なことは、十五億円の収入を十五年なり二十年なりに延期したことは、赤字公債を發行したと同じ結果になるのであります。(拍手)しかも大藏大臣は、その延期された利子に對して、日銀当局をして適当な資金の融通をすると言つておる点を考えなければならぬ。二重にインフレの高進になると思ふ。

赤松君が、さつき私の所論に對して否と言いましたが、私は、そうした二重にインフレを高進する意味において、逆に打切らぬよりもまだ悪い結果をこの法案は及ぼすといふことを憂うるのであります。(拍手)従つて、社会党の諸君が本來の主張に忠実であるならば、こうしたごまかし法案に賛成すべきではない。(拍手)こうした欺瞞政

策に賛成することは、諸君が選挙に公約し、大会に公約されたことを裏切るものである。(拍手)なお重大なことは、三千九百九十三億の龐大な予算のうち、わずかに十五億の問題に對して、三党政策協定その他で非常に大きな紛亂を起したことが政治的原因である。さらにもつと重大なことは、この擬制資本を放置して、郵便貯金、郵便年金の第二封鎖を打切らうとすること、それを社会党の諸君はどう考えるか。

われ／＼は、そういう理由によつて本法律案に絶対反對するものである。社会党の諸君に良心があるならば、この法律案に反對せられんことを望みまして、私の意見を終ります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) これにて討論は終局いたしました。

まず日程第十二、軍事公債の利子支拂の特例に関する法律案につき採決を行います。この採決は記名投票をもつて行います。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君は白票、反對の諸君は青票を持参せられんことを望みます。閉鎖。

氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

○議長(松岡駒吉君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開匣。開鎖。

投票を計算いたさせます。

〔参事投票の数を計算〕

○議長(松岡駒吉君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長朗読〕

投票総数 三百五十九

可とする者(白票) 二百九

否とする者(青票) 百五十

(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 右の結果、日程第十二は委員長報告の通り可決いたしました。

〔参照〕

委員長報告の通り決するを可とする議員の氏名

- | | |
|--------|--------|
| 赤松 勇君 | 淺沼稻次郎君 |
| 荒畑 勝三君 | 井伊 誠一君 |
| 井上 良次君 | 伊瀬幸太郎君 |
| 伊藤四郎君 | 猪俣 浩三君 |
| 池谷 信一君 | 石井 繁九君 |
| 石神 啓吾君 | 石野 久男君 |
| 稻村 順三君 | 今澄 勇君 |
| 受田 新吉君 | 海野 三朗君 |
| 大島 義晴君 | 大矢 省三君 |
| 加藤 勘十君 | 加藤 靜雄君 |
| 花月 純誠君 | 笠原 貞造君 |
| 梶川 靜雄君 | 勝間田清一君 |
| 金子益太郎君 | 川合 彰武君 |
| 川島 金次君 | 河井 榮藏君 |
| 河合 義一君 | 菊川 忠雄君 |
| 菊池 重作君 | 津澤 俊英君 |
| 久保田鶴松君 | 黒田 壽男君 |
| 金野 定吉君 | 佐々木更三君 |
| 佐竹 新市君 | 佐藤觀次郎君 |

柳原 千代君	笹口 晃君	吉川 兼光君	米窪 満亮君	八並 達雄君	矢野 政男君	大村 清一君	岡井藤志郎君	古島 義英君	星島 二郎君
重井 鹿治君	島上善五郎君	和田 敏明君	安東 義良君	安田 幹太君	山崎 岩男君	岡村利右衛門君	奥村 竹三君	本多 市郎君	本間 俊一君
島田 晋作君	庄司 彦男君	芦田 均君	天野 久君	山下 春江君	吉田 安君	加藤隆太郎君	鍛冶 良作君	前田 郁君	前田 正男君
鈴木茂三郎君	鈴木 雄二君	荒木萬壽夫君	伊藤 恭一君	米田 吉盛君	早稲田柳右エ門君	角田 幸吉君	柏原 義則君	益谷 秀次君	増田甲子七君
鈴木 義男君	田中 綴之進君	生悦住貞太郎君	荊木 一久君	井出一太郎君	飯田 義茂君	上林山榮吉君	川村善八郎君	松浦 榮君	松浦 東介君
田中 松月君	田中 稔男君	打出 信行君	馬越 晃君	石田 一松君	今井 耕君	菊池 義郎君	工藤 鐵男君	松本 弘君	松崎 朝治君
田淵 実夫君	高津 正道君	梅林 時雄君	小野 孝君	大島 多藏君	唐木田藤五郎君	倉石 忠雄君	栗山長次郎君	松野 頼三君	水田三喜男君
竹内 克巳君	竹谷源太郎君	大森 玉木君	岡野 繁藏君	川越 博君	川野 芳滿君	小暮藤三郎君	小平 久雄君	水谷 昇君	宮崎 靖君
館 俊三君	玉井 祐吉君	押川 定秋君	川崎 秀二君	吉川 久衛君	黒岩 重治君	古賀喜太郎君	近藤 鶴代君	明禮輝三郎君	武藤 嘉一君
辻井民之助君	土井 直作君	神山 榮一君	木村小左衛門君	小枝 一雄君	河野 金昇君	佐々木秀世君	佐々木盛雄君	村上 勇君	村上 清治君
戸叶 里子君	野老 誠君	喜多樹治郎君	北村徳太郎君	酒井 俊雄君	笹森 順造君	佐瀬 昌三君	坂本 實君	森 幸太郎君	森 直次君
富吉 榮二君	中崎 敏君	小坂善太郎君	小島 徹三君	多賀 安郎君	竹山祐太郎君	坂田 道太君	幣原喜重郎君	八木 一郎君	梁井 淳二君
永井勝次郎君	永江 一夫君	小林 運美君	小松 勇次君	坪井 亀藏君	豊澤 豊雄君	重富 卓君	幣原喜重郎君	山口喜久一郎君	山口 好一君
成瀬喜五郎君	成田 知巳君	五坪 茂雄君	後藤 悦治君	内藤 友明君	野本 品吉君	澁谷雄太郎君	庄司 一郎君	山崎 猛君	山名 義芳君
西尾 末廣君	西村 榮一君	佐伯 宗義君	坂口 主税君	船田 享二君	松原 一彦君	白井 佐吉君	周東 英雄君	山村新治郎君	山本 猛夫君
野上 健次君	野澤 勝君	櫻内 義雄君	志賀健次郎君	松本 龍藏君	的場金右衛門君	鈴木 仙八君	鈴木 正文君	吉田 茂君	若松 虎雄君
馬場 秀夫君	林 大作君	椎熊 三郎君	鈴木 強平君	谷口 武雄君	東井三代次君	鈴木 明良君	關内 正一君	渡邊 良夫君	亘 四郎君
原 彪之助君	福田 昌子君	園田 直君	田島 房邦君	大龍亀代司君	川橋豊治郎君	千賀 康治君	田口助太郎君	秋田 大助君	大石ヨシエ君
藤原繁太郎君	細川 隆元君	田中源三郎君	田中 豊君	柳原 亨君	中野 寅吉君	田中 萬逸君	田村 虎一君	大原 博夫君	大神 善吉君
細野三千雄君	前田榮之助君	高岡 忠弘君	高橋清治郎君	本田 英作君	中野 寅吉君	多田 勇君	高田 弥市君	叶 凸君	鈴木 善幸君
前田 種男君	正木 清君	高橋 禎一君	高橋 長治君	否とする議員の氏名		高橋 英吉君	竹尾 式君	田中 健吉君	外崎千代吉君
松尾 トシ君	松澤 兼人君	竹田 儀一君	武田 キヨ君	青木 孝義君	青柳 高一君	塚田十一郎君	網島 正興君	成重 光眞君	平工 喜市君
松永 義雄君	松原喜之次君	橋 直治君	國司 安正君	淺利 三朗君	東 舜英君	圓谷 光衛君	富田 照君	本藤 恒松君	松澤 一君
松本 七郎君	松本 淳造君	苦米地義三君	中垣 國男君	有田 二郎君	伊藤 郷一君	富永格五郎君	中嶋 勝一君	宮村 又八君	齋藤 晃君
萬田 五郎君	溝淵松太郎君	中島 茂喜君	中曾根康弘君	石田 博英君	石原 圓吉君	中島 守利君	中野 武雄君	堀江 實藏君	高倉 定助君
水谷長三郎君	武藤運十郎君	中村 俊夫君	中村 又一君	石原 登君	石原 三六君	仲内 憲治君	夏堀源三郎君	中村 寅太君	木村 榮君
村尾 隆男君	守田 道輔君	長野 長廣君	長野重右エ門君	磯崎 貞序君	稻田 直道君	西村 久之君	根本龍太郎君	德田 球一君	野坂 參三君
森 三樹二君	森戸 辰男君	成島 憲子君	西田 隆男君	今村 忠助君	植原悦二郎君	野原 正勝君	花村 四郎君	林 百郎君	鈴木彌五郎君
師岡 榮一君	門司 亮君	西山富佐太君	橋本 金一君	内海 安吉君	江崎 眞澄君	林 讓治君	原 健三郎君	寺本 齋君	長谷川俊一君
八百板 正君	矢尾喜三郎君	原 彪君	坂東幸太郎君	小笠原八十美君	小川原政信君	原田 憲君	樋貝 詮三君		
矢後 嘉藏君	安平 鹿一君	一松 定吉君	福田 繁芳君	小澤佐重喜君	小野瀬忠兵衛君	平井 義一君	平澤 長吉君		
山口 靜江君	山崎 道子君	細川八十八君	堀川 恭平君	尾崎 末吉君	生越 三郎君	平島 良一君	廣川 弘禪君		
山下 榮二君	山中日露史君	三好 竹男君	最上 英子君	大石 武一君	大内 一郎君	深津玉一郎君	降旗 徳弥君		

○議長(松岡駒吉君) 次に、日程第十
三、公認会計士法案につき、採決いた
します。本案の委員長報告は修正であ

ります。本案は委員報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

――

○議長(松岡駒吉君) 庄司一郎君より、昭和二十三年度予算案審議に關して議長にその促進方を要請する件について、議事進行に關する發言を求められております。これを許します。庄司一郎君。

〔庄司一郎君登壇〕

○庄司一郎君、諸君、私は議長のお許しをいただきました。議事進行に關して、議長を通して政府の所見を質していただきたい。また、ただいま本院の予算委員会に付託されております昭和二十三年度一般会計並びに特別会計予算に關し、滑らかに、また速やかに審議の目的を達成する意味において、議長よりそれ、適切なところの措置をとつていただきたいということ、議事進行を円滑ならしめる意味において、簡単な発言のお許しをいただきたいのでございます。

昭和二十三年度一般会計並びに特別会計予算は、何がゆえに今日までその審議が遅々として遅れているか。これが遅れているところの根本的な問題は、各政党派の諸君が御承知のごとく、政府の提案があまりにも遅

れているということである。(拍手)政府の提案は、去る本月九日でありました。それらガリ版刷りで、しかも加うるに、一般の議員諸君には、その議案は配付されません。ようやく三、四日前に諸君のあの箱の中に配られたこととてございましょう。(拍手)去る九日において配付されたところの予算は、降参版刷りの、それも予算委員会の委員にのみ限定されて配付されたものであることは、政党派のはじめなく、方々の諸君の御承知の通りであると思ふのである。(拍手)予算案の審議が遅れましたところの根本的理由は、政府の提案があまりにも慢性的なところの遅延にあつたというところは、何人もこれを認めざるを得ないと思うのである。(拍手)これが第一であります。

第二は、予算委員会の委員長として、きわめて公正なるところの審議ぶりを示しておられる鈴木茂三郎君に於ては、われ、委員会の理事會に示されて、委員会の審議に關し、その能率をあげ、きわめてスムーズに速やかなる審議を遂げるために、一つの計画を立てられました。それは、去る十日より審議を開始して、二十六日に各分科会の報告を終了し、同日午後において採決討論をするというところの御計画であつたのである。われら野党の理事といえども、この用意周到なる鈴木委員長プランに對し、満腔の敬意をもつて御協力申し上げる意味におい

て、御賛成を申し上げたのでございまして。この間には、もとより二日間の公聴会はございました。しかも、その後この審議が遅れました第二の原因は何であるかというところ、大蔵大臣あるいは安本長官その他の閣僚が、予算委員長の要求にもかかわらず、出席の日がきわめて少い。(拍手)

〔議事進行とどこに關係があるのだと呼び、その他發言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君) 議事進行の趣旨に副より發言を願います。

○庄司一郎君(續) 諸君、かような状態でありまして、公正なる委員長鈴木茂三郎君は、去る十七日附をもつて、委員長の公職のもとに、公文書として松岡議長まで、かくのごとき狀態のもとにおいては滑らかなる審議なし能わず、議長の公正なる御処置を仰ぐ、あるいは適當なる処置を仰ぐ意味の公文書を出されたのである。(拍手)

いかに社会党の諸君が、ほくの演説をやじつても、委員長は公文書をもつて松岡議長に提出されておるほど、さうに確案である。(拍手)

諸君、その後に至りまして、一昨々日のごときは、わが党の苦米地議員の質疑中にもかかわりませず、大蔵大臣は急用ありと称して、ラジオ放送の討論會に出席しておるではないか。(拍手)諸君、かような事実があるにかかわらず、何か野党が悪意、故意をも

つて審議を遅延させておるかのとき、根も葉もない惡宣傳をしているに至つては、ちゃんちやらおかしくて、おへそが茶を沸かすのであります。

諸君、現に今日は、各分科会の報告は終了してあるのであります。各分科会の主査の報告が終了しておるにもかかわらず、何がゆえに本日――ただいまは、いかにサンデー・タイムの時代とは言いがた、六月三十日は今日きりないのだ。何がゆえに、この四分科主査の報告が終つたにもかかわらず、討論採決ができないのでしょうか。與党三派の諸君、胸に手を当てて、靜かに反省して見たまえ。諸君、與党三派の談合が滑らかなに行かないこと、政府の職務怠慢とが、予算の討論採決を遅延させておる。この責任は、断々固としてわれわれは糾明せざるを得ないのである。(拍手)

ここにおいて結論である。どうか公正なる議長におかれては、かくのごとき予算審議に關し職務怠慢なる政府に對し適當なる措置をとられ、あるいは與党三派諸君の修正案が、おそまきながら今夜か明日の朝ごろ出たときに、與党三派の修正案に照應して、政府が提案された予算を修正の上再提出せられるものであるかどうか。この点に關し、議長を通して政府の所見を質していただきたいことをお願いして、私の發言を終ります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) ただいまの庄司

君の議事進行に關する發言は、議長においてもよく承りました。

判事補の職權の特例等に關する法律案(内閣提出)

○笹口晃君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

〔發言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君) 靜肅に願ひます。

○笹口晃君(續) すなわちこの際、内閣提出、判事補の職權の特例等に關する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(松岡駒吉君) 笹口君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

判事補の職權の特例等に關する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。司法委員長井伊誠一君。

判事補の職權の特例等に關する法律案

判事補の職權の特例等に關する法律案

第一條 判事補で裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)第四十二條第一項各号に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数を通算し

て五年以上になる者のうち、最高裁判所の指名する者は、当分の間、判事補としての職権の制限を受けないものとし、同法第二十九條第三項及び第三十六條の規定の適用については、その属する地方裁判所の判事の権限を有するものとする。

2 裁判所法第四十二條第二項から第四項までの規定は、前項の年数の計算に、これを準用する。

2 裁判所法第六号による判事又は檢察官又は蒙古連合自治政府の審判官又は蒙古連合自治政府(若しくは蒙古自治邦政府。以下同じ)の推事の職に在つたときは、その在職の年数は、裁判所法第四十一條及び第四十四條の規定の適用については、これを判事の在職の年数とみなし、同法第四十二條の規定の適用については、これを判事補の在職の年数とみなす。

2 裁判所構成法による判事又は檢察官又は蒙古連合自治政府の檢察官の職に在つたときは、その在職の年数は、裁判所法第四十一條、第四十二條及び第四十四條の規定の適用については、これを檢察官の在職の年数とみなす。

3 裁判所構成法による判事又は檢察官の資格を有する者が、法制局参事官、法制局事務官、法制局に勤務する内閣事務官、陸軍司政官、海軍司政官、朝鮮總督府法務局に勤務する朝鮮總督府書記官若しくは朝鮮總督府事務官、台湾總督府法務部に勤務する台湾總督府書記官若しくは台湾總督府事務官、衆議院若しくは参議院の司法委員会専門調査員、衆議院若しくは参議院の法制部に勤務する参事若しくは副参事、滿洲國の司法部参事官、司法部理事官若しくは司法部事務官又は蒙古連合自治政府の司法部参事官の職に在つたときは、その在職の年数は、裁判所法第四十一條、第四十二條及び第四十四條の規定の適用については、これを法務府事務官の在職の年数とみなす。

事たる資格を有する者が、法制局参事官、法制局事務官、法制局に勤務する内閣事務官、陸軍司政官、海軍司政官、朝鮮總督府法務局に勤務する朝鮮總督府書記官若しくは朝鮮總督府事務官、台湾總督府法務部に勤務する台湾總督府書記官若しくは台湾總督府事務官、衆議院若しくは参議院の司法委員会専門調査員、衆議院若しくは参議院の法制部に勤務する参事若しくは副参事、滿洲國の司法部参事官、司法部理事官若しくは司法部事務官又は蒙古連合自治政府の司法部参事官の職に在つたときは、その在職の年数は、裁判所法第四十一條、第四十二條及び第四十四條の規定の適用については、これを法務府事務官の在職の年数とみなす。

4 裁判所構成法による判事又は檢察官の資格を有する者が、滿洲國の司法部職員訓練所の教官の職に在つたときは、その在職の年数は、裁判所法第四十一條、第四十二條及び第四十四條の規定の適用については、これを法務府事務官の在職の年数とみなす。

第三條 弁護士たる資格を有する者が、朝鮮弁護士令(昭和十一年制令第四号)、台湾弁護士令(昭和十一年律令第七号)又は関東州弁護士令(昭和十一年勅令第十六号)による弁護士(以上外地弁護士と称する。この職に在つたときは、裁判所法第四十一條から第四十四條までの規定の適用については、その在職の年数は、これを弁護士としての在職の年数とみなし、外地弁護士の在職の年数が三年以上になるもの又は外地弁護士及び弁護士の在職の年数が通じて三年以上になるものは、その三年に達した時、朝鮮弁護士令による弁護士試験として一年六月以上の実務修習を終え考試を經たものは、その考試を經た時に夫、司法修習生の修習を終えたものとみなす。

附則

第四條 この法律は、公布の日から、これを施行する。

第五條 第一條の規定による年数の計算については、裁判所構成法による判事又は檢察官たる資格を有する者は、その資格を得た時、裁判所法施行の際弁護士たる資格を有した者で弁護士の在職の年数が同法施行後において三年に達したものは、その三年に達した時、裁判所法施行前弁護士試験として一年六月以上の実務修習を終え考試を經た者又は同法施行の際弁護士試験であつた者で一年六月以上の実務修習を終え考試を經たものは、その考試を經た時に、夫、司法修習生の修習を終えたものとみなす。

し、裁判所構成法による判事又は檢察官の在職の年数及び裁判所構成法による判事又は檢察官たる資格を得た後の朝鮮總督府判事、朝鮮總督府檢察官、台湾總督府判事、台湾總督府檢察官、関東法院判事、関東總督府檢察官又は領事官の在職の年数は、これを判事補の在職の年数とみなし、裁判所構成法による判事又は檢察官たる資格を得た後の陸軍司政官、海軍司政官、朝鮮總督府法務局に勤務する朝鮮總督府書記官若しくは朝鮮總督府事務官又は台湾總督府法務部に勤務する台湾總督府書記官若しくは台湾總督府事務官の在職の年数は、これを法務府事務官の在職の年数とみなす。

2 第三條の規定は、第一條の規定による年数の計算に、これを準用する。

第六條 裁判所法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第一号)の一部を次のように改正する。

附則第二項から第四項までを削る。

判事補の職権の特例等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書(都合により最終号の附録に掲載)

〔井伊誠一君登壇〕

○井伊誠一君 ただいま議題と相なりました判事補の職権の特例等に関する法律案について、司法委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

新憲法の施行によりまして、司法制度には画期的な改革が行われました。この重責を担うため、裁判所の機構の整備充実が必要であります。しかるに、裁判所の廳舎その他の物的設備の不十分なこととより、人員の整備充実も困難を感じております。本年三月末日現在における裁判官の欠員は三百六名に達し、特に判事の欠員は百八十二名に及んでいます。これが対策としては、裁判官の待遇を改善することと、裁判官を増員することであり、さきに裁判官の報酬等に関する法律案の成立によつて一應の解決を見たのでありますが、残る問題は、いかにして裁判官を増員し、現在の裁判官不足の悩みを早急に解決するかにあるのであります。これがため、政府原案においては二つの方策が立てられております。

第一は、判事補の活用であります。裁判所法によりまして、判事に任命されるには、裁判官、檢察官または弁護士として十年以上の経験を積まねばなりませんので、それまでは判事補または簡易裁判所判事としてのみ職務を行うだけあります。しかし、今日の状況においては、判事補のうち経験年数が五年以上になり、かつ最高裁判所が

適當と認めたる者に限り、これに判事としての職権を行わしむべきであります。

次に第二の方策は、裁判官の任命資格に関する規定の改正であります。その方法は、かつて内地、朝鮮、台灣、滿州國または蒙古等で、実質上判事と同様な法律的事務を取扱う職にあつた者についても、一定の條件のもとに在職年数をこれに算入することにし、また朝鮮、台灣及び關東州の弁護士、在職年数をも弁護士法による弁護士の在職年数とみなすことにし、これによつて、実力がありながら形式上判事（簡易裁判所判事）または判事補になり得ない者にも、それゝ資格を與えることができることになつております。以上が政府原案の要旨であります。

本案は、六月五日付託せられ、委員会において審議の結果、原案は今日の状況においてはやむを得ざるものと認めたのであります。ただ第二條の任命資格者のうちに、特許局関係者にして判事の実力ある者等を加える必要を認めたのであります。この点が各党共同修正案として提出せられました。本委員会は、六月三十日、この各党共同修正案を可決し、その他の部分については政府原案の通り可決いたしました。結局本法案は、全会一致で修正議決された次第であります。

右、御報告申し上げます。（拍手）
○議長（松岡駒吉君） 採決いたします。

す。本委員長の報告は修正でありま

○議長（松岡駒吉君） 御異議なしと認

運輸省官制の一部を改正する法律案（内閣提出）

造幣局官制の一部を改正する法律案（内閣提出）

○笹口晃君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、内閣提出、運輸省官制の一部を改正する法律案、造幣局官制の一部を改正する法律案の両案を一括議題となし、委員長長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（松岡駒吉君） 笹口君の動議に御異議ありませんか。

○議長（松岡駒吉君） 御異議なしと認

運輸省官制の一部を改正する法律案、造幣局官制の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。決算委員長松原一彦君。

運輸省官制の一部を改正する法律案

案

運輸省官制の一部を改正する法律案（昭和十八年勅令第八百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「工作局」の下に「國營自動車局」を加える。

第四條第二号の次に左の一号を加える。

二ノ二 國有鐵道ニ關聯スル國營自動車及其ノ附帶事業ニ關スル事項

第六條第一号中「國有鐵道」の下に「及國營自動車」を加え、同條第二号を削り、第三号を第二号とする。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

運輸省官制の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

造幣局官制の一部を改正する法律案

造幣局官制の一部を改正する法律案

造幣局官制（明治四十四年勅令第四十号）の一部を次のように改正する。

第一條中「及諸礦物ノ試験」を「諸礦物ノ試験及貴金屬ノ配給」に改める。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

造幣局官制の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

○松原一彦君登壇

○松原一彦君 運輸省官制の一部を改正する法律案は、現在陸運監理局の所管たる國營自動車関係の事務を鐵道總局に移管せんとするものでありまして、從來地方においては、國有鐵道の經營と國營自動車の經營はいずれも鐵道局が所掌していましたが、本省においては、自動車関係の事務は一括して陸運監理局で所掌しているものであります。しかしながら、國營自動車は業務運上國有鐵道と密接な関係があり、會計面におきましても國有鐵道事業特別會計に属し、要員、資材、予算等すべて鐵道總局に負つておりますので、この際これを同一箇所集中すること

が適當とされるに至つたのであります。すなわち、從來の陸運監理局國營自動車部を鐵道總局國營自動車局となさんとするものであります。

なお、造幣局官制の一部を改正する法律案は、戦時中金地金の配給業務は日本銀行がこれを担当し、同行が金資金特別會計から譲り受けた金地金は、慣行上これを日本金屬株式会社に一括譲渡し、同会社がこれを需要者に配給してしたのであります。終戦後、同会社は閉鎖機關の指定を受け、昨年三

月末その業務を停止されるに至つたのであります。よつて、暫定的に日本銀行において需要者に直賣せしめる措置をとつて現在に至つたのであります。が、この際貴金屬の配給業務の能率的運営を行うため、造幣局にこれを担当せしめることとなさんとするものであります。

兩法案は、六月二十六日に委員会に付託となりましたが、二十九日説明を聴き、本日討論を省略して採決に入り、全会一致をもつて原案通り可決することになつたものでございます。

右、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（松岡駒吉君） 兩案を一括して採決いたします。兩案の委員長報告はいずれも可決であります。兩案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長（松岡駒吉君） 御異議なしと認

めま。よつて兩案は委員長報告の通り可決いたしました。

不當財産取引調査特別委員長の中間報告

○議長（松岡駒吉君） 不當財産取引調査特別委員長から、同委員会における調査について中間報告をいたしたいとの申出があります。この際これを許します。不當財産取引調査特別委員長武藤運十郎君。

〔武藤運十郎君登壇〕

○武藤運十郎君 六月中における不当財産取引調査特別委員会の調査審議の状況を御報告申し上げたいと存じます。

ただいま本委員会に係属中の事件は、いずれも調査途上にあり、未だ完結を見たものはありませんので、本日は、係属事件のうち比較的調査の進行しております土建業者の政治献金及び兵器処理事件について、その概要を申し述べることにいたします。

まず調査の経過であります。去る五月二十九日の第二回調査報告以後における委員会の開会は、六月一日の第二十六回より、同月二十八日の第三十九回に至る十四回でありまして、この間証人として証言を求めた者十五名、書類及び資料の提出を求めましたもの五件であります。竹中工務店、清水組その他の土建業者をめぐる政党献金問題の真相を、証人として喚問いたしました竹中藤右衛門君、竹中錬一君、清水康雄君、飯田清太君、藤田榮君、細野三千雄君、地崎宇三郎君、西尾末廣君、森戸辰男君、深井斌君、妹尾一夫君の十一名の証言と関係書類などを基礎といたしまして究明しました結果、大要次のことが明らかとなつたのであります。

まず政党献金の趣旨についてであります。昨年四月の総選挙に際し、日本建設工業会の会長竹中藤右衛門君に對して、旧自由党の村上勇君、進歩党

の逢澤寛君、社会党の藤田榮君の代理深井斌君などより、政党に対する資金援助の依頼がありました。そこで竹中藤右衛門君は、個々の土建業者が個人の政党または政治家に資金を出すことは、類もかさみ、かつ種々弊害を生じやすいと考え、政党の健全なる発達のためには、おもなる土建業者が相談の上、政党を単位として資金を援助することが適當であるとの考えのもとに、有力なる土建業者十四、五名を集め、大體三、四百万円を旧自由党、民主党及び社会党の三大政党に援助したいから應分の寄附をしてもらいたいと依頼し、その世話役として、鉄道工業株式會社事務取締役飯田清太君を依頼したのであります。飯田清太君は、竹中藤右衛門君の意を受けて、主要な土建業者竹中組、清水組、安藤組、池田組、藤田組、佐藤工業、鴻池組、熊谷組、大林組、戸田組、松村組、鹿島組、島藤組、熊方組、銭高組の十五業者より、合計三百五十万円を集め、これを旧自由党幹事長大野伴陸君には、數回にわたり百五十万円、進歩党党務部長地崎宇三郎君にも、數回にわたり百五十万円、社会党書記長西尾末廣君には、一回で五十万円を渡したのであります。

次に、前記十五名の土建業者よりの献金を受領した大野伴陸、地崎宇三郎、西尾末廣三君の、これが措置について申し上げます。大野伴陸君は、旧

自由党の幹事長としてこれを受領し、党の會計に納入した上、はなはだ遅れではおりますが、政令第三百二十八号による届出をいたしております。地崎宇三郎君は、進歩党の党務部長としてこれを受領したのでありますが、右百五十万円のほか、自己の金と、一、二の友人より借入れた金二百万円との合計三百五十万円を、進歩党及び進歩党が解消して民主党が結成された後においては民主党の常關費用並びに選挙費用に提供したのであります。しかし同氏は、このうち百万円だけを党會計に納入したこととし、政令第三百二十八号による届出をいたしておるのであります。西尾末廣君は、金五十万円を受取つたのは、同君の言を借りれば、党書記長たる西尾個人であつて、党でもなければ、純然たる個人でもないのでの主観において、それを党のために使用したと主張し、従つて、正式に党會計には納入せず、政令第三百二十八号による届出もいたしておりません。

地崎宇三郎君が党のために支出した三百五十万円の使途については、政治資金の紀明上非常に重要なことでありますので、本委員会は、今後においてさらにこれを紀明いたす考えであります。西尾末廣君が支出した五十万円の明細は、同君の証言に従えば、次の通りであります。すなわち、当時社会党政務調査会長森戸辰男氏に十万円を

渡し、残余の四十万円は河合義一、佐成篤三郎、山本幸一、近藤謙、大川修三、松澤準人、水野實郎、山本富嘉、佐伯健、光吉悦心、本藤恒吾、米田富の十二君に各五千円、徳永正報、熊本虎藏、原虎一、赤松常子、三木治朗、佐竹晴記、永江一夫、細野三千男、正木清、米山久子、松本淳造、加藤謙造、松永義雄、井堀繁雄、門司亮、土井直作、和田操、井家上専、山名義鶴、叶凸、大矢省三の二十一君に各一万円、藤田明、渡邊平之助、松谷天光光の三君に各二万円を、いずれもいわゆる陣中見舞として贈與しておるのであります。残余七万円の使途明細は、西尾末廣君の選挙費用として一、二万円を支出したほかは、同君の記憶に判然とし

ない由であります。森戸辰男君が西尾君より受領した十万円の支出を、森戸君の証言に基いて申し上げますと、政治、経済、社会情勢に関する情報資料の提供者たる清水慎三、廣瀬健一の両君に各八千円、丸岡治君に五千円、計二万一千円を贈與し、取調員の野田福雄、西本喬、森本憲夫、柴貫の四君その他の者の移轉、疾病、結婚、生活援助並びに慰勞会費等に二万七千円、出版関係費用二万円、計六万八千円で、現金三万二千元は、政務調査会長鈴木茂三郎氏の言に従つて、政調会の西村榮一氏に手渡したと証言しております。

太君より受領した金五十万円は、西尾君がみずからの主観に基き、党書記長としての西尾個人として受領し、その趣旨においてこれを支出したと証言しておりますが、しかし献金者側の竹中藤右衛門、同錬一、清水康雄、飯田清太の諸君の証言に徴すれば、社会党に献金する趣旨を明確にしておるのであります。この点、献金者側と、これを受取つた西尾君との証言は、一致いたしております。

昨年総選挙に際して、日本における有力なる土建業者よりの献金は、右のごとく合計三百五十万円でありましたが、巷間、さらに多額の献金がなされたといううわさがあり、多少の疑惑がないことではないのであります。が、本委員会のなした調査の現段階におきましては、これを確認すべき資料がないのであります。

そこで、政党または政治家が、選挙に際し、土建業者から数百万円に上る献金を受けたことの可否であります。人あるいは、この場合における献金は、いわゆる淨財であつて、辻氏事件または亀井氏事件における献金のごとく、犯罪によつて得た金ではないから、それが公然と行われる限り、何ら差支えないといふこともありません。しかしながら、本件に現われる土建業者のごときは、いずれも日本における屈指の業者であつて、終戦以來、その業務の内容は、國家または公共團體よりの工事

請負がばばはばしく多いのであります。かように國家または公共團體と密接な利害關係をもつ業者から、現に政權を担当しており、または近く政權を担当すべき立場にある政党または政治家が、かくも多額の獻金を受けるがときは、かりに、それがまつたの淨財であり、その当時何ら具體的な請託がなかつたといひましたとしても、必ずや、いつかは政治腐敗の原因となるおそれが多いのでありますから、決してこれを好ましい現象と言ふことはできないのであります。先般本院を通過しました政治資金規正法が、特に明文を設けて、かかる獻金を禁止しているのは、まことに當然のことと言わなければなりません。

旧自由党に対する獻金百五十万円は、これを受領した当時の同党幹事長大野伴陸氏を通じて党に入金し、政令第三百二十八号に基づく届出がなされてはおりますが、届出の表面に現れた寄附者名は單に飯田清太となつており、この点、必ずしもこの委員会において調査の結果明らかとなつた土建業者よりの共同獻金の意味を正確に現わしているといふことはできません。民主党に対する獻金百五十万円については、内金百万円だけが、これを受領した当時の同党幹事長地崎宇三郎氏を通じて党に入金し、かつ同氏よりの寄附金として届出られておるのでありますが、金額

も寄附者も事実と合致いたしておりません。社会党になされた獻金五十万円に至つては、まつたく党に入金せられず、また届出もなされておらないのであります。

右三大政党に対する獻金の使途であります。旧自由党においては、全額党に入金しておりますので、一應ここでは問題にしないことにいたします。民主党においては、党に入金せられない金五十万円について、地崎氏は、自己の持金と、当時一、二の某友人より借受けたものと合わせて計金二百五十万円を、進歩黨解散及び民主党結成に関する機密費として約七十万円、選挙に関する機密費として約百八十万円と、それ／＼支出し、これらはいずれも正式に党の帳簿に計上し得ない性質のものにつき、こまかいことは一切忘れたと言つております。社会党においては、前述のごとく、西尾氏が党と關係なく、その一部をみずから使用し、他の大部分を、もつぱら自己の意思に基いて数十人の政治家に贈與してあるのであります。

およそ民主主義政治は、いわゆるガラス張りの政治であり、黒幕政治またはボス政治と称せられる政治方式は、断固これを排斥しなければなりません。本委員会が、先に辻嘉六氏及び亀井貫一郎氏をめぐり政治資金を糾明いたしましたのも、目的はまさにここにあつたのであります。本件土建業者

よりの政治獻金についても、われ／＼は、なかならず民主党地崎氏の場合及び社会党西尾氏の場合において、同様の悪臭を感ずるのであります。すなわち、地崎氏または西尾氏の主観のいかんにかかわらず、土建業者から受け取つた金は、正式なる届出なくして、選挙に際しこれを政界の一部に散布した事實は、政界を腐敗せしめる因をなすといふことを、本委員会は認めざるを得ないのであります。(拍手)本委員会は、衆議院が政治腐敗防止のために、さらに適當な立法を速やかに講ぜられんことを勧告してやまない次第であります。(拍手)

次にこの際、兵器處理關係の調査について一應御報告申し上げます。兵器處理に関する件につきましては、かねて兵器處理小委員会において鋭意調査を續行中でありましたが、關係資料の検討とともに、さきに明禮、野本、山中の各委員及び數名の事務局調査員を現地に派遣して、その実情調査をいたしましたのであります。現在までにおける調査の結果を總合いたしますと、第一に、連合軍より内務省へ返還を受けた數量と、兵器處理委員会が内務省より受領した數量との食い違ひでありま

員會が回收した實際の數量は、わずかに百二十八万トンに過ぎず、この差が非常に大きいので、この間隠匿藏または横流し等の不正行爲が潜在するのではないかと思われまゝ。この眞相糾明の目的で、さきに建設院から取寄せました都道府縣別の兵器引渡リスト及び兵器處理委員會の拂下數量を調査いたしました。しかるに、各資料間に計算の單位、品目を異にするだけではない、所在箇所も異動錯綜しておりまして、これらを比較検討して結果を得ることは早急には困難であり、未だ眞相を把握し得ない実情にあるのであります。なお、右兵器に関する連合軍より返還せられました正確なリストを目下追求め中であります。

第二に、兵器處理委員會が拂下げ處理する手續に關しましては、各品種ごとに、處理要綱により拂下價格、數量及び拂下先等に一定の基準が定められ、これに基いて適正なる取扱ひをしなければならぬにもかかわらず、調査によりますると、拂下價格が基準價格に比較して著しく低廉であつたり、あるいは拂下數量の点より、當然兵器處理委員會または商工省鉱山局長の承認を受けて拂下すべきものを、ことさらに數量を分割して、地方商工局長會議の承認手續によつて拂下げたり、あるいは思惑需要防止の趣旨から、實際需要者であることを確認した上で拂下すべきものであるにもかかわらず、いわゆるブ

ローカルの業者に拂下げたり、あるいはまた、もと兵器處理部關係者によつて設立せられました第二会社に不當に拂下をして、これら關係者が私利をはかつた疑ひのある事例が少くありません。本委員会は、檢察當局とも緊密な連絡をとつて、目下鋭意調査中であります。

第三に、解理上の不正についてであります。兵器の解体、撤去、運搬等の作業關係について、兵器處理部職員と請負人等が結託し、作業費支出において不正と認められるものがあり、また交際費、会議費、旅費、雜費等の支出が過大に失し、檢察當局において調査の結果起訴せられ、すでに公判に付せられた者または起訴準備中の者も少なくないのであります。本委員会におきましても、不正支出に關しては鋭意調査を進めておる次第でありまして、現在まで起訴処分を受けた者及び捜査中の者は、日鉄四十三名、日本鋼管三十四名、古河電氣八名、扶桑金屬四名、神戸製鋼四名、計九十三名の多きに上るのであります。

以上が、兵器處理に關し今までの調査によつて判明した概略であります。が、兵器處理委員會が去る二月末日をもつて解散せられ、その處理殘存物件は、鉄鋼類約五十万トン、非鉄金屬約一万四千トン、電氣轉活用品約三万五千トン、以上合計約五十五万トンで、これらはすべて産業復興公園に引繼が

れ、今後は公園の手によつて処理せられることになるのであります。しかしながら、これら残存物件の処理のためには、なお一兩年を要し、拂下処理に要する諸経費一箇月約八千七百余万円を差引きますれば、わずかに三千七百余万円の剰余を生ずるに過ぎないとの公園の見解から判断いたしました、今後かかる処理方法によるならば、かつて兵器処理委員会が多額の費用を擁して、しかも結果を得ざるを再び繰返すおそれが十分にあるのであります。従つて、この際適當な処理をなせば数億の収入を得ることは明瞭でありますので、これにつき政府及びこれが関係者の善処を切望してやまない次第であります。

なお兵器処理問題に關し、本委員会の活動に刺激せられて、檢察廳においても全国的に檢察捜査を進め、関係者の召喚及び書類の押收等をなし、目下東京地方檢察廳ほか二十四地方檢察廳において取調べ中であります。

以上、兵器処理事件に關する小委員会の経過を御説明申し上げましたが、本委員会は、右調査を基礎として、さらに昭和二十年十月当時兵器處理委員會を構成せしめた日本政府當局者及び右兵器處理委員會の設立者、兵器拂下契約当事者、拂下げに關係をした關係官廳並びに代行五社の責任者につき、その責任の所在を明らかにするつもりであります。

なお、この際特に申し上げたいことは、わが不当財産取引調査特別委員会において取上げた事件につきましては、警察及び檢察廳がすでに捜査に着手しておるものにつきましては、にわか活動を活潑化し、未だ着手してないかつたものにつきましては、急ぎ捜査に着手する等、檢察陣の健在を証明しつつあるということであります。たとへば兵器處理事件ばかり、昭和電工事件ばかり、群馬コーヒー事件ばかり、西村靖王縣知事に関する事件ばかり。本委員会は、右のごとき檢察陣のこの種事件に対する断固たる決意と勇敢なる行動とに對して讃辭を惜しまないものであります。同時に、これを本委員会の功績の一つに数えて御報告申し上げたいと存する次第でございます。(拍手)

最後に私は、本委員会において調査の結果出されました結論は、衆議院において十分にこれが尊重せられんことを希望するものであります。すなわち、申すまでもなく本委員会の委員は、衆議院の重大なる信託にこたえるために、その調査に當りましては、一切党派にかかわらず、良心に従つて行動し、あらゆる努力を傾けて慎重なる結論を出すのであります。この結論こそは、実に経済の復興と政、官、財界淨化の原動力であり、新しき道義確立の指標といわなければなりません。この結論が衆議院において遲滞なく取上げられ、実行に移されるところに、始めて本委員会設置の歴史的意義があり、民主政治への大道が開けるのであります。(拍手) この意味におきまして私は、衆議院が常に本委員会に對して激励と忠告とを惜しまないと同時に、本委員会の結論は十分にこれを尊重せられんことを切望してやまない次第でございます。(拍手)

衆議院會議第七十四号 木俣川砂防工事施行の請願外二百八十三件

第一 木俣川砂防工事施行の請願 (第六号)

第二 藤川砂防工事施行の請願 (第七号)

第三 大谷川砂防工事施行の請願 (第八号)

第四 鶴見川改修工事施行の請願 (第一三三号)

第五 福島町の災害復興助成の請願 (第二一〇号)

第六 碓氷川改修工事施行の請願 (第三八号)

第七 兩館、白尻間道路開設の請願 (第四一〇号)

第八 鈴鹿川上流改修工事施行の請願 (第四五五号)

第九 小樽市手宮貯炭場開放の請願 (第五二二号)

第一〇 大津茂川改修工事促進の請願 (第五四四号)

第一一 興除村上水道敷設工事費國庫補助の請願 (第五六号)

第一二 君ヶ野川砂防工事施行の請願 (第五七号)

第一三 青森港修築促進の請願 (第六二二号)

第一四 斜里川改修工事施行の請願 (第七二二号)

第一五 米代川下流改修工事施行の請願 (第七九号)

第一六 脇野澤修築の請願 (第八〇号)

第一七 五島を國立公園に指定の請願 (第八一〇号)

第一八 多田野村字休石より三森峠を経て中野村に至る間の道路開設の請願 (第八三三号)

第一九 茨城縣の災害復旧費國庫補助の請願 (第八九号)

第二〇 馬淵川改修工事施行の請願 (第九二二号)

第二一 唐津港修築促進の請願 (第九三三号)

第二二 淺川港修築の請願 (第一〇三三号)

第二三 利根、渡良瀬、思川三河川の改修工事施行の請願 (第一〇四四号)

第二四 綾川下流改修工事促進の請願 (第一〇五五号)

第二五 三田尻港修築促進の請願 (第一〇七号)

第二六 島田川上流改修工事施行の請願 (第一一二号)

第二七 光市室積港を中心とする西部瀬戸内海を國立公園に指定の請願 (第一一三三号)

第二八 天神川改修工事促進の請願 (第一一五五号)

第二九 佐波川改修工事促進の請願 (第一二四四号)

第三〇 森、大居間道路改修の請願 (第一二七号)

第三一 四日市港に重油等液体燃料輸入基地設定に關する請願 (第一三〇号)

第三二 岩崎川砂防工事施行の請願 (第一三二二号)

第三三 大里郡東部の利根川堤防補強工事施行その他に關する請願 (第一三三三号)

第三四 奥尻、湯濱間道路開設の請願 (第一四三三号)

第三五 伊萬里灣に石炭積込施設建設の請願 (第一五八号)

第三六 呼子港修築の請願 (第一五九号)

第三七 厚真川改修工事繼續施行の請願 (第一七一〇号)

第三八 入鹿別川河口切替工事施行の請願 (第一七二二号)

第三九 厚真川上流にダム建設の請願 (第一七三三号)

第四〇 濱厚真、總別間道路改修の請願 (第一七四四号)

第四一 膽振支廳東部地区内七道路の開設又は改修の請願 (第一七八号)

八八三

第四二 戸次、坂ノ市間道路改修の請願(第一八〇号)

第四三 尾田川改修工事継続の請願(第一八一号)

第四四 津久見港を開港場に指定の請願(第一八四号)

第四五 二股川改修工事施行の請願(第一九二号)

第四六 九亀市附近國道改修工事促進の請願(第一九五号)

第四七 三國國道改修工事促進の請願(第一九八号)

第四八 川口川砂防工事施行の請願(第二〇〇号)

第四九 谷地川砂防工事施行の請願(第二〇三号)

第五〇 大栗川砂防工事施行の請願(第二〇四号)

第五一 大竹、濱田港間道路改修促進の請願(第二〇七号)

第五二 五家莊産業道路開闢の請願(第二一〇号)

第五三 四日市、關間道路改修の請願(第二一六号)

第五四 利根川治水工事施行の請願(第二二五号)

第五五 三浦半島一帯を國立公園に指定の請願(第二二七号)

第五六 飛騨川上流砂防工事施行の請願(第二四五号)

第五七 大川町地先の筑後川に橋梁架設の請願(第二五二号)

第五八 下堅田、米水津間の道路を

縣道に編入の請願(第二五三号)

第五九 會津川及び芳養川砂防工事施行の請願(第二五五号)

第六〇 里川砂防工事施行の請願(第二六〇号)

第六一 石谷川砂防工事施行の請願(第二六四号)

第六二 錦織村地先の北上川に橋梁架設促進の請願(第二六六号)

第六三 奥山川砂防工事促進の請願(第二六七号)

第六四 西川砂防工事促進の請願(第二六八号)

第六五 岡山縣における地方産業開闢道路改修費國庫補助の請願(第二七二号)

第六六 岡山縣における災害防除施設費並びに中小河川改修費國庫補助の請願(第二七三号)

第六七 岡山縣の災害復旧費國庫補助増額の請願(第二七四号)

第六八 岡山縣の昭和二十三年度地方港湾修築費國庫補助の請願(第二七五号)

第六九 岡山縣の昭和二十三年度砂防工事費國庫補助増額の請願(第二七六号)

第七〇 岡山縣下の三國道改修の請願(第二七七号)

第七一 砂川及び血吸川砂防工事施行の請願(第二七八号)

第七二 田羽根川砂防工事施行の請願(第二七九号)

第七三 長屋川砂防工事施行の請願(第二八一号)

第七四 黒谷川砂防工事施行の請願(第二八四号)

第七五 西河内川砂防工事施行の請願(第二八五号)

第七六 小松谷川改修工事施行の請願(第二八六号)

第七七 高尾川砂防工事施行の請願(第二八七号)

第七八 岡山縣特殊地域開闢調査費國庫補助の請願(第二八八号)

第七九 古井川及び旭川改修工事促進の請願(第二八九号)

第八〇 井原川砂防工事施行の請願(第二九二号)

第八一 塩谷川砂防工事施行の請願(第二九三号)

第八二 瀬戸内海國立公園施設整備に關する請願(第二九四号)

第八三 岡山市の震災復興に關する請願(第二九五号)

第八四 西山川砂防工事施行の請願(第二九六号)

第八五 地藏谷川砂防工事施行の請願(第二九七号)

第八六 奥山川砂防工事施行の請願(第二九八号)

第八七 粟井川砂防工事施行の請願(第三〇一号)

第八八 粟谷川砂防工事施行の請願(第三〇三号)

第八九 黒谷川砂防工事施行の請願(第三〇四号)

第九〇 高尾川砂防工事施行の請願(第三〇五号)

第九一 津黒川砂防工事施行の請願(第三〇六号)

第九二 羽部川砂防工事施行の請願(第三〇七号)

第九三 鉄山川砂防工事施行の請願(第三〇八号)

第九四 玉野市砂防工事施行の請願(第三〇九号)

第九五 杉谷川砂防工事施行の請願(第三一〇号)

第九六 塩之内川砂防工事施行の請願(第三一一号)

第九七 大渡川砂防工事施行の請願(第三一二号)

第九八 田地子川砂防工事施行の請願(第三一三号)

第九九 佐伏川砂防工事施行の請願(第三一四号)

第一〇〇 本地山川及び碓谷川砂防工事施行の請願(第三一五号)

第一〇一 道々川砂防工事施行の請願(第三一六号)

第一〇二 刈谷田川改修工事施行の請願(第三一八号)

第一〇三 谷口橋改築の請願(第三二一号)

第一〇四 寒河江川上流に貯水池築設の請願(第三二三号)

第一〇五 寒河江川治水工事施行の請願(第三二四号)

第一〇六 湯里川砂防工事施行の請願(第三二六号)

第一〇七 欽復旧事業に國庫補助の請願(第三二七号)

第一〇八 縣道岐阜富山線を國道に編入の請願(第三二八号)

第一〇九 安平川外四河川改修工事施行の請願(第三三一号)

第一一〇 廣島縣の災害復旧土木費國庫補助金繰上交付並びに高率補助の請願(第三三二号)

第一一一 萩市上水道拡張工事費國庫補助の請願(第三三三号)

第一一二 渡良瀬川砂防工事施行の請願(第三三六号)

第一一三 吾妻村地先の渡良瀬川改修工事施行の請願(第三三九号)

第一一四 天龍川改修工事促進の請願(第三四〇号)

第一一五 伯太川砂防工事施行の請願(第三四四号)

第一一六 益田川砂防工事施行の請願(第三四五号)

第一一七 飯梨川砂防工事施行の請願(第三四六号)

第一一八 早水川砂防工事施行の請願(第三四七号)

第一一九 彼杵、諫早間道路改修の請願(第三五〇号)

第一二〇 宮田川砂防工事施行に關する請願外四件(第三六七号)

第一二一 靜岡縣の砂防工事費國庫補助増額の請願(第三六九号)

- 第二二二 静岡縣の災害復旧事業
費國庫補助促進の請願(第三七〇号)
- 第二二三 静岡縣内産業道路改修の請願(第三七一号)
- 第二二四 由比町及び吉原町地内道路改修の請願(第三七二号)
- 第二二五 清水港を第一種重要港に指定の請願(第三七三号)
- 第二二六 狩野川改修工事促進の請願(第三七四号)
- 第二二七 甲浦港修築の請願(第三七五号)
- 第二二八 駿橋川砂防工事施行の請願(第三八二号)
- 第二二九 宇奈月温泉地帯を中部山岳國立公園に追加指定並びにその施設整備費國庫補助の請願(第三八三号)
- 第二三〇 十勝川治水工事促進の請願(第三八四号)
- 第二三一 サロベツ川の切替工事施行に関する請願(第三九一号)
- 第二三二 秋山川治水工事施行の請願(第三九八号)
- 第二三三 加治木町外五箇町村地域における海岸堤防復旧工事施行の請願(第四〇三号)
- 第二三四 奈半利町に港灣築設の請願(第四〇七号)
- 第二三五 佐川町、越知町間トンネル開設の請願(第四〇九号)
- 第二三六 長者村の砂防工事施行の請願(第四一〇号)
- 第二三七 身馴川及び天神川治水工事施行の請願(第四一二号)
- 第二三八 別東川、平畑川及び入野川砂防工事施行の請願(第四一四号)
- 第二三九 関門國道トンネル建設工事促進の請願(第四二三号)
- 第二四〇 室戸港修築の請願(第四二五号)
- 第二四一 坂根川砂防工事施行の請願(第四二七号)
- 第二四二 宇島港修築の請願(第四二九号)
- 第二四三 有珠登山道路開設の請願(第四三二号)
- 第二四四 下關港に港灣施設整備促進の請願(第四四六号)
- 第二四五 鮎喰川の治水工事施行の請願(第四四七号)
- 第二四六 滑川町地先の利根川に橋梁架設の請願(第四五二号)
- 第二四七 片岸川砂防工事施行の請願(第四六〇号)
- 第二四八 天塩港修築の請願(第四六一号)
- 第二四九 揖保川改修工事施行の請願(第四七〇号)
- 第二五〇 船坂川砂防工事施行の請願(第四七三号)
- 第二五一 新井、川奈間海岸道路改修の請願(第四八七号)
- 第二五二 大淀川改修工事費増額の請願(第四九四号)
- 第二五三 吉野川筋美流の砂防工事費國庫補助増額の請願(第五〇三号)
- 第二五四 石動、羽咋間道路改修の請願(第五〇八号)
- 第二五五 砂川町、新十津川村間の石狩川に橋梁架設の請願(第五二二号)
- 第二五六 仙台市復興計画原案実施促進の請願(第五三四号)
- 第二五七 飯田村地先の太田川に橋梁架設の請願(第五三五号)
- 第二五八 上田、小諸間道路改修の請願(第五三八号)
- 第二五九 誕生川改修工事施行の請願(第五四五号)
- 第二六〇 長岡市の区画整理事業國庫補助の請願(第五五一号)
- 第二六一 那賀川改修工事施行の請願(第五五三号)
- 第二六二 有珠登山道路開設の請願(第五五七号)
- 第二六三 二万橋架換え並びに二万村地内道路改修の請願(第五六〇号)
- 第二六四 瀬戸内海國立公園施設事業実施促進の請願(第五六四号)
- 第二六五 利根川改修工事施行の請願(第五七五号)
- 第二六六 渡良瀬川治水工事施行の請願(第五七九号)
- 第二六七 大里、輕井澤間道路改修の請願(第五八〇号)
- 第二六八 酒田港修築の請願(第五八四号)
- 第二六九 象頭山を國立公園に指定の請願(第五九〇号)
- 第二七〇 白山を國立公園に指定の請願(第六〇七号)
- 第二七一 脇神港修築の請願(第六一七号)
- 第二七二 佐治川改修工事施行の請願(第六二二号)
- 第二七三 岩村田、下仁田間道路改修の請願(第六二三号)
- 第二七四 脇神港修築の請願(第六二四号)
- 第二七五 北上川治水工事促進の請願(第六二七号)
- 第二七六 岩手縣の砂防工事施行の請願(第六三一号)
- 第二七七 水無川砂防工事施行の請願(第六四〇号)
- 第二七八 荒澤堰堤築設の請願(第六四三号)
- 第二七九 亀井田村大字駒籠、海谷間道路改修工事國庫補助の請願(第六五九号)
- 第二八〇 琵琶湖を國立公園に指定の請願(第六六一号)
- 第二八一 松丸町地蔵峠トンネル開設の請願(第六六二号)
- 第二八二 遊佐町、一の瀬間道路築設の請願(第六六三号)
- 第二八三 観音寺町の水害防止工事費並びに地盤沈下対策費國庫補助の請願(第六六六号)
- 第二八四 高瀬川砂防工事施行の請願(第六七一号)
- 第二八五 梓川砂防工事施行の請願(第六七二号)
- 第二八六 古町川等の砂防工事施行の請願(第六七三号)
- 第二八七 八木港修築促進の請願(第六七八号)
- 第二八八 静岡市外三市の被災復興事業費國庫補助増額の請願(第六八二号)
- 第二八九 富古港修築の請願(第六八八号)
- 第二九〇 宇津川川砂防工事費國庫補助の請願(第六九二号)
- 第二九一 山田川砂防工事費國庫補助の請願(第六九三号)
- 第二九二 和久原川上流各河川砂防工事施行の請願(第六九四号)
- 第二九三 長田川及び細谷川砂防工事施行の請願(第六九五号)
- 第二九四 天神川及び上作木川砂防工事施行の請願(第六九六号)
- 第二九五 川尻町周辺の各河川砂防工事施行の請願(第六九七号)
- 第二九六 鳥取縣の砂防工事費國庫補助増額の請願外三件(第七〇五号)
- 第二九七 福島、郡城間道路改修並びに都城、都井岬間観光路線指定の請願(第七〇七号)
- 第二九八 足尾、粕尾間道路改修の請願(第七〇八号)

- 第一九九 廣島縣の治山治水事業
助成の請願(第七〇九号)
- 第二〇〇 十二湖を國立公園に指定の請願(第七一〇号)
- 第二〇一 廣島縣下各河川の砂防工事施行の請願(第七一一号)
- 第二〇二 大里、輕井澤間道路改修の請願(第七一二号)
- 第二〇三 天龍川流域の砂防工事施行の請願(第七一三号)
- 第二〇四 米代川改修工事施行の請願(第七一四号)
- 第二〇五 利根川治水工事施行の請願(第七一五号)
- 第二〇六 入野川改修工事施行の請願(第七一六号)
- 第二〇七 忠海港修築の請願(第七一七号)
- 第二〇八 御手洗港修築の請願(第七一八号)
- 第二〇九 和歌山縣地盤隆起及び沈下復旧費國庫補助の請願(第七一九号)
- 第二一〇 西淀川地区内堤防災害復旧工事施行の請願(第七二〇号)
- 第二一一 大都市道路緊急整備費國庫補助の請願(第七二一号)
- 第二一二 岩木川改修工事施行の請願(第七二二号)
- 第二一三 乱川及び押切川治水砂防工事施行の請願(第七二三号)
- 第二一四 綾日川砂防工事施行の請願(第七二四号)
- 第二一五 鹿沼町の戦災復興區画整理事業費國庫補助増額の請願(第七二五号)
- 第二一六 田川改修工事施行の請願(第七二六号)
- 第二一七 親善寺、原間道路改修工事費國庫補助増額の請願(第七二七号)
- 第二一八 六方川改修工事施行の請願(第七二八号)
- 第二一九 三原、吳間海岸道路改修の請願(第七二九号)
- 第二二〇 吳市砂防工事施行の請願(第七三〇号)
- 第二二一 吳市の復興土地地区画整理事業費國庫補助の請願(第七三一〇号)
- 第二二二 東磐井郡の災害復旧工事助成の請願(第七三一〇号)
- 第二二三 松山温泉道路復旧の請願(第七三一〇号)
- 第二二四 大船渡港修築の請願(第七三一〇号)
- 第二二五 雲仙國立公園指定区域擴張並びに島原半島を一周する縣道を國道に編入の請願(第七三一〇号)
- 第二二六 高瀬川改修工事施行の請願(第七三一〇号)
- 第二二七 地藏院川改修工事施行の請願(第七三一〇号)
- 第二二八 布留川砂防工事施行の請願(第七三一〇号)
- 第二二九 棕梨川改修の請願(第七三一〇号)
- 八四〇号)
- 第二三〇 山國川改修工事施行の請願(第八四六号)
- 第二三一 茨城縣下利根川治水改良工事施行の請願(第八四七号)
- 第二三二 尾札部村字木直、槻法華村間道路開設の請願(第八四八号)
- 第二三三 戦災都市復興事業費國庫補助増額の請願(第八五二号)
- 第二三四 櫻島、開聞一帯を國立公園に指定の請願(第八五二号)
- 第二三五 北海道の災害復旧費國庫補助の請願(第八五二号)
- 第二三六 三間川改修工事施行の請願(第八五二号)
- 第二三七 小貝川上流及び五行川改修工事促進の請願(第八五七号)
- 第二三八 三原、吳間海岸道路改修の請願(第九〇九号)
- 第二三九 吳市の復興土地地区画整理事業費國庫補助の請願(第九一〇号)
- 第二四〇 吳市砂防工事施行の請願(第九一一号)
- 第二四一 金澤、江島間道路を縣道に編入の請願(第九一三号)
- 第二四二 上柏、市坂間道路改修工事促進の請願(第九一八号)
- 第二四三 相模郡内における木津川改修工事促進の請願(第九一九号)
- 第二四四 田川改修工事施行の請願(第九二七号)
- 第二四五 新井、川奈間道路改修の請願(第九三六号)
- 第二四六 大雪山國立公園施設促進に関する請願(第九三七号)
- 第二四七 日田市及び日田郡内の景勝地も阿蘇國立公園地域に編入の請願(第九四〇号)
- 第二四八 定山溪、登別、支笏湖、洞爺湖、羊蹄山一帯を國立公園に指定の請願(第九四一号)
- 第二四九 大分縣下各河川の砂防工事施行の請願(第九五一号)
- 第二五〇 小貝川上流改修工事繼續施行の請願(第九五九号)
- 第二五一 新條津村地内の石狩川に橋梁架設の請願(第九七一号)
- 第二五二 和歌山縣の地盤隆起及び沈下復旧費國庫補助の請願(第九七二号)
- 第二五三 島根縣下の各河川砂防工事費國庫補助の請願(第九七三三三)
- 第二五四 愛知縣下の各河川砂防工事施行の請願(第九七四号)
- 第二五五 吐合、尾八重間道路改修の請願(第九九四号)
- 第二五六 下松港修築の請願(第九九五号)
- 第二五七 山口縣東部の災害復旧土木費國庫補助増額の請願(第九九六号)
- 第二五八 米代川治水工事費國庫補助増額の請願(第一〇一八号)
- 第二五九 開拓道路井川線完成促進の請願(第一〇二六号)
- 第二六〇 四國地方道路改良整備事業促進の請願(第一〇五〇号)
- 第二六一 仁淀川改修工事促進の請願(第一〇五三三三)
- 第二六二 篠山川改修工事施行の請願(第一〇五五五五)
- 第二六三 天川改修工事施行の請願(第一〇五六六六)
- 第二六四 石狩川河口改修工事促進の請願(第一〇六〇六〇)
- 第二六五 石狩中央原野開闢に関する請願(第一〇六一一)
- 第二六六 那珂川改修工事促進の請願(第一〇六二二)
- 第二六七 吉岡、鹽釜間縣道改修の請願(第一〇七三三三)
- 第二六八 塩竈港修築の請願(第一〇八〇八〇)
- 第二六九 幕別町地先の十勝川に橋梁架設の請願(第一〇九六六六)
- 第二七〇 大森、沼前間道路開設の請願(第一一〇三三三)
- 第二七一 最上川の災害復旧工事促進の請願外三件(第一一〇八八八)
- 第二七二 津久見港を開港場に指定の請願外一件(第一一一五五五)
- 第二七三 雄川堤防修築工事施行の請願(第一一一九九九)
- 第二七四 志布志港、志布志駅間道路改修費國庫補助の請願(第一一二〇〇〇)
- 第二七五 当別川、東土場間道路開設の請願(第一一二五五五)

第二七六 國道二號線改修促進の請願(第一一五四号)

第二七七 大江、富津間道路開設の請願(第一一八六号)

第二七八 河山村合の本地先に橋梁架設の請願(第一一八七号)

第二七九 利根川外五河川の治水工事施行の請願(第一二二一号)

第二八〇 入間川水系各河川の改修工事促進の請願(第一二二二号)

第二八一 渡良瀬川改修工事促進の請願(第一二二三号)

第二八二 太田川及び原野谷川護岸工事施行の請願(第一二二九号)

第二八三 石狩川に橋梁架設の請願(第一二三四号)

第二八四 霞野、大谷地線の村道改修費國庫補助の請願(第一四四五号)

〇議長(松岡駒吉君) 請願日程第一ないし第二百八十四は同一の委員会に付託された請願でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。國土計画委員長中島茂喜君。

請願(日程第一ないし第二百八十四)に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔中島茂喜君登壇〕

〇中島茂喜君 ただいま上程に相なりました請願二百八十四件につきまし

て、國土計画委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

〔発言する者多し〕

〇議長(松岡駒吉君) 靜肅に願います。

〇中島茂喜君(続) 本委員会は、去る五月二十二日、請願審査のため特に請願小委員会を設置し、五月二十八日第一回請願小委員会の審査を開始以來、紹介議員の説明、政府委員の答弁等質疑應答を重ねまして、六月二十五日まで十三回の会議を開きました。

小委員会において審議済みと相なりました請願の総数は二百八十四件で、その内訳は、河川関係のもの百五十三件、道路関係のもの六十七件、港灣関係のもの三十一件、國立公園関係のもの十七件、その他のもの十六件と相なっております。

第一の河川関係の請願につきまして、その趣旨を要約いたしますと、ほとんどすべては、現下日本の河川が戦争中の改修工事の見送り、山林の過伐、濫伐等により荒廢しておまして、一たび出水ともないますれば……

〔発言する者多し〕

〇議長(松岡駒吉君) 靜肅に願います。

〇中島茂喜君(続) 水源地帯の崩壊、堤防の決壊等により、一朝にして耕地の流失、人畜の死傷等は必至の情勢にありますから、これが対策といたしまして、可及的速やかに災害復旧工事、砂防工事、あるいはまた河川の根本的

改修計画の樹立等を要望いたすものであります。中には血書、血判をもつてしたためたものもあつたのであります。

第二の道路関係の請願につきましては、これを要約いたしますと、これは全国的に荒廢に任されておる國道、縣道等につき、これが改修、新設等全國的道路組織の整備をはかり、重要物資の大量輸送を確保いたしまして……

〔発言する者多し〕

〇議長(松岡駒吉君) 靜肅に願います。

〇中島茂喜君(続) もつて國家經濟の發展を促進されたいという要望であります。

第三の港灣関係の請願につきまして、その趣旨を要約いたしますと、國際貿易發展の將來性に鑑み、灣内の浚渫及び拡張、補強並びに修繕等港灣設備の整備等を速やかに施工せられたいという要望であります。

第四の國立公園関係の請願につきまして、その趣旨を要約いたしますと、わが國は全地域が一つの公園のごとく、國際觀光地としては、その雄大なものの一つとして、つとに知られていゝという意味におきまして、当局においても、戦前から觀光事業に相当力が注がれてまいりましたが、今後はさらに一層外客の誘致、國民保健の維持等の観点からして國立公園の指定を希望するものであります。またそのい

ずれもが道路、ホテルその他の觀光施設の完備を講ぜられたいという点を併せて強調してあります。

その他國土の開闢、上下水道並びに戰災諸都市の復興等に対する重要な促進策についての要望等もあります。

以上が、小委員会において審査いたしました経過でございます。去る六月二十五日に、小委員会において全会一致をもつて、右二百八十四件は本委員会において議院の會議に付するを要するものとして採択すべく、なお採択の上はこれを内閣に送付すべきものと決し、引續いて同日本委員会において、全会一致をもつて小委員長報告の通り決した次第であります。

以上、簡単に御報告を申し上げます。(拍手)

〇議長(松岡駒吉君) 請願日程第一ないし第二百八十四の各請願は委員長報告の通り採択するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

〇議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて各請願は委員長報告の通り採択するに決しました。

第二八五 郡山郵便局舎用地及び建物買収の請願(第八二五号)

第二八六 尼崎市北部地区の電話復旧促進に関する請願(第一〇二二号)

第二八七 木屋平村字下地に無集配郵便局設置の請願(第一六〇八二四号)

第二八八 久慈郵便局昇格並びに同局舎新築の請願(第一一八八号)

第二八九 特定無集配郵便局の電信事務存続の請願(第一一八九号)

第二九〇 鳥取郵便局電話交換方式改善の請願(第三二〇号)

第二九一 栃木郵便局舎建設並びに電話交換方式改善の請願(第二二六号)

第二九二 大野、輕米間電信電話開設の請願(第二四二二号)

第二九三 若柳村愛宕原に郵便局設置の請願(第二四四号)

第二九四 福岡市の電話復旧促進に関する請願(第二六五号)

第二九五 江上村に特定郵便局設置の請願(第三一七号)

第二九六 高川郵便局の電信事務存続の請願(第四六四号)

第二九七 柳津、只見間電話開設の請願(第五〇七号)

第二九八 佐伯郵便局舎建設並びに電話交換方式改善の請願(第五四三号)

第二九九 南和氣村に郵便局設置の請願(第六一三三号)

第三〇〇 大井和郵便局に集配事務開始の請願(第七一九号)

第三〇一 伊東郵便局の電話交換方式改善並びに電話交換局新設の請願(第七八三三号)

第三〇二 佐伯郵便局舎新築並びにその電話方式改善の請願(第八二四号)

官報号外 昭和二十三年七月一日 衆議院會議録第七十四号 郡山郵便局舎用地及び建物買収の請願外百四十一件

八八七

- 第三八七 簡易生命保険法並びに郵便年金法に関する請願外二件
(第一五九四号)
- 第三八八 簡易生命保険法並びに郵便年金法に関する請願(第一六〇一号)
- 第三八九 同(第一六〇二号)
- 第三九〇 簡易生命保険法並びに郵便年金法に関する請願外四件
(第一六〇三号)
- 第三九一 簡易生命保険法並びに郵便年金法に関する請願外五件
(第一六〇四号)
- 第三九二 簡易生命保険法並びに郵便年金法に関する請願(第一六一八号)
- 第三九三 同(第一六二二号)
- 第三九四 同(第一六二二号)
- 第三九五 同(第一六二三号)
- 第三九六 簡易生命保険法並びに郵便年金法に関する請願外一件
(第一六二四号)
- 第三九七 同(第一六二五号)
- 第三九八 同(第一六二六号)
- 第三九九 簡易生命保険法並びに郵便年金法に関する請願(第一六二七号)
- 第四〇〇 同(第一六二八号)
- 第四〇一 同(第一六二九号)
- 第四〇二 同(第一六三〇号)
- 第四〇三 同(第一六三一号)
- 第四〇四 同(第一六三二号)
- 第四〇五 同(第一六三三号)
- 第四〇六 同(第一六三四号)
- 第四〇七 同(第一六八二二号)
- 第四〇八 同(第一六八三三号)
- 第四〇九 山形郵便局に自動式電話機設置促進の請願(第一六八五号)
- 第四一〇 簡易生命保険法並びに郵便年金法に関する請願外一件
(第一六九一号)
- 第四一一 簡易生命保険法並びに郵便年金法に関する請願外二件
(第一六九九号)
- 第四一二 簡易生命保険法並びに郵便年金法に関する請願(第一七〇二号)
- 第四一三 同(第一七〇三三三)
- 第四一四 同(第一七〇四四)
- 第四一五 簡易生命保険法並びに郵便年金法に関する請願外一件
(第一七〇五五)
- 第四一六 簡易生命保険法並びに郵便年金法に関する請願(第一七〇七号)
- 第四一七 同(第一七〇八八)

- 第四一八 同(第一七〇九号)
- 第四一九 簡易生命保険法並びに郵便年金法に関する請願外一件
(第一七二〇号)
- 第四二〇 簡易生命保険法並びに郵便年金法に関する請願外十件
(第一七一九号)
- 第四二一 簡易生命保険法並びに郵便年金法に関する請願(第一七五三三)
- 第四二二 同(第一七五八八)
- 第四二三 同(第一七五九号)
- 第四二四 簡易生命保険法並びに郵便年金法に関する請願外一件
(第一七六〇号)
- 第四二五 同(第一七六一号)
- 第四二六 簡易生命保険法並びに郵便年金法に関する請願外三件
(第一七六二二)
- 議長(松岡駒吉君) 請願日程第二百八十五ないし第四百二十六は同一の委員会に付託された請願でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。通信委員長土井直作君。
- 請願(日程第二百八十五ないし第四百二六)に関する報告書
- 〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔土井直作君登壇〕

○土井直作君 ただいま一括上程になりました、通信委員会に付託の請願の委員会における審査の結果並びに結果を、簡単に御報告申し上げます。

通信委員会が付託を受けた請願は、全部で百七十四件に達しましたが、そのうち一件は取下げを許可いたし、爾余の百七十三件につきまして、請願の趣旨、目的、実現の可能性等にわたり、政府側の意見をも参酌して慎重検討を加えた結果、ただいま上程の請願百四十二件は、いずれもその趣旨を適切妥當なるものと認めまして、これを議院の会議に付して採択し、かつ採択の上は内閣に送付すべきものと議決いたしましたのであります。なお、その他の請願のうち八件は議院の会議に付するを要せざるものと議決し、残余のものは審査を延期いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松岡駒吉君) 請願日程二百八十五ないし第四百二十六の各請願は委員長報告の通り採択するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。

- めま。よつて右請願は委員長報告の通り採択するに決しました。
- 美川漁港修築の請願(第一五号)
- 江差漁港修築並びに拡張工事施行の請願(第一七号)
- 熊石村に船入潤染設並びに拡張の請願(第一八号)
- 田老港に船溜築設の請願(第二五号)
- 香深港築設の請願(第三一号)
- 氷見漁港浚渫に関する請願(第三九号)
- 川南村通山濱に漁港築設の請願(第五〇号)
- 風ヶ関漁港修築の請願(第五一号)
- 青森漁港修築促進の請願(第六一号)
- 知床半島に漁港築設の請願(第七四号)
- 奥尻村稲穂に船溜築設の請願(第一三六号)
- 熊石村関内に船溜築設の請願(第一三八号)
- 熊石村相沼泊川に船入潤染設の請願(第一三九号)
- 釣懸船入潤拡張工事施行の請願(第一四一号)
- 奥尻村神威脇に船入潤染設の請願(第一四二号)
- 小島村茂草に船入潤染設の請願(第一四七号)

上ノ國村に船入潤染設の請願(第一四九号)
江良船入潤染張工事施行の請願(第一五〇号)
伊萬里漁港修築の請願(第一五七号)
太櫓村に船入潤染設の請願(第一六八号)
苦小牧漁港修築の請願(第一七六号)
伏古別、勇拂及び鶴川に船入潤染設の請願(第一七七号)
男女群島開港の請願(第一九九号)
尻岸内村大潤に漁港築設並びに山脊泊船入潤染張の請願(第二〇二号)
鹿部漁港修築の請願(第二〇八号)
西田村常神に船溜染設の請願(第二〇九号)
宿田曾漁港修築の請願(第二六一号)
大原漁港修築の請願(第三二〇号)
焼尻村に漁港築設の請願(第三五一号)
東静内船入潤染設の請願(第三六一号)
三石船入潤染張工事施行並びに鳶舞に船入潤染設の請願(第三六二号)
眞鍋島村に漁港築設の請願(第四〇〇号)
焼尻村に漁港築設の請願(第四〇五号)
河野港を漁港に修築の請願(第

四〇八号)
内海村家串に漁港築設の請願(第四四一号)
貝取潤村に船入潤染設の請願(第四四四号)
菅戸漁港修築の請願(第四八〇号)
三津漁港修築の請願(第四八一号)
沖浦漁港修築の請願(第四八二号)
安浦漁港修築の請願(第四八三号)
田島漁港修築の請願(第四八四号)
伊達町に漁港築設の請願(第五五八号)
柏漁港修築の請願(第六〇九号)
眞穴村穴井に漁港築設の請願(第六一〇号)
標津村薫別に漁港築設の請願(第六四四号)
上濱村小砂川に船溜染設の請願(第六五六号)
羅臼船入潤染張工事施行等の請願(第六八一号)
貝取潤村に船入潤染設の請願(第七二四号)
久慈漁港修築の請願(第七四二号)
稻取漁港修築助成の請願(第七八二号)
羽幌漁港修築の請願(第八〇一号)
泊村に船入潤染設の請願(第八三七号)
尾札村木直に船入潤染設の請願(第八四三号)

船泊船入潤染張工事施行の請願(第九五四号)
深浦港を漁港として修築の請願(第一〇四六号)
須佐漁港修築の請願(第一〇四七号)
遠別村に船入潤染設の請願(第一〇六七号)
櫻井町に漁港築設の請願(第一〇七五号)
吉里々々漁港修築の請願(第一〇七六号)
尻屋崎附近に避難港築設の請願(第一〇七七号)
雄武村に漁港築設の請願(第一〇八八号)
本城港を漁港として築設の請願(第一二〇九号)
魚の公定價格改訂に関する請願(第四九号)
魚の公定價格改訂に関する請願(第七五号)
水産廳設置その他漁業に関する請願(第一三七号)
魚の公定價格改訂に関する請願(第二二三号)
漁業者に対する復興金庫よりの融資に関する請願(第二二四号)
同(第二三八号)
魚の公定價格改定に関する請願

(第二四〇号)
同(第二四二二号)
内水面水産増殖に関する請願(第五四九号)
羅臼村の各河川に鮭鱒孵化場設置の請願(第六四七号)
水産業対策に関する請願(第六七九号)
網走支廳管内オホーツク海沿岸に北海道水産試験場支場設置の請願(第九〇五号)
沿岸漁業助成に関する請願(第九三三三三号)
網走市に水産試験場支所設置の請願(第一二六一号)
漁業協同組合法制定促進の請願(第一二七二号)
鮮魚介陸揚地に対する地区別報奨物資差別撤廃の請願(第一一九〇号)
昆布の統制撤廃に関する請願(第一六九四号)
〇笹口晃君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、(美川漁港修築の請願、第五号、江差漁港修築並びに拡張工事施行の請願、第一七号、熊石村に船入潤染設並びに拡張の請願、第一八号、田老港に船溜染設の請願、第二五号、香深港築設の請願、第三一号、水見漁

港浚渫に関する請願、第三九号、川南村通山濱に漁港築設の請願、第五〇号、風ヶ関港修築の請願、第五一号、青森漁港修築促進の請願、第六一号、知床半島に漁港築設の請願、第七四号、奥尻村稻穂に船溜染設の請願、第一三六号、熊石村関内に船溜染設の請願、第一三八号、熊石村相沼泊川に船入潤染設の請願、第一三九号、釣懸船入潤染張工事施行の請願、第一四一号、奥尻村神威脇に船入潤染設の請願、第一四二号、小島村茂草に船入潤染設の請願、第一四七号、上ノ國村に船入潤染設の請願、第一四九号、江良船入潤染張工事施行の請願、第一五〇号、伊萬里漁港修築の請願、第一五七号、太櫓村に船入潤染設の請願、第一六八号、苦小牧漁港修築の請願、第一七六号、伏古別勇拂及び鶴川に船入潤染設の請願、第一七七号、男女群島開港の請願、第一九九号、尻岸内村大潤に漁港築設並びに山脊泊船入潤染張の請願、第二〇二号、鹿部漁港修築の請願、第二〇八号、西田村常神に船溜染設の請願、第二〇九号、宿田曾漁港修築の請願、第二六一号、大原漁港修築の請願、第三二〇号、焼尻村に漁港築設の請願、第三五一号、河野港を漁港に修築の請願、第三

一号、東静内船入潤修築の請願、第三六一号、三石船入潤拡張工事施行並びに舞舞に船入潤築設の請願、第三六二号、眞鍋島村に漁港築設の請願、第四〇〇号、焼尻村に漁港築設の請願、第四〇五号、河野港を漁港に修築の請願、第四〇八号、内海村家串に漁港築設の請願、第四四一号、貝取潤村に船入潤築設の請願、第四四四号、香戸漁港修築の請願、第四八〇号、三津漁港修築の請願、第四八一号、沖浦漁港修築の請願、第四八二号、安浦漁港修築の請願、第四八三号、田島漁港修築の請願、第四八四号、伊達町に漁港築設の請願、第五五八号、柏漁港修築の請願、第六〇九号、眞穴村穴井に漁港築設の請願、第六一〇号、標津村離別に漁港築設の請願、第六四四号、上濱村小砂川に船入潤築設の請願、第六五六号、羅臼船入潤拡張工事施行等の請願、第六八一号、貝取潤村に船入潤築設の請願、第七二四号、久慈漁港修築の請願、第七四二号、稻取漁港修築助成の請願、第七八二号、羽幌漁港修築の請願、第八〇一号、泊村に船入潤築設の請願、第八三七号、尾札村木直に船入潤築設の請願、第八四三号、船泊船入潤拡張工

事施行の請願、第九五四号、深浦港を漁港として修築の請願、第一〇四六号、須佐漁港修築の請願、第一〇四七号、遠別村に船入潤築設の請願、第一〇六七号、櫻井町に漁港築設の請願、第一〇七五号、吉里々々漁港修築の請願、第一〇七六号、尻屋崎附近に避難港築設の請願、第一〇七七号、雄武村に漁港築設の請願、第一〇八八号、本城港を漁港として築設の請願、第一二〇九号、魚の公定價格改訂に関する請願、第四九号、魚の公定價格改訂に関する請願、第七五号、水産廳設置その他漁業に関する請願、第一三七号、魚の公定價格改訂に関する請願、第二二三号、漁業者に対する復興金庫よりの融資に関する請願、第二二四号、同、第二三八号、魚の公定價格改訂に関する請願、第二四〇号、同、第四二二号、内水面水産増殖に関する請願、第五四九号、羅臼村の各河川に鮭鱒孵化場設置の請願、第六四七号、水産業対策に関する請願、第六七九号、網走支應管内オホーツク海岸に北海道水産試験場支場設置の請願、第九〇五号、沿岸漁業助成に関する請願、第九三三三三、網走市に

水産試験場支所設置の請願、第一一六一号、漁業協同組合法制定促進の請願、第一一七一号、鮮魚介陸揚地に対する地区別報奨物資差別撤廃の請願、第一一九〇号、昆布の統制撤廃に関する請願、第一六九四号）の七十九請願を一括議題となし、水産委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。
○議長（松岡駒吉君） 笹口君の動議に御異議ありませんか。
○議長（松岡駒吉君） 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。
美川漁港修築の請願は七十八請願を一括して議題といたします。委員長長の報告を求めます。水産委員長馬越晃君。
美川漁港修築の請願外七十八件に関する報告書
〔都合により最終号の附録に掲載〕
○馬越晃君 ただいま議題となりました請願につきまして、水産委員長における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

請願件数は総計八十三件でございます。して、各件につきまして詳細審議をいたしました結果、保留となりましたものが四件、採択に決しましたものが七十九件でございます。
その内訳を申し上げますと、漁港に関するものが六十二件でありまして、まず第一に昭和二十三年より即時実施に移すべしとの意味をもつて採択に決した漁港は、青森、常神、久慈、稻取、深浦、櫻井、吉里々々、本城でありまして、合計八件、八港でございます。
次に、昭和二十四年度以降速やかに施行すべきものと認めたものは、氷見、通山浜、神威脇、伏古別、男女群島、大洞、鹿部、宿田曾、大原、東静内、三石、家串、香戸、安浦、伊達、穴井、小砂川、羅臼、泊、木直、雄武でありまして、合計二十一件、二十一港でございます。
次に、美川、熊石、田老、風ヶ関、知床、稻穂、関内、相沼、泊川、舞舞、茂草、上ノ國、江良、太櫓、山背泊、眞鍋島、河野、三津、沖浦、田島、勇拂、鶴川、柏、藻別、貝取潤、須佐、遠別、尻屋崎の二十四件、二十八港は、地方廳と中央當局との連絡が欠け

ており、設計の計画その他を検討し、事情を勘案いたしました結果、これは即時実施に移すべきものとして採択いたしましたのであります。
次に、運輸省の所管に属するものでありますが、漁港関係の施設は水産當局において実施すべきものと認めて採択に決したものは、江差、香深、釣懸伊万里、苦小牧、焼尻、羽幌、船泊の九件八港に相なつておる次第であります。
なお、その他魚の公定價格改訂について請願したものの五件、漁業者に対する復興金庫よりの融資に関する請願したもの二件、水産試験場支所設置、さけ、ます孵化場設置に関する請願三件、内水面水産増殖に関する請願一件、水産廳設置、水産対策、沿岸漁業助成、漁業協同組合法制定促進、陸揚地に対する地区別報奨物資差別撤廃、こんぶの統制撤廃に関する各請願が一件ずつでございます。
以上申し述べましたように、本委員会においては、ただいま議題になりましたものは、いずれも委員会において採択に決したわけであります。何とぞ各位の御賛成を希望いたします。（拍手）

○議長(松岡駒吉君) 美川瀬港修築の諸議は七十八議院は委員長報告の通りいずれも採択するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君) 御異議なしと認めます。よつて各議院は委員長報告の通り採択するに決しました。

なお七月一日は定刻より本会議を開きます。本日はこれにて散会いたします。

午後八時十四分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 芦田 均君
外務大臣 北村徳太郎君

大蔵大臣 鈴木 義男君

國務大臣 森戸 辰男君

文部大臣 竹田 儀一君

厚生大臣 永江 一夫君

農林大臣 岡田 勢一君

運輸大臣 吉米地義三君

國務大臣 野澤 勝君

國務大臣 一松 定吉君

出席政府委員

内閣官房次長 有田 喜一君

内閣官房次長 福島慎太郎君

經濟安定政務次官 西村 榮一君

總理廳事務官 前田 克己君
大蔵政務次官 荒木萬壽夫君
文部政務次官 細野三千雄君
文部事務官 榎木 亨弘君

農林政務次官 大島 義晴君

運輸政務次官 木下 榮君

運輸事務官 芥川 治君

労働政務次官 大矢 省三君

〔朗読を省略した報告〕

一、昨二十九日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律

職業安定法の一部を改正する法律

中小企業廳設置法

一、昨二十九日日本國憲法第八條の規定による議決をなし、内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

一、昨二十九日國會において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

國家公務員法第十三條第二項及び地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、臨時人事委員会の地方の事務所の設置に関し承認を求めめるの件

一、昨二十九日芦田内閣總理大臣から松岡議長宛、次の通り発令があつた旨の通知を受領した。

總理廳技官 雨森 常夫

外務事務官 西村 熊雄

第二回國會政府委員を命ずる

一、昨二十九日議長において、次の常任委員の辭任を許可した。

運輸及び交通委員 松本 一郎君

財政及び金融委員

川崎 秀二君 栗田 英男君

藤田 榮君 長野 長廣君

通信委員 園田 直君

一、昨二十九日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

運輸及び交通委員 前田 正男君

財政及び金融委員

志賀健太郎君 小松 勇次君

高瀬 傳君 園田 直君

通信委員 長野 長廣君

一、昨二十九日議員から提出した議案は次の通りである。

福井、石川並びに和歌山縣下における震災の救援に関する決議案

(山崎猛君外十三名提出)

一、昨二十九日内閣から提出した議案は次の通りである。

罹災都市借地借家臨時処理法第二

十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

昭和二十三年六月以降の政府職員

の俸給等に関する法律案

教育公務員の任免等に関する法律案

一、昨二十九日参議院から受領した同院提出案は次の通りである。

あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法に関する特例案

一、昨二十九日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

健康保險法の一部を改正する法律案

温泉法案

一、昨二十九日参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。

保險募集の取締に関する法律案

一、昨二十九日予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

鐵道軌道の通水構造に関する法律案

(参議院議員大山安君提出)

一、昨二十九日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

罹災都市借地借家臨時処理法第二

十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

(内閣提出(第二〇〇号))

司法委員会 付託

昭和二十三年六月以降の政府職員

の俸給等に関する法律案(内閣提出(第二〇一号))

財政及び金融委員会 付託

教育公務員の任免等に関する法律案(内閣提出(第二〇二号))

文教委員会 付託

福井、石川並びに和歌山縣下における震災の救援に関する決議案

山崎猛君外十三名

一、昨二十九日委員会に付託された議案は次の通りである。

あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法に関する特例案(参議院提出、参議院送付(第三号))

健康保險法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付(第一九七号))

温泉法案(内閣提出、参議院送付(第一九八号))

一、昨二十九日参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。

保險募集の取締に関する法律案

一、昨二十九日予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

鐵道軌道の通水構造に関する法律案

(参議院議員大山安君提出)

一、昨二十九日議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。

罹災都市借地借家臨時処理法第二

十五條の二の災害及び同條の規定を適用する地区を定める法律案

(内閣提出(第二〇〇号))

司法委員会 付託

昭和二十三年六月以降の政府職員

の俸給等に関する法律案(内閣提出(第二〇一号))

財政及び金融委員会 付託

教育公務員の任免等に関する法律案(内閣提出(第二〇二号))

文教委員会 付託

一、昨二十九日予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

鉄道軌道の通水構造に関する法律案(参議院送付(予審第九号))

国土計画委員会 付託

一、昨二十九日参議院に送付した條約及び約定に加入の承認を求めるの件は次の通りである。

万国郵便條約及び小包郵便物に関する約定に加入することについて承認を求めるの件

一、昨二十九日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

製造たばこの定價の決定又は改定に関する法律案

経済警察廳法案

風俗営業取締法案

市町村立学校職員給与負担法案

水産廳設置法案

船員保險法の一部を改正する法律案

貿易資金特別會計法の一部を改正する法律案

一、昨二十九日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

議院事務局法の一部を改正する法律案

律案(議院運営委員長提出)

議院法制局法案(議員運営委員長提出)

選挙運動等の臨時特例に関する法律案(政党法及び選挙法に関する特別委員長提出)

衆議院議員選挙法の一部を改正する法律案(政党法及び選挙法に関する特別委員長提出)

一、昨二十九日次の内閣提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意しないことを議決した旨並びに同案に対して出席議員の三分の二以上の多数をもつて、さきに本院において可決した通り、再び可決した旨参議院に通知した。

中小企業廳設置法案

一、昨二十九日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

皇室經濟法施行法の一部を改正する法律案

日本國憲法第八條の規定による議決案

職業安定法の一部を改正する法律案

國家公務員法第十三條第二項及び地方自治法第五十六條第四項の

規定に基き、臨時人事委員会の地方の事務所の設置に関し承認を求めるの件

一、昨二十九日内閣から次の議案を撤回する旨の申出があつた。

建設省設置法の施行に伴う法令の整理等に関する法律案

一、昨二十九日提出した緊急質問は、次の通りである。

小田原地検における日東硫黄過りん酸石灰肥料事件に関する緊急質問(成重光貴君提出)

國鉄労働組合の新ダイヤ反対に関する緊急質問(中村寅太郎君提出)

〔早稻田財政及び金融委員長の軍事公債の利子支拂の特例に関する法律案報告演説参照〕

ただいま議題となりました軍事公債の利子支拂の特例に関する法律案について、財政及び金融委員会における審議の経過並びに結果について申し上げます。

本案の内容をへ要綱説明いたします。

まず第一に、本措置の対象たる軍事公債の範囲は、支那事變國庫債券、支那事變特別國庫債券、大東亞戰爭國庫債券、大東亞戰爭特別國庫債券に限

定することとし、また支那事變及び大東亞戰爭の名称を冠している軍事公債であつても、割引國債はこれを除外いたしてあります。

第二に、前述の軍事公債の利子で、昭和二十三年七月一日から昭和二十四年六月三十日までの一年間に支拂期日の到来するものに限り、その支拂期日は、これを当該軍事公債の償還期日として定められている日に変更することとしたしてあります。

第三に、これに伴つて、國は、軍事公債の償還の日において、支拂期日を変更した利子を支拂うときは、その利子の金額に対して、従前の支拂期日から当該軍事公債の償還期日までの期間に應じ年三分五厘の割合を乗じて得た金額を、当該利子の金額に加算して支拂うこととしたしてあります。しかし、この加算して支拂われる金額に關し、所得稅法等他の法令の適用については、これを軍事公債の利子とみなすこととしたしてあります。

第四に、本措置により金融機關等法人がこうむる影響をできるだけ緩和するため、その法人が決算を行う場合においては、その所有にかゝる軍事公債の利子で、支拂期日を変

更されたものの既経過分に相当する金額は、これを益金として計上することができることとしてあります。

第五に、國際信用を維持するため、外國人の所有する軍事公債の利子については、今回の措置の適用から除外することとしたしました。但し、本措置の実効を確保するため、軍事公債の利拂停止的処理方策につき政府声明の発せられた昭和二十三年五月十五日において外國人が現に所有し、かつ同日以後引續き所有する軍事公債の利子であつて、その支拂を外國人が請求する場合に限つてこれを除外することとしたしたのであります。

第六に、この法律案に定めるもののほか、この法律の施行に關し手続上必要な若干の事項については、大藏大臣が定めることとなつております。

本案は、去る四日、本委員会に付託されたものでありまして、七日提案理由の説明を聴取し、二十一日より本格的な質疑に入りまして、以下、順を逐つて主なる質疑について申し上げます。

まず二十一日には、青木委員より、軍事公債の利拂は延期されたが、それ

に充てられていた十五億の使途はどうなっているか、また利拂について今後いかなる対策をとるかとの質疑がありました。これに対し政府よりは、本措置によつて浮いた十五億は、七億を災害対策費に、五億を六・三制に、三億を生活困難者救済用等に充てることとした、また延長するようなことは考えていないとの答弁がありました。

翌二十二日には、参考人として銀行協会の川尻芳郎君、産別の高倉金一郎君、日銀副総裁の川北禎一君の出席を求め、本案について参考意見を聴くこととしたしました。

まず川尻氏は、一、今後の公債の消化に悪影響を及ぼすこと、二、対外的にも、たとえば米國の金融界に非常な反響を呼んでいること等を指摘され、高倉君は労働者の立場から、擬制資本を温存するもので、勤労者生活を脅かす、未だに日本では軍事公債というものが支持されているという点は世界の勤労者からきられるという点をあげて反対されました。最後に川北君は、國家信用、信用制度、通貨面から見て、今回の措置はまことにつまらぬ問題だと思ひ、そしてこれは、決して財源の捻出プラスにはならないと論ぜられました。

これら参考人の意見に対して、社会党の川合彰武君、民主党の中曾根君、民主自由党の松田、苦米地の両君等より、次のような質問がありました。すなわち一、昨日の大蔵大臣の語によると、金融界においてはこれを了承し、何ら差支のないような計画があるとのことだがいかん。二、國民の敗戦の現実に対する認識が進んでいるから、本措置により國家の信用が失われ、それによつて貯蓄の増強が損われるようなことはないと思ひがいかん。三、これは一箇年という確約をもつてやつていけるのであるが、その場合に銀行の運用自体に亀裂を生ずるようなことがあるかどうか。

これらに対して参考人よりは、およそ次のような答弁がありました。一、金融機關の善後措置については、公式には何も聞いていない、ただ非公式には、何らかの方法、たとえば特別の勘定を設ける等がとられるという話は聞いた、後段の問題について、これは一箇年で済まされると思ひない、わずかばかりの金を捻出するため、國家の負担を重くする必要がどこにあるのか、

この点が不審である。また公約破棄は信用制度に重大な影響を及ぼす、百害あつて一利なきものを、政治のあやによつてカバーするこの措置には、まづたく反対であると述べられました。

二十三日には、宮崎委員より総理大臣に対し、國民の基本的權利義務を簡單な法案で侵そうとする本措置は憲法と矛盾するものであるとの意見が述べられました。これに答えて芦田総理大臣より、憲法第十二條において、それが公共の福祉のために利用せられるならば、やむを得ない旨が規定されていると述べられました。

翌二十四日、大上委員よりは、一、軍事公債利拂延期により他の國債が証券市場に及ぼす影響いかん、二、本案は外國人の不信を買い、満足な外資導入に支障を來すものである等の質疑がありました。これらに対し政府よりは、わが國では未だ市場が公開されていない、従つて、正しい意味での市場価格がない、また軍事公債の九割六分ぐらひは日本銀行に登録されているため、轉々流通すべきものではなく、また登録を解除したものもないので、市場への影響はない、また軍事公債利拂延期については、外國の世論はこれを日

本の國內問題としており、これがために英米いづれにおいても日本の信用が落ちたような現象は現われていない、大要このような答弁がありました。

続いて二十五日、島村委員は、軍事公債のなす上げは十五億円の赤字公債を發行したことに同様な結果になると述べられました。これに対して政府より、今回の措置は國家が新たな債務を負担することにならない、従つて、赤字公債發行と同様になるとは考えないとの答弁がありました。

その翌二十六日には、堀江委員より、これは擬制資本であるから、英断的に打切るか残すかを決定されたいとの意見が述べられました。これに対しては、大部分金融機關の所有になつてい

るが、これは大衆預金の集積である、物にかえれば相当高額の利得になつたのに、そのまま保持してきたのだから、それを今打切ることなどは毛頭考へていないとの答弁があり、青木委員の、政府の提案理由中に國民経済及び國際信用に及ぼす影響を最小限度に止めるため云々とするが、この見解いかんという質問については、このこと自体には矛盾がある、利子の支拂を打切るべしという議論を、この程度で止め

て、渡乱を最小限度に食い止めようという一面から、かように決定したのであるとの答弁がありました。なお石原委員の、期間一年は信じがたいという点については、閣議で決定したもので間違いないと、北村大蔵大臣より確信ある答弁がございました。

以上、質疑のおもなるものについて申し上げましたが、審議開始以來、本法律案の重要性に鑑み、委員諸君と政府側との間に激しい意見の交換が行われ、二十六日、ようやく質疑打ち切りの段階に達しました。

次いで、二十九日討論に入りしました。民主自由党を代表して石原登君は、國民の大多数が反対であること、内外に及ぼす悪影響等を述べて本案に反対され、社会党代表中崎敏君は、軍事補償を打切つた今日、当然こうした措置がとられるべきであることを述べて賛成、また第一議員俱樂部を代表して堀江實藏君は、十五億の赤字公債發行と同結果になるという点を指摘して反対意見を述べられました。また民主党代表の梅林時雄君は、三党政策協定の道義上並びに財政需要の必要から本案に賛成する旨を述べられ、社会革新党代表の本藤恒松君及び農民党を代表して

の河口陽一君は、それ／＼反対意見を述べられました。

かくて討論を終り採決の結果、賛成多数をもつて原案の通り可決いたしました。

定價 一部 二四二十錢

發行所

東京都新宿区市ヶ谷本村町
印刷局
電話九段五三〇〇
振替東京一九〇〇
圖書課